



第1回跡地活用庁内検討会議(報告)

日時 平成23年8月2日(火) 13:15~14:30

場所 第5会議室

1. 部長あいさつ

- ・県から3支援学校跡施設の利活用について、地元として計画案があれば8月までに出してほしいと、このほどあった。検討時間がないので、少し待ってほしいと回答している。
- ・新庁舎建設にともない、庁舎別館の利活用も考えなければならない。
- ・跡地活用については、個別ではいい案がでない。課を超えて考えてほしい。
- ・利活用だけでなく、処分ということも視野に入れておくことも。
- ・ハード面だけでなく、ソフト面も考える。
- ・今後の公共施設のあり方にも及ぶことになる。
- ・他市の事例も参考にしてほしい。

2. 議題

(1) 跡地活用庁内検討会議設置の経緯、検討方法、スケジュール等

- ・別紙資料に沿って説明があった。
- ・分科会(当課は、3支援学校跡地分科会)の出席予定者を8月10日までに企画調整係 小野までメールで報告してほしい。～吉岡係長に出席してもらいたい。メールで報告のこと。
- ・第1回の各分科会を8月下旬に開催予定。

○3支援学校

- ・県有施設は造らない。(県としての活用案なし)
- ・有償貸付もあり。
- ・施設の一部活用もいい。
- ・耐震化は、ととろ聴覚支援学校の体育館を除き、ほぼ完了している。

○旧消防庁舎

- ・庁舎建設が終わるまでは、倉庫として活用するので、庁舎建設後の利活用で考えてほしい。

○市営船倉団地跡地

- ・旧消防庁舎と一体的な活用を検討する必要がある。

○閉校となった小・中学校跡地・・・別紙のとおり

以上

犬田

第1回跡地活用庁内検討会議

日時：平成23年8月2日(火)

13:15～14:30

場所：第5会議室

出席者： 財政課長
社会教育課長を除く。全員出席。

会次第

1. 開会

2. 企画部長あいさつ (別紙のとおり)

3. 議題

(1) 跡地活用庁内検討会議設置の経緯、検討方法、スケジュール等について

別紙のとおり

(2) その他

跡地活用庁内検討会議

1. 設置の背景、目的

- 市内には、旧消防庁舎、市営船倉団地跡地、閉校となった小・中学校等、多くの跡地が存在している。
- また、H24年度に宮崎県が延岡西高跡地に「延岡総合特別支援学校」(仮称)を開設するため、現在の3支援学校も跡地となる可能性が高い。
- 市議会においても、毎回のように跡地活用に関する質問が出されるなど、跡地活用に対する関心、期待が徐々に高くなっている。
- 各跡地については、これまで担当課を中心に検討を行ってきたが、今後、総合的に検討を行うために、「跡地活用庁内検討会議」を設置する。

2. 検討方法

○ 検討会議メンバー (関係課長20名)

- | | |
|---------------|--------|
| ● 企画課長 | 中村 慎二 |
| ● 市民協働・男女参画課長 | 太田 素一 |
| ● 管財課長 | 松田 謙二 |
| ● 財政課長 | 伊東 浩一 |
| ● 高齢福祉課長 | 吉岡 武彦 |
| ● こども家庭課長 | 山本 雅浩 |
| ● 障がい福祉課長 | 中須 恒孝 |
| ● 健康増進課長 | 山部 美津弘 |
| ● 農林畜産課長 | 甲斐 經敏 |
| ● 商業観光課長 | 野々下 博司 |
| ● 工業振興課長 | 高久 昌一 |
| ● 都市計画課長 | 宇和田 光洋 |
| ● 建築住宅課長 | 甲斐 修二 |
| ● 北方地域振興課長 | 吉田 道信 |
| ● 北川地域振興課長 | 小野 貢 |
| ● 教育委員会総務課長 | 上田 眞二 |
| ● 学校教育課長 | 橋本 慎朗 |
| ● 保健体育課長 | 佐藤 理洋 |
| ● 社会教育課長 | 穴井 誠二 |
| ● 消防本部総務課長 | 柿木 政則 |

(訂正)
米~正武のた
有念(別紙)の活用
旧制で... 兼ねて...
課長=22 係長=...
利活用... 追加も検討
ソフトも...
公共施設...
北川の... 追加も検討

- 検討会議の下に、各跡地の検討を行うため、次の分科会(係長級)を置く。
 - (1) 3支援学校跡地分科会
 - (2) 旧消防庁舎、船倉団地跡地分科会
 - (3) 閉校小・中学校跡地分科会
- 検討状況については、行政経営会議で報告する。

3. 関係課

(◎：主管課、○：出席課)

課名	分科会名	3支援学校跡地分科会	旧消防庁舎、船倉団地跡地分科会	閉校小・中学校跡地分科会
企画課		◎	◎	○
市民協働・男女参画課		○		
管財課			○	○
財政課		○	○	○
高齢福祉課		○		○
こども家庭課		○		
障がい福祉課		○		
健康増進課		○		○
農林畜産課				○
商業観光課			○	○
工業振興課				○
都市計画課		○	○	
建築住宅課		○	○	○
北方地域振興課				○
北川地域振興課				○
教育委員会総務課		○		◎
学校教育課		○		○
保健体育課		○		○
社会教育課		○		○
消防本部総務課			○	

4. 推進体制

- 検討会議には課長級、分科会には係長級が出席する。
- 分科会では座長を選任して、会議を進行する。
- 複数の分科会に出席する課は、課内で分担して出席する。
(今後の連絡を円滑に行うために、分科会出席予定者を8月10日までにメールで企画課企画調整係小野までお知らせください。)
- 検討内容をまとめるために、企画課が全ての分科会に出席する。
- 分科会開催前には各課内で情報収集や意見の集約を行う。
- 分科会で各跡地の活用例を数例、報告できるよう検討を重ねる。
- 検討内容(例)
 - 1. 跡地の現状、課題
 - 2. 地域住民の意向
 - ▷ 3. 既存の施設を利用する場合の活用方法
 - 4. 施設の安全性(耐震性、津波、洪水対策等)
 - 5. 施設の維持管理費
 - ▷ 6. 施設を解体撤去する場合の費用
 - 7. 解体撤去した後の活用方法
 - ▷ 8. 施設の解体撤去による補助金返還義務が発生するか。
 - ▷ 9. 補助事業や起債事業等、財源確保の見込み。
 - 10. 民間等への売却が可能か。
 - ▷ 11. 用途指定や災害関係地域指定、避難所指定の有無
 - 12. 交通アクセスや周辺環境
 - 13. 調整、協議が必要な関係機関
- 各分科会での検討状況を見ながら、検討会議を開催し、分科会での検討内容の報告を行う。
- 分科会の開催案内や会場予約、資料作成は、各分科会の主管課が行う。

個人検討も!

5. 今後のスケジュール

月	時期	内 容
7	上	
	中	
	下	
8	上	第1回検討会議（検討会議設置の目的、スケジュール等の説明）
	中	
	下	第1回各分科会（跡地の現状、課題抽出）
9	上	9月議会
	中	9月議会
	下	
10	上	第2回各分科会（跡地活用案の検討）
	中	
	下	第2回検討会議（中間報告）
11	上	
	中	第3回各分科会（跡地活用案の検討）
	下	
12	上	12月議会
	中	12月議会
	下	
1	上	
	中	第3回検討会議（それぞれ数例の活用案を報告する）
	下	（微調整を行うために、分科会を開催する可能性あり）
2	上	
	中	
	下	
3	上	3月議会
	中	3月議会
	下	

インターネット
等で先進地の
事例調査

第4回以降の
分科会開催が
必要であれば、
適宜開催する。

参考資料《跡地の状況》

(1) 3支援学校

- 3支援学校統合後の施設について、県は教育施設としての活用する考えはなく、県の普通財産として、売却を含め検討する。
- 3支援学校の概要

		わかあゆ	たいよう	ととろ聴覚
所在地		松山町	櫛津町	土々呂町
設置年度		S 42 年度	S 53 年度	S 30 年度
敷地面積	建物	19,990 m ²	15,258 m ²	11,809 m ²
	運動場	4,565 m ²	1,445 m ²	6,571 m ²
	その他	435 m ²	1,435 m ²	605 m ²
	合計	24,900 m ²	18,138 m ²	18,985 m ²
建物建築年月	管理棟	S 41.6	S 54.3	S 47.3
		1,055 m ²	1,641 m ²	1,076 m ²
建物建築年月	教室棟	S 42.3	S 54.3	S 45.3
		3,779 m ²	2,399 m ²	2,336 m ²
建物建築年月	特別教室棟	S 47.3	H 6.2	H 4.3
		224 m ²	201 m ²	453 m ²
保有面積	体育館	S 43.3	S 55.7	S 50.3
		429 m ²	600 m ²	596 m ²
保有面積	視聴覚室			H 8.3
				152 m ²
保有面積	工芸室			S 46.3
				244 m ²
その他		・ 浸水実績あり	・ 海拔が低い	・ 周辺は住宅地

- H22.3.26 3支援学校跡地に関する庁内会議
 - 【高齢福祉課】 わかあゆ跡地は、若葉荘の移転先として活用できないか。
 - 【企画課】 教育、福祉、アスリートタウンと連携した施設はできないか。
 - 【都市計画課】 3施設跡地とも、公益・公共的施設の建設は可能である。
 - 【児童家庭課】 わかあゆ跡地に総合的な子育て支援施設を建設できないか。
 - 【工業振興課】 周辺が住宅地、道路の状況から、企業誘致の敷地としては不適。
 - 【保健体育課】 県北に県営の体育施設を要望している。
 - 【障がい福祉課】 グループホーム、障がい支援センターが考えられる。
 - 【健康増進課】 健康管理センターに代わる施設がほしいと考えている。
 - 【社会教育課】 たいようの近くには貴重な干潟があり、自然観察のできる青少年育成センターはできないか。また、土々呂地区にはコミュニティセンター、体育館がないとの声がある。
 - 【教育委員会総務課】 県北の先生方の研修センターがほしい。

(2) 旧消防庁舎

○ 敷地面積：1,983 m²

しりゅう・市営で旧消防庁舎へ

○ 建物の概要

S 48 建設 鉄筋コンクリート造 2 階建て 881 m²

S 54 建設 鉄筋コンクリート造 3 階建て 1,223 m²

H 1 建設 鉄骨造 2 階建て倉庫 99 m²

H 8 建設 鉄骨造平屋建て倉庫 84 m² 延べ床面積合計 2,287 m²

○ 建物を解体撤去する場合の概算事業費：61,171 千円

○ 建物の増改築を重ねたため、複雑な構造となっており、老朽化も進んでいる。

○ 現在は建物を市の倉庫として利用し、裏側の駐車場を有償で貸し付けている。

庁舎建設に比し活用を促している

しりゅう・活用を促している

(3) 市営船倉団地跡地

○ 市営船倉団地を解体撤去し、一部は警察の駐在所用地、残りは更地となっている。

○ 敷地面積：870 m²

○ イベント開催時に臨時駐車場として、有償で貸し付けている。

○ 正面に位置する旧消防庁舎と一体的な活用を検討する必要がある。

(4) 閉校となった小・中学校跡地

- 市内には現在、7箇所の閉校となった小・中学校跡地がある。
- 現在は、地域住民のレクリエーションの場として開放されている。
- 一部で試験栽培や地元の協議会による活用方法の検討が行われている。
- これらの施設は、地域との関わりが深い施設で、災害時の重要な避難施設という点も踏まえながらの検討が必要である。
- 概要

		安井小	上鹿川小	下鹿川小	瀬口小	下赤小・中	松葉小・中	祝子川小・中
所在地		安井町 1353	北方町上鹿川 申 735	北方町下鹿川 申 214-1	北川町川内名 3175-39	北川町川内名 9406	北川町川内名 435	北川町川内名 10506-2
閉校年月		H5.3	H17.3	H14.3	H20.3	H20.3	H20.3	H15.3
敷地面積		4,659 m ²	6,764 m ²	432 m ²	10,085 m ²	12,062 m ²	13,355 m ²	7,310 m ²
管理棟 教室棟	建築年	S 41	S 38,52	S 61	S 42	S 38	S 44	H19 解体撤去
	面積	410 m ²	845 m ²	759 m ²	908 m ²	1,239 m ²	988 m ²	0 m ²
体育館	建築年	H13 解体撤去	S 46	H2	S 51	S 50	S 56	S 54
	面積		284 m ²	224 m ²	510 m ²	510 m ²	542 m ²	510 m ²
その他		<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設として、主に野外キャンプ場として活用している。 地元管理運営委員会に委託 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から車で 60 分 水や石が有名 フェニックスアートが盛ん いきいき集落指定 キャンプ場近く 老朽化しており使用不可 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から車で 40 分 体育館が避難所指定 体育館は農林課管理 運動場は屋根付 いきいき集落指定 比叡山 管理~地元委託 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から車で 30 分 H7 に管理教室棟とトイレ棟を大規模改修 H16 台風 23 号で運動場と学校周辺が浸水 地域住民による活性化協議会設置 鏡山登山口付近 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から車で 30 分 体育館が避難所指定 H7 に教室棟を大規模改修 地域住民による活性化協議会設置 試験栽培に貸出実績あり 国道 326 号沿線 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から車で 40 分 体育館が避難所指定 校舎建物未耐震化 H21 臨時交付金で体育館屋根改修 消防団の訓練場 杵形群生地 しきみ、銀杏産地 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所から車で 50 分 体育館が避難所指定 大崩山 祝子川温泉 管理~地元委託

平成 23 年 7 月 13 日

市民協働・男女参画課長 様

資産税課長



ウルストラ学園短期大学施設の固定資産評価額について (回答)

標記の件につきまして、下記物件の固定資産評価額を以下の通り回答いたします。

※土地・建物所在 延岡市緑ヶ丘 5 丁目 1-12

昭和 44 年建築 鉄筋コンクリート造平屋建 772.42 m²

① 鉄筋コンクリート造の固定資産評価額

$$(23 \text{ 年度 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり } \underline{\text{¥17,212}}) \times \frac{6}{100} \times 690.19 \text{ m}^2 = 714,838 \text{ 円}$$

② 土地の固定資産評価額

$$(23 \text{ 年度 } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たり } \underline{\text{¥20,546}})$$

借借料算出

土地 固定資産評価額 $\times \frac{4}{100} = \text{年額}$

↓土地

" $\times \frac{6}{100} = \text{年額}$

↓建物

時価 = 固定資産評価額 = 0.7

↓
売買するとき使う、借借借では使わかん

担当	係員	市民協働係長	市民協働・男女参画課長	企画部長
				

(会議・調査) 報告書 兼 処理方針書

(会議・調査)名	旧歯科衛生士専門学校跡調査
出席者	建築住宅課 甲斐課長、中城補佐、甲斐係長、当課 吉岡、松田
日時	平成23年10月13日(木) 13時30分～14時10分
場所	旧歯科衛生士専門学校校舎

(~~会議~~)・調査 内容

- ・  の案内により、全室の調査を行った。
- ・ 施設は、鉄筋コンクリート2階建 (1F425.763㎡、2F292.31㎡、計718.07㎡)、昭和62年建築(24年経過)である。
- ・ 全体的な印象としては、これまで検討してきた平屋建の短大跡施設2号館と比較すると、一部の床を除き、壁、床、天井、照明、窓等は大変きれいで良い状態にあり、改修費用も軽減できるものと思われた。
- ・ 次の事項を重点に調査を行った。
 - ①子どもから高齢者に至るまでの住民が利用できるか。⇒受付カウンターを低く、ドアは引戸へ改修要。
 - ②バリアフリー化できるか。⇒玄関等の段差解消のためスロープ等の改修要。
 - ③住民の学習や研修等に対応できる機能を備えることができるか。
 - ⇒施設改修をせず、放送備品等の購入やブラインド設置により経費節減可。
 - ④高齢者の利用、また交流場所として一部和室を備えることができるか。⇒小室内の1つを改修要。
 - ⑤トイレは、男女別、多目トイレを備えることができるか。
 - ⇒旧倉庫、旧機械室、旧トイレ(女1基、男2基)を改修要。
 - ⑥駐車場、駐輪場が確保できるか。⇒植込部分の改修(植込から敷砂利へ)要。現駐輪場は利用可の回答。
 - ⑦空調設備が必要か。⇒現在の据え置き型のエアコンは移転予定のため新たに設置要。
- ・ 1階部分のみで、大会議室を2室、小会議室を2室、和室を1室、事務室を1室、倉庫2室、男女別トイレ、多目トイレが確保できるものと思われる。
- ・ 本日の調査を踏まえての市の活用案と、学園からの要望事項に対する市の考え方を作成し学園側に後日文書で提示する旨、さらにその後は管理運営についての協議が主題となるであろう事を事務長に伝える。
- ・ 事務長は、管理運営委員会に理事長が入ることはなく、学園の事業をコミセンでやろうとしているわけでもないとの話をされた。
- ・ 改修費用算定に当該施設の設計図書が必要なため、平成23年10月19日までの期間で借用した。

課題・問題点	処理案	決定処理方針
①階段が集会所の基準を満たさないの で2階部分は集会所利用が不可。	①2階はコミセンとして活用せず、 賃貸借契約は全館で行う。	① } 処理案のとおり ② } ③ }
②学園からは「貸与場所は建物と駐車場(独立)」とされているが、駐車場部分が明示されていない。	②当該施設に連続する東側の植込み部分(15台程度)を砂利敷に市が施工(30台程度)し、できれば建物賃貸料に組込む事で交渉する。	
③指定管理者にウルスラ学園がなることを希望している。	③問題が多すぎるので指定管理者にはできない。管理運営委員会に参画してもらうことを基本とする。	
		決定日 H23.10.14

[REDACTED]

[REDACTED]

担 当	市民協働係	市民協働係長	課 長	企画部長
				

企画部長



会 議 報 告 書

会議名	ウルスラ短大跡地利用に関する協議
日 時	平成 23 年 2 月 16 日 (水) 14 時から 15 時 30 分
場 所	ウルスラ短大会議室
出席者	 建築住宅課 (中城係長)、市民協働・男女参画課 (太田副参事、田口係長、松田)

会 議 内 容

【確認事項】

- ・学園側の持っている構想に現在のところ変更はない。
- ・コミュニティ施設の部分については市の管理で、収益事業の部分については学園側で運営していく。
- ・2、3 年後には、文教、福祉の分野でも活用をしてもらいたい。その活用方法について市でアイデアを出してほしい。
⇒コミュニティ施設としての利活用だけでなく、全庁的にその利活用について、検討することも必要。
- ・現在ある学習施設や福祉施設等で対応できない部分をカバーするような事業展開を検討している。同一の事業者との競争ではなく、共存・協力する方法。
- ・緑ヶ丘地区の住民に対して、現在、会議室等を開放しており、会議等で利用してもらっている。
- ・建物 (1 号館) については、平成 16 年に耐震化工事を済ませている (平屋建ての 2 号館については未整備)。
⇒2 号館について、改修を伴わない用途変更であれば、耐震整備の必要はないが、改修・改築を伴うのであれば、耐震整備が必要になるとのこと (建築住宅課 中城係長より)。

【質問事項】

- ・トイレについて、現在設置されているものの他に、整備する予定は？
⇒調理実習室横の倉庫をトイレとして整備する予定。また、1 号館 1 階のトイレも拡張する予定。
- ・公共施設として整備するのであれば、バリアフリー化を検討する必要があるが、整備の



予定は？

⇒市のほうがどのような利用をするかによるので、バリアフリー化については、学園側で行う予定はない。

【現地を視察しての所感】

・コミュニティ施設として整備を進めるのであれば、実際に利用する際の人の流れや、学園側が運営する収益事業部分の利用者との兼ね合いを踏まえると、2号館の一部（別紙図面の黄色部分）をまとめて借りるほうが望ましいので、今後の協議の中で学園側にも協力を求めたい。

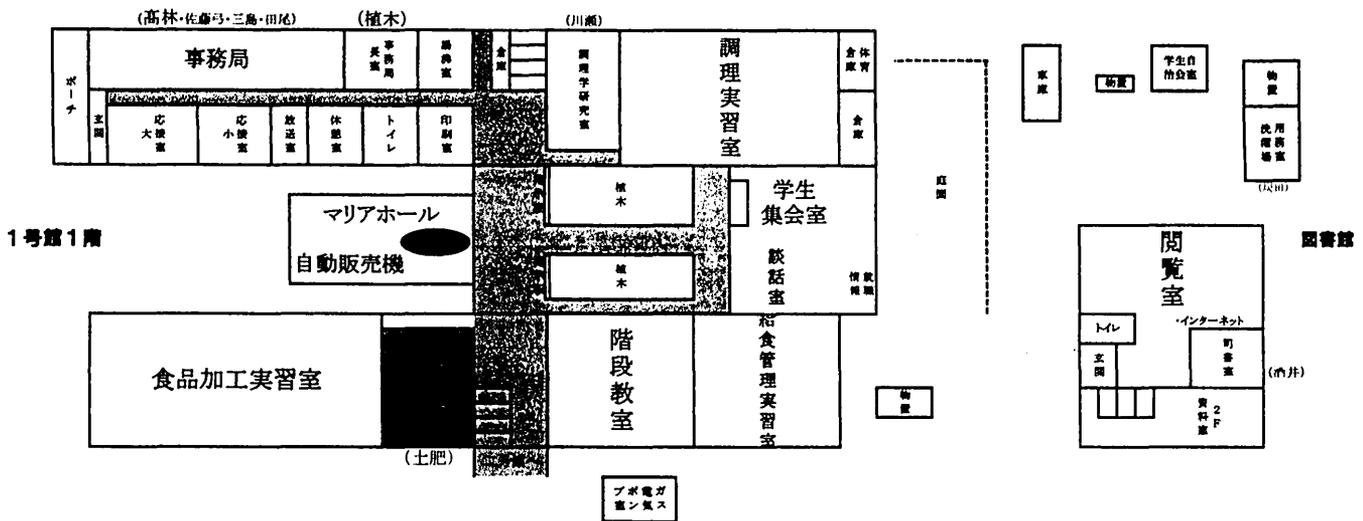
【次回協議までの課題】

・跡地利用について、全庁的に話し合いの場を設けて、コミュニティ施設としての利用や、文教・福祉の分野での利活用について検討した上で、今後の方向性を示していく必要がある。

以 上

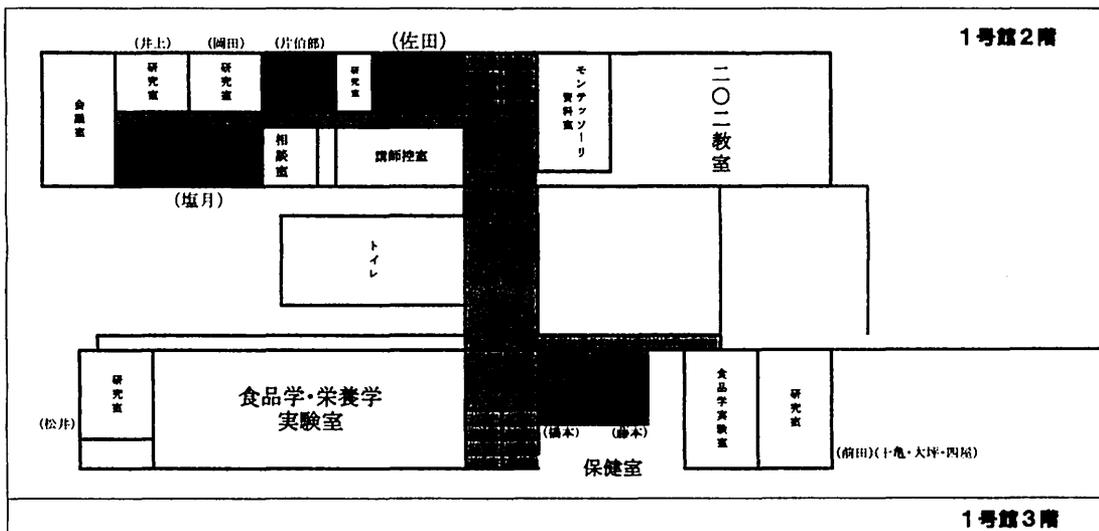
聖心ウルスラ学園短期大学 校内見取り図 (略図)

↑第1号館場所 (運動場南側)

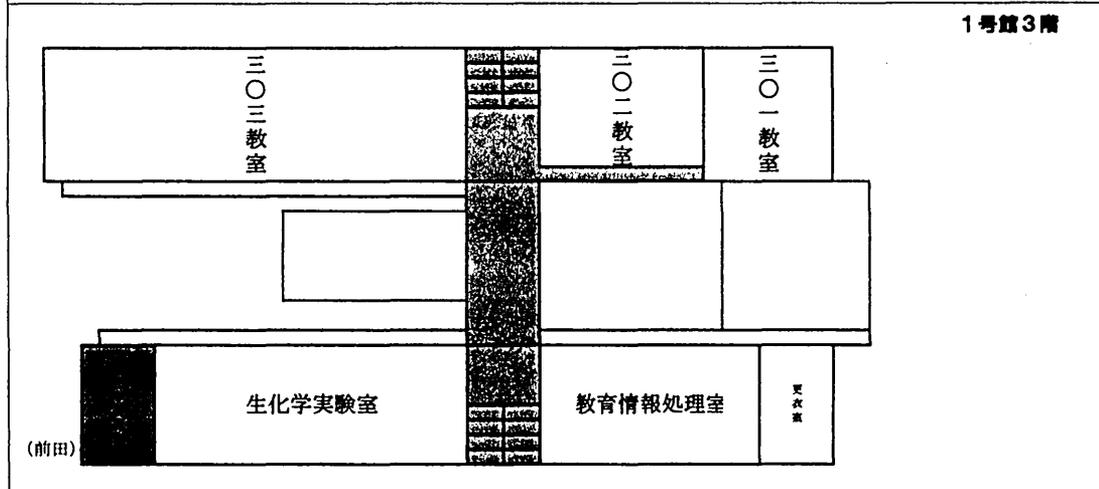


1号館1階

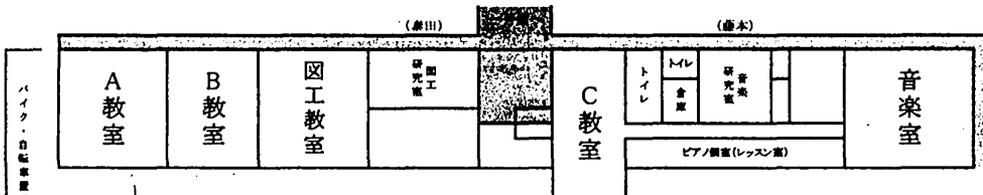
1号館2階



1号館3階



2号館



↑第2号館場所 (北広場)

現在は基金訓練で使用

ウルスラ短大跡地利用協議(H23.2.15)



食品加工実習室



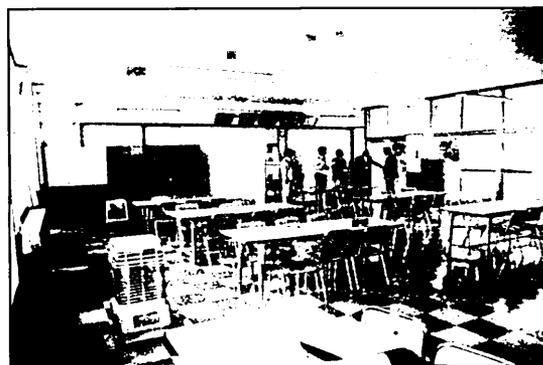
C教室



ピアノ個室



音楽室



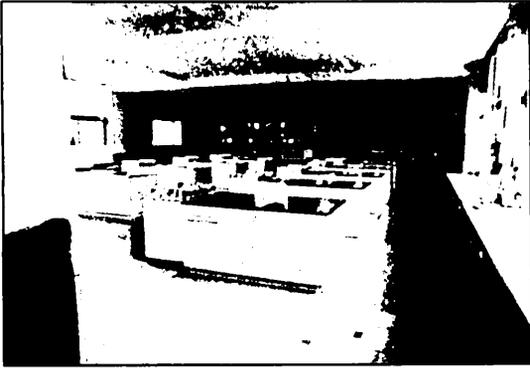
学生集会室



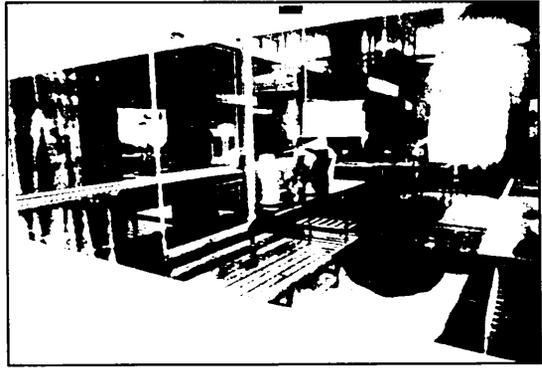
談話室



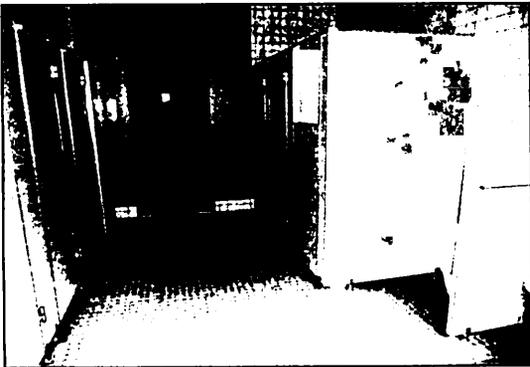
マリアホール



調理実習室



給食管理実習室



2号館トイレ

学校法人 聖心ウルスラ学園 様

旧歯科衛生士専門学校校舎の市の利活用案と考え方について

◆撤去できる一部の壁を撤去し、地元が要望する多人数利用が可能な会議室の創出について

現在、最も広い会議室で机・いすを使用した場合、最大でも 70 人程度の利用が限度であります。地元の要望では、敬老会等の開催時に 100 人を超える利用ができるような会議室が求められているため、これに応えたいと考えています。また、こうして広がった会議室に可動間仕切を設置することにより、小会議室としての利用もできるようにしたいと考えています。さらに、和室、男女別トイレ、多目的トイレ、スロープ等の設置やその他の改修をしたいと考えています。

◆施設東側に付属駐車場を設置することについて

市が施設東側を整地してコミセンの付属駐車場（30 台程度）を設置し、年々増加が見込まれる高齢者の利便性の向上に対応していきたいと考えております。なお、駐車台数がこれを超える催事がある場合には、北側駐車場等の臨時的利用に対しましてご配慮くださいますようお願いいたします。

◆賃貸借期間について

これまでの本市の事例からしますと 10 年間から 20 年間程度がよいのではないかと考えますのでご願います。その後は、契約を更新していくこととなります。

◆賃貸借料について

①建物分を 3,124,800 円/年、②土地分(東側付属駐車場)を 642,678 円/年、計 3,767,478 円/年の賃貸借料を考えているところです。市の土地や建物を民間に貸付ける際の算定方法を基本にしたいとは考えますが、現在の貸付実例を考慮させていただきました。なお、賃貸借料のお支払いの始期は、改修工事の着手をもってさせていただきたいと考えます。

◆賃貸借契約条項でいう原状回復の「原状」の取り扱いについて

コミュニティセンターとして利活用するにあたって、流し台や壁の一部の撤去、配管ピットの埋め込み、男女トイレ、多目的トイレ、スロープ、空調設備等の設置や改修が必要となりますので、こうした改修工事が終了した時点の状況を「原状」とさせていただきたいと考えます。

◆修繕について

一般的に建物の賃貸借契約では主体構造部（建物本体）の修繕は貸し手が行い、それ以外の軽微な修繕は借り手が行っていますので、こうした一般的な方法に準拠したいと考えています。主体構造部の修繕でよくあるのが雨漏りであり、これを借り手が修繕するということは通常ないのはご承知のとおりであります。ただし、こうした事案が発生しても、市が加入する保険等により学園側のご負担が軽減できる可能性があれば、市はそれに努めてまいりたいと思います。

また、不慮の事故や自然災害に伴う修繕については、学園と協議を行った上で市が行いたいと考えます。

◆指定管理者について

指定管理者につきましては、学園や地域の皆様が管理運営委員会を立ち上げていただきたいと思えます。事業の実施については、公の施設の設置条例の目的・趣旨を踏まえながら、その中での協議・調整をしていっていただきたいと考えます。なお、代表者の規定についても、その中で協議していただきたいと考えます。

以上のとおり、市の利活用案と考え方をご提示いたしますので、ご検討くだされば幸いに存じます。

延岡市企画部市民協働・男女共同参画課

平成23年 11月1日
15:00~15:35
ウルスラ学園理事長室

旧歯科衛生士専門学校校舎活用に伴う双方の確認事項

◆撤去できる一部の壁を撤去し、地元が要望する多人数利用が可能な会議室の創出について⇒《市合意》

現在、最も広い会議室で机・いすを使用した場合、最大でも70人程度の利用が限度であります。地元の要望では、敬老会等の開催時に100人を超える利用ができるような会議室が求められているため、これに応えたいと考えています。また、こうして広くなった会議室に可動間仕切を設置することにより、小会議室としての利用もできるようにしたいと考えています。さらに、和室、男女別トイレ、多目的トイレ、スロープ等の設置やその他の改修をしたいと考えています。

学園回答:特に改装については問題なし。⇒《市合意》

◆施設東側に付属駐車場を設置することについて

市が施設東側を整地してコミセンの付属駐車場(30台程度)を設置し、年々増加が見込まれる高齢者の利便性の向上に対応していきたいと考えております。なお、駐車台数がこれを超える催事がある場合には、北側駐車場等の臨時的利用に対しましてご配慮くださいますようお願いいたします。

学園回答:基本的に合意。臨時的利用分は賃貸借料の項目にて。⇒《市合意》

◆賃貸借期間について

これまでの本市の事例からしますと10年間から20年間程度がよいのではないかと考えますのでご願います。その後は、契約を更新していくこととなります。

学園回答:10年間が妥当。⇒《市長からは長い期間での協議の指示あり》

◆賃貸借料について

①建物分を3,124,800円/年、②土地分(東側付属駐車場)を642,678円/年、計3,767,478円/年の賃貸借料を考えているところです。市の土地や建物を民間に貸付ける際の算定方法を基本にしたいとは考えますが、現在の貸付実例を考慮させていただきました。なお、賃貸借料のお支払いの始期は、改修工事の着手をもってさせていただきたいと考えます。

学園回答:①建物 270,000円/月(3,240,000円/年)⇒《市合意》

②土地(駐車場)240,000円/月(臨時駐車場使用を含む960,000円/年)。⇒《市合意》

平成24年8月から支払う。⇒《市合意》

◆賃貸借契約条項でいう原状回復の「原状」の取り扱いについて

コミュニティセンターとして利活用するにあたって、流し台や壁の一部の撤去、配管ピットの埋め込み、男女トイレ、多目的トイレ、スロープ、空調設備等の設置や改修が必要となりますので、こうした改修工事が終了した時点の状況を「原状」とさせていただきたいと考えます。

学園回答:特に問題はない。⇒《市合意》

《裏面へつづく》

◆修繕について

一般的に建物の賃貸借契約では主体構造部（建物本体）の修繕は貸し手が行い、それ以外の軽微な修繕は借り手が行っていますので、こうした一般的な方法に準拠したいと考えています。主体構造部の修繕でよくあるのが雨漏りであり、これを借り手が修繕することは通常ないのはご承知のとおりです。ただし、こうした事案が発生しても、市が加入する保険等により学園側のご負担が軽減できる可能性があれば、市はそれに努めてまいりたいと思います。

また、不慮の事故や自然災害に伴う修繕については、学園と協議を行った上で市が行いたいと考えます。

学園回答：①主体構造部は貸主とする。ただし、今回市の方で、一部主たる部分を改装することに起因している場合については市の責とする。⇒〈市合意〉

②それ以外については借主とする。同意。⇒〈市合意〉

③特に天災地変等による修理については、学園側と相談して市が行う。⇒〈市合意〉

◆指定管理者について

指定管理者につきましては、学園や地域の皆様が管理運営委員会を立ち上げていただきたいと思います。事業の実施については、公の施設の設置条例の目的・趣旨を踏まえながら、その中での協議・調整をしていっていただきたいと思います。なお、代表者の規定についても、その中で協議していただきたいと思います。

学園回答：①学園や地域の皆様が管理運営委員会を立ち上げ、その責任者に学園側をお願いする。=基本的には合意する。（責任者指名について文書にして欲しい。）

⇒〈責任者（代表者）は市が決めるというのではなく、立ち上がった委員会の中で決まるものであるので、市としてはできるかぎりの努力をする。〉

②その管理運営方法については、市が調整する。=ただしなるべく管理運営に中心的にできるような市の方から働きかけをしてほしい。

⇒〈管理運営方法は、他のコミセンと同様に、市が定める仕様書（管理運営の基本）に基づいて管理運営をしてもらうことになる。学園のノウハウ等が地域の皆様のためになるものであれば、市としてもできるかぎりの努力をする。〉

◆セキュリティ面について

学園提案：①専用出入口の設置については、基本設計を基に警察等関係機関との交差点協議を行うこととなるため継続協議とする。

②柵（フェンス）や街灯の設置及びグラウンドへの通路の確保については、基本的に延岡市において行うものとする。

以上は、市の提示内容、それに対する学園の回答内容、及びその回答に対しての市の考え方を記述した。

消防用設備等 検査済証

第 24-69 号

平成 25年 3月 1日

延岡市消防長

三星 文男



下記の消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準に適合していることを証明する。

記

申請者	住所	延岡市東本小路2番地1		
	氏名	恒富南コミュニティセンター 延岡市 市長 首藤正治		
防対象 火物	所在地	延岡市緑ヶ丘5丁目1-12		
	名称	恒富南コミュニティセンター		
	用途	15項		
	構造規模	RC造	地上 2階	地下 階
消防用設備等の種類		消火器具	床面積	延べ面積
		自動火災報知設備	m ²	718.07 m ²
		誘導標識		
検査年月日	平成 25年 3月 1日			
検査員	職名	消防士		
職氏名印	氏名	甲斐 辰徳		



(様式第 1 号)

指定管理者指定申請書

平成 24 年 10 月 15 日

延岡市長 様

(申請者)

住所

団体名 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

代表者氏名 委員長 前田 時久

次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 2 条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

施設の名称	延岡市恒富南コミュニティセンター
施設の所在地	延岡市緑ヶ丘 5 丁目 1 番 16 号

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 当該団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (5) 誓約書（様式第 4 号）





(様式第2号)

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者事業計画書

申請団体名： 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

1 管理運営にあたっての基本的方針

(4) 市民の平等な利用に関すること

○関係する法律、条例等に基づく公の施設の管理運営のあり方について

施設の管理運営にあたっては、当施設が地域住民のコミュニティ活性化を図る拠点施設であることや、公の施設の指定管理者として管理運営を行っていくことを常に念頭に置き、公平な運営はもちろんのこと、地域住民による自主的な運営精神のもと、経費等の削減と地域の実情に沿ったきめ細やかかつ柔軟な運営に努める。

○市民の平等利用の確保について

延岡市恒富南コミュニティセンター条例等の規定に基づき、使用許可や料金徴収を行う。申請団体から、使用許可申請書の提出時に利用目的や活動内容等、丁寧に聞き取りを行い、有料利用、無料利用の取扱いの判断をしっかりと行うことや、申請された利用時間帯が重複しそうな場合には、団体間の調整を図るなど、それぞれが平等に、公平に利用できるよう運営に努める。

○情報公開、個人情報保護について

申請書類の中には、個人情報が含まれるものもあり、書類を他人の目に入る場所に置かず、キャビネット内に管理するなど、管理方法を徹底する。また、業務上知り得た個人情報については、事務所以外へは持ち出すことがないようにするとともに、事務局職員に対しては研修を行い、適正な管理運営ができるよう努める。

○当該施設に係る苦情等への対応について

苦情を受けた事務局職員は速やかに管理運営委員長へ報告し対応を協議する。その場で解決できるものであれば迅速に対応し、委員長へ報告する。様々なケースを想定し、事務局職員全員が同じ対応ができるよう事前研修を行い、適正に対応できる体制づくりを行う。

(2) 施設効用の発揮に関すること

○当該施設の管理運営方針等について

当施設の設置目的でもある地域住民のコミュニティの活性化を図るためにも、地域の方々が利用しやすい、そして次も利用したいと思われるような管理運営を目指していく。そのためにも、地域からの様々なニーズや、利用者からの要望等に可能な限り柔軟に対応しながら、地域のコミュニティ活動の拠点施設となるよう管理運営に努める。

そのためにも、まずは当施設の利用に関する周知を行い、利用してもらうことで、利用者アンケートの実施や利用者からの直接の声を聞くことで、より地域に根ざしたコミュニティセンターとなるよう努める。

当施設は学校施設の敷地内に設置されており、学校を運営する学校法人聖心ウルスラ学園や、地域との連携を図りながら、コミュニティの活性化を図るための自主事業展開を検討している。

○自主事業等について

自主事業予算として100千円を計上している。地域との連携を図った事業と、ウルスラ学園の施設を活用した事業の実施を計画している。

事業名	事業内容	実施時期	予算額
恒富南コミュニティセンター開所記念イベント	センター開所の記念イベントとして、開所式を開催。地元住民や関係団体等を招待し、センターの周知を図るとともに、地域コミュニティの形成を図る。	4月	50,000円
ウルスラ学園施設を活用した事業	調理室を借りての料理教室の実施、音楽会の開催など、地域の子供から高齢者を対象にした事業を実施。	-	50,000円

(3) 管理経費の削減に関すること

○経費の節減等の具体的な方策について

施設の管理経費の中で、人件費が占める割合が大きくなると思われる。事務局職員の採用については、地域活動に熱心でボランティア精神のある人を考えている。

事務用品等の購入についても、無駄を省きながらできる限りで節約していく。

施設内の節電や、節水に心がける。

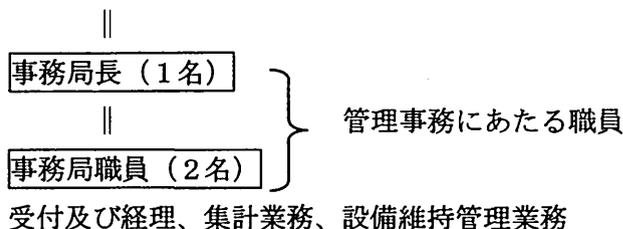
設備の定期的な点検を行い、大きな故障やトラブルを未然に防ぐよう努める。また、会議室等の清掃については、利用者にも協力を依頼し、いつでもきれいに利用できるよう心がけるとともに、施設敷地内の清掃についても自主的に定期的に行うことで、経費の削減に努める。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

○施設管理業務にかかる人員体制、連絡体制、勤務体制について

事務局職員は3名(事務局長1名含む)を予定。1日2交代制とし、ローテーション勤務。

管理運営委員会(委員15名) ※必要に応じ委員会を開催



ローテーションの組み方は次のとおり。

	1		2		3	
	A	B	A	B	A	B
①	○			○		
②		○			○	
③			○			○

(A) 9時30分から15時30分 (B) 15時30分から22時

(A) から (B) への引継ぎは直接行うとともに、重要事項については引継書を作成する。

繁忙期には、必要に応じて柔軟に2名体制で対応できるようにする。また、事務局職員の事情により、ローテーションに支障が出る場合については、当管理運営委員の中から、代替りの者を配置することで対応する。

防火管理者を配置し、消防計画を作成する。また、緊急時や災害時においては、利用者の安全確保を第一に、聖心ウルスラ学園とも連携を図り対応できるよう、管理運営委員や事務局職員への研修を計画している。

業務に関する研修及び、施設、設備操作に関する研修を行い、適正な管理運営ができる体制づくりに努めるとともに、接遇面での対応が重要な施設であると考えており、事務局職員に対して接遇研修を行い、丁寧な接客、応対を心がける。また、既に設置されている延岡市内の他のコミュニティセンターの運営状況を実際に見て学ぶことを検討している。

(5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関する事

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者仕様書に基づき、適正な管理運営に努める。

(6) その他（組織体制について特記すべき事項があれば記入してください）

当管理運営委員会は、学校法人聖心ウルスラ学園、地区区長会や地元区長、地区社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会、民生児童委員協議会、地域福祉活動グループ、学校 PTA といった、この地域事情を熟知したメンバーで構成されており、地域のニーズや隣接する学校との連携等にスムーズに対応できる体制が整っている。

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

施設名	なし
所在地	
主な業務内容	
管理運営期間	

(様式第3号)

延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営業務に関する収支予算書

申請団体名：延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

(単位：千円)

項目	金額	備考(積算根拠等)
収入	施設利用料	600 大会議室 350千円 和室 50千円 中会議室 200千円
	空調利用料	100 大会議室 50千円 和室 15千円 中会議室 35千円
	指定管理料	2,970
	計	3,670

項目	金額	備考(積算根拠等)
支出	人件費	2,414 $650円 \times 12.5時間 \times 297日 = 2,413,125円$ ※宮崎県最低賃金を基に積算
	光熱水費	800 電気代 700千円 水道代 80千円 ガス代 20千円 ※同等のコミュニティ施設の実績を基に積算
	消耗品費	200 事務用品類
	通信費	60 5,000円×12ヶ月分
	施設管理費	80 消防設備点検費 30千円 小破修繕費 50千円
	事業費	100 自主事業企画費(事業計画書を参照)
	その他	16 NHK聴視料
	計	3,670

※収入、支出の項目については、参考ですので必要に応じた項目を記入してください。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富中・恒富南地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区地域福祉活動グループ代表 | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表 | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表 | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表 | (1) |

2 委員会の事務所は委員長の自宅に置く。

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。
- 3 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会が行なう事業を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局職員を置き、うち一人を事務局長とする。
- 3 事務局長及び事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

- 2 委員長は、事務局職員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。
- 3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。
- (2) 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。
- 2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。
 - (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の認定
- 3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

(会議の運営)

第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金

(2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年9月25日から施行する。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会 役員名簿

平成24年9月25日現在

No.	役職	氏名	住所(延岡市)	構成団体
1	委員長	前田 時久	██████████	████████████████████
2	副委員長	██████████	██████████████████	██████████
3	副委員長	██████████	██████████████████	██████████
4	副委員長	██████████	██████████████████	████████████████████
5		██████████	██████████████████	██████████████████
6		██████████	██████████████████	██████████████████
7		██████████	██████████████████	██████████
8		██████████	██████████████████	██████████
9		██████████	██████████████████	██████████████████
10		██████████	██████████████████	██████████████████
11		██████████	██████████████████	██████████████████
12		██████████	██████████████████	██████████████████
13		██████████	██████████████████	██████████████████
14		██████████	██████████████████	██████████████████
15		██████████	██████████████████	██████████████████

[REDACTED]

(様式第4号)

平成24年10月15日

延岡市長 様

(申請団体)

所在地

団体名 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

代表者名 委員長 前田 時久

誓約書

私（延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会）は、延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者の申請にあたって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

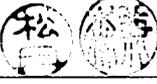
また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件（以下「資格要件等」という。）について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 延岡市内に主たる事務所を置く、又は置こうとする団体であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない団体であること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない団体であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- 5 団体の役員に国税及び地方税の滞納者がいないこと。



起案日		平成 24 年 10 月 29 日		決 裁 日		平成 24 年 10 月 31 日	
課 内		検 討 者				決 裁 者	
担 当 者	起案責任者			企 画 部 長		副 市 長	市 長
主幹兼課長補佐・ 市民協働係長 	副参事 兼経営政策課長  TEL2170						
政策推進係 	副主幹 兼政策推進係長 	意見					
市民協働係 		合 議 者					
							総務課長 
		意見					 
広報のべおかへの掲載	要	否		ホームページへの掲載	要	否	

件 名 : 延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者候補者の決定及び指定議案の上程について (伺い)

10月19日に第1回延岡市指定管理者選定会議が開催され、標記施設の平成25年4月からの指定管理者候補者が下記のとおり選定されました。

つきましては、候補者を決定し、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第3条に基づき、別紙のとおり指定管理者の指定議案を12月定例市議会へ上程します。

記

1. 候補者概要

団 体 名 : 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 前田 時久

所 在 地 : XXXXXXXXXX

2. 指定期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで(5年間)

【裏面へ続く】

3. 指定管理者業務概要

①会議室等の使用の許可及び利用料の徴収を行うこと

②施設の清掃、設備の保守点検業務を行うこと

③学校や地域と連携した地域コミュニティの活性化につながる事業を行うこと

4. 選定までの概要

非公募により候補者を選定した。

10月15日 当団体より、指定申請書一式の提出あり

10月16日～17日 経営政策課にて、申請書類一式の審査及び採点

10月19日 第1回延岡市指定管理者選定会議にて候補者を選定

5. 今後のスケジュール

決裁後、指定管理者候補者へ選考結果を通知するとともに、市HPにて候補者決定の旨を掲載予定

12月定例市議会へ指定管理者の指定議案を上程

HP掲載の議案上程の期日の調整有し



日時：平成24年10月19日(金)

10時30分～11時45分

場所：本庁3階 講堂

委員長	では次に、第2号議案、延岡市恒富南コミュニティセンターの審議を行います。所管課より説明をお願いします。
経営政策課	(経営政策課より議案説明)
委員長	説明内容について、審議いたします。質問、意見はありませんか。
委員	個人情報の保護に関する審査基準については高得点となっているが、管理運営委員会の規約では、事務所が委員長の自宅となっている。問題はないのか。
経営政策課	指定を受けるまでは、コミュニティセンターを事務所とすることができないため委員長の自宅としている。指定後に規約改正を行い、コミュニティセンターを事務所とする予定であるため、問題はないと考えている。
委員	学校法人聖心ウルスラ学園と市とは、どのような契約関係となるのか。
経営政策課	市がウルスラ学園の土地および施設を、月額35万円で借り受ける形となる。
委員	施設は2階建てだが、コミュニティセンターとして活用するのは1階部分のみとなるのか。
経営政策課	階段が複数無いことや階段幅が不足していることなど建築基準法の要件を満たしておらず、2階部分はコミュニティセンターとしては活用できないため、倉庫として活用したいと考えている。
委員	コミュニティセンターは、どの施設も非公募としているのか。
経営政策課	指定管理者制度運用方針に基づき、地域密着型の施設であり、かつ受け皿となる団体がその地域に1団体しかない場合は非公募としている。
委員	土地、施設の貸主という立場でもあるウルスラ学園の代表者が委員長となっているが、どのような経緯であったのか。

経営政策課	管理運営委員会としてはウルスラ学園に対する期待が大きく、ウルスラ学園もそれに応えようとしている。また、発足時の委員長をウルスラ学園の代表者とすることで、地域とウルスラ学園との連携における互いの立場を確認していくことで、今後の事業実施を円滑なものとしたいとの考えがある。
委員長	では、第2号議案については、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会を延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者候補者として選定することによろしいですか。
委員全員	異議なし。
委員長	それでは、以上で平成24年度延岡市指定管理者選定会議を終了します。

施設の概要

1 施設の概要

(1) 管理を行なわせる公の施設の名称及び所在地

○名称 延岡市恒富南コミュニティセンター

○所在地 延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号

○開設日 平成25年4月1日予定

○建物概要

・構造等 鉄筋コンクリート造 2階建 (対象は1階部分のみ)

・床面積 425.76 m²

・施設概要 大会議室1・2、中会議室、和室、給湯室、事務室、倉庫、トイレ (多目的トイレ含む)、駐車場など

(2) 施設設置の目的

地域におけるコミュニティの振興を図るため

(3) 業務の概要

○コミュニティセンターの運営に関すること

・会議室等の使用の許可及び利用料の徴収を行うこと

○施設及び設備の維持管理に関すること

・施設の清掃、設備の保守点検業務を行うこと

○地域コミュニティの活性化に関すること

・地域や学校と連携した地域コミュニティの活性化につながる事業を行うこと

(4) 休館日および開設時間

○休館日 月曜日、祝祭日、8月13日から15日、12月28日から翌年1月3日

○開設時間 9時30分から22時 (ただし、使用の予定がない場合は17時まで)

(5) 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日 (5年間)

2 公募の状況

非公募にて候補者を選定

(別紙、公募を行わずに指定管理者候補者を選定する理由書を参照)

指定管理者候補者 選定理由書

施設名：延岡市恒富南コミュニティセンター

- ①延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会は、恒富南・恒富中地区住民の障害学習の推進、地域福祉の向上を含むコミュニティ活動を適切かつ円滑に遂行することを目的とした団体であり、地区区長会や地区社会福祉協議会、民生児童委員や地域内学校PTA、学校法人聖心ウルスラ学園関係者など、地域内においてリーダーシップが発揮できるメンバーで構成されている。
- ②延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会は、地域内の各種団体代表が委員となっていることから、地域や利用者のニーズ、要望などを的確に把握できるとともに、聖心ウルスラ学園と連携した自主事業の展開など、地域に密着した管理運営を行うことが期待できる団体である。
- ③事業計画書において、自主的な施設清掃や日常点検等をはじめ、施設管理が安定的に行われる体制が整備され、管理経費の削減に積極的に取り組むなど、効率的・効果的な管理運営が期待できる団体である。
- ④このような延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会が当該施設を管理運営することにより、住民自治意識の向上や、市民や地域及び聖心ウルスラ学園との協働など、地域におけるコミュニティ活動の振興が図れるものと期待できる。

公募を行わずに指定管理者の候補者を選定する理由書

施設名：延岡市恒富南コミュニティセンター

当該施設は、恒富南・恒富中地区住民のコミュニティ活動の拠点としての機能を有する施設であり、設置場所が学校法人聖心ウルスラ学園の運営する学校施設に隣接することから、ウルスラ学園が展開する自主事業との連携や、学校施設、設備等の利用に関する地域住民のニーズへの対応など幅広い活用が期待される地域密着型の施設として運営されることとなる。

このことから、当該施設は、この地域の実情に精通し、地域の意見を運営に反映させることができる団体代表者等によって構成された団体が管理運営を行うことで、施設の設置目的を最大限に果たすことができるものと考え、非公募にて候補者を選定する。

指定管理者候補者である延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会は、地区区長会や地区社会福祉協議会、民生児童委員や地域内学校 PTA、学校法人聖心ウルスラ学園関係者といった、地域内においてリーダーシップを発揮している人物で構成され、恒富南・恒富中地区住民の生涯学習の推進、地域福祉の向上を含むコミュニティ活動を適切かつ円滑に遂行することを目的としている。

この延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会が当該施設の管理運営を行うことにより、住民自治意識等の向上や、市民や地域及び聖心ウルスラ学園との協働の推進が期待できる。

(様式第1号)

指定管理者指定申請書

平成24年10月15日

延岡市長 様

(申請者)

住所

団体名 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

代表者氏名 委員長 前田 時久

次の公の施設について、指定管理者として指定を受けたいので、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定により、下記の書類を添付して申請します。

記

施設の名称	延岡市恒富南コミュニティセンター
施設の所在地	延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号

【添付書類】

- (1) 施設の管理運営事業計画書（様式第2号）
- (2) 施設の管理運営収支予算書（様式第3号）
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 当該団体の役職員名とその略歴を記載した書類
- (5) 誓約書（様式第4号）





(様式第2号)

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者事業計画書

申請団体名： 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

1 管理運営にあたっての基本的方針

1-1 市民の平等な利用に関すること

○関係する法律、条例等に基づく公の施設の管理運営のあり方について

施設の管理運営にあたっては、当施設が地域住民のコミュニティ活性化を図る拠点施設であることや、公の施設の指定管理者として管理運営を行っていくことを常に念頭に置き、公平な運営はもちろんのこと、地域住民による自主的な運営精神のもと、経費等の削減と地域の実情に沿ったきめ細やかかつ柔軟な運営に努める。

○市民の平等利用の確保について

延岡市恒富南コミュニティセンター条例等の規定に基づき、使用許可や料金徴収を行う。申請団体から、使用許可申請書の提出時に利用目的や活動内容等、丁寧に聞き取りを行い、有料利用、無料利用の取扱いの判断をしっかりと行うことや、申請された利用時間帯が重複しそうな場合には、団体間の調整を図るなど、それぞれが平等に、公平に利用できるよう運営に努める。

○情報公開、個人情報保護について

申請書類の中には、個人情報が含まれるものもあり、書類を他人の目に入る場所に置かず、キャビネット内に管理するなど、管理方法を徹底する。また、業務上知り得た個人情報については、事務所以外へは持ち出すことがないようにするとともに、事務局職員に対しては研修を行い、適正な管理運営ができるよう努める。

○当該施設に係る苦情等への対応について

苦情を受けた事務局職員は速やかに管理運営委員長へ報告し対応を協議する。その場で解決できるものであれば迅速に対応し、委員長へ報告する。様々なケースを想定し、事務局職員全員が同じ対応ができるよう事前研修を行い、適正に対応できる体制づくりを行う。

2. 施設利用の活用に関すること

○当該施設の管理運営方針等について

当施設の設置目的でもある地域住民のコミュニティの活性化を図るためにも、地域の方々が利用しやすい、そして次も利用したいと思われるような管理運営を目指していく。そのためにも、地域からの様々なニーズや、利用者からの要望等に可能な限り柔軟に対応しながら、地域のコミュニティ活動の拠点施設となるよう管理運営に努める。

そのためにも、まずは当施設の利用に関する周知を行い、利用してもらうことで、利用者アンケートの実施や利用者からの直接の声を聞くことで、より地域に根ざしたコミュニティセンターとなるよう努める。

当施設は学校施設の敷地内に設置されており、学校を運営する学校法人聖心ウルスラ学園や、地域との連携を図りながら、コミュニティの活性化を図るための自主事業展開を検討している。

○自主事業等について

自主事業予算として100千円を計上している。地域との連携を図った事業と、ウルスラ学園の施設を活用した事業の実施を計画している。

事業名	事業内容	実施時期	予算額
恒富南コミュニティセンター開所記念イベント	センター開所の記念イベントとして、開所式を開催。地元住民や関係団体等を招待し、センターの周知を図るとともに、地域コミュニティの形成を図る。	4月	50,000円
ウルスラ学園施設を活用した事業	調理室を借りての料理教室の実施、音楽会の開催など、地域の子供から高齢者を対象にした事業を実施。	-	50,000円

3. 経費削減の取組に関すること

○経費の節減等の具体的な方策について

施設の管理経費の中で、人件費が占める割合が大きくなると思われる。事務局職員の採用については、地域活動に熱心でボランティア精神のある人を考えている。

事務用品等の購入についても、無駄を省きながらできる限りで節約していく。

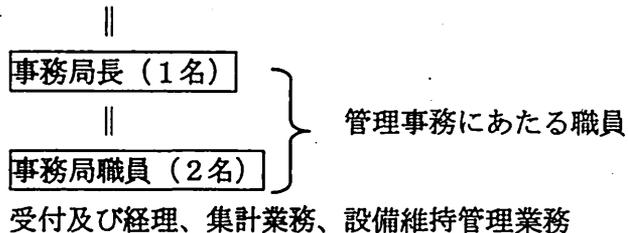
施設内の節電や、節水に心がける。

設備の定期的な点検を行い、大きな故障やトラブルを未然に防ぐよう努める。また、会議室等の清掃については、利用者にも協力を依頼し、いつでもきれいに利用できるよう心がけるとともに、施設敷地内の清掃についても自主的に定期的に行うことで、経費の削減に努める。

○施設管理業務にかかる人員体制、連絡体制、勤務体制について

事務局職員は3名（事務局長1名含む）を予定。1日2交代制とし、ローテーション勤務。

管理運営委員会（委員15名） ※必要に応じ委員会を開催



ローテーションの組み方は次のとおり。

	1		2		3	
	A	B	A	B	A	B
①	○			○		
②		○			○	
③			○			○

(A) 9時30分から15時30分 (B) 15時30分から22時

(A) から (B) への引継ぎは直接行うとともに、重要事項については引継書を作成する。
 繁忙期には、必要に応じて柔軟に2名体制で対応できるようにする。また、事務局職員の事情により、ローテーションに支障が出る場合については、当管理運営委員の中から、
代わりの者を配置することで対応する。

防火管理者を配置し、消防計画を作成する。また、緊急時や災害時においては、利用者の安全確保を第一に、聖心ウルスラ学園とも連携を図り対応できるよう、管理運営委員や事務局職員への研修を計画している。

業務に関する研修及び、施設、設備操作に関する研修を行い、適正な管理運営ができる体制づくりに努めるとともに、接遇面での対応が重要な施設であると考えており、事務局職員に対して接遇研修を行い、丁寧な接客、応対を心がける。また、既に設置されている延岡市内の他のコミュニティセンターの運営状況を実際に見て学ぶことを検討している。

(5) その他公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者仕様書に基づき、適正な管理運営に努める。

(6) その他（組合員制について特記すべき事項があれば特記してください。）

当管理運営委員会は、学校法人聖心ウルスラ学園、地区区長会や地元区長、地区社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会、民生児童委員協議会、地域福祉活動グループ、学校 PTA といった、この地域事情を熟知したメンバーで構成されており、地域のニーズや隣接する学校との連携等にスムーズに対応できる体制が整っている。

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

施設名	なし
所在地	
主な業務内容	
管理運営期間	

(様式第3号)

延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営業務に関する収支予算書

申請団体名：延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

(単位：千円)

項目	金額	備考(積算根拠等)
収入	施設利用料	600 大会議室 350千円 和室 50千円 中会議室 200千円
	空調利用料	100 大会議室 50千円 和室 15千円 中会議室 35千円
	指定管理料	2,970
	計	3,670

項目	金額	備考(積算根拠等)
支出	人件費	2,414 $650円 \times 12.5時間 \times 297日 = 2,413,125円$ ※宮崎県最低賃金を基に積算
	光熱水費	800 電気代 700千円 水道代 80千円 ガス代 20千円 ※同等のコミュニティ施設の実績を基に積算
	消耗品費	200 事務用品類
	通信費	60 5,000円×12ヶ月分
	施設管理費	80 消防設備点検費 30千円 小破修繕費 50千円
	事業費	100 自主事業企画費(事業計画書を参照)
	その他	16 NHK聴視料
	計	3,670

※収入、支出の項目については、参考ですので必要に応じた項目を記入してください。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富中・恒富南地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区地域福祉活動グループ代表 | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表 | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表 | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表 | (1) |

2 委員会の事務所は委員長の自宅に置く。

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(会議の運営)

- 第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。
- 2 会議の議長は、委員長がこれを務める。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金
- (2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年9月25日から施行する。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会 役員名簿

平成24年9月25日現在

No.	役職	氏名	住所(延岡市)	構成団体
1	委員長	前田 時久	[REDACTED]	[REDACTED]
2	副委員長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3	副委員長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4	副委員長	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
15		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

[REDACTED]

平成24年10月15日

延岡市長 様

(申請団体)

所在地

団体名 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

代表者名 委員長 前田 時久

誓約書

私(延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会)は、延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者の申請にあたって、申請書その他の添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないこと及び下記の資格要件を有していることを誓約します。

また、私は、指定申請書及び添付書類の記載事項又は下記の資格要件(以下「資格要件等」という。)について、疑義が生じた場合は、市長の指示に従って資格要件等に関する書類を速やかに市長へ提出すること及び市長が関係行政庁に対して調査・照会を行い、資格要件等に関する情報収集を行うことに同意します。

記

指定管理者の資格要件

- 1 延岡市内に主たる事務所を置く、又は置こうとする団体であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない団体であること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない団体であること。
- 4 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- 5 団体の役員に国税及び地方税の滞納者がいないこと。

[REDACTED]

[REDACTED]

議案第 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定します。

平成 24 年 月 日提出

延岡市長 首藤正治

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

延岡市恒富南コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

3 指定の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

担 当	市民協働係	市民協働係長	経営政策課長
			

平成 25 年度 9 月分の利用実績報告について

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会より、次のとおり報告がありましたので、
回覧いたします。

備考欄

--

延岡市恒富南コミュニティセンター 月別利用統計報告書

平成 25年 9月

(上段は無料、下段は有料)

	利 用 回 数		利 用 人 数	
大会議室1	45		244	
	1		40	
大会議室2	5		85	
	5		35	
大会議室(大2+中)	11		288	
	0		0	
中会議室	5		32	
	5		88	
和 室	7		67	
	8		94	
計	73	✓	716	✓
	19	✓	257	✓
冷暖房利用料金収入 ¥22,300 / 円				
内訳	大会議室1	9,000 円	和 室	1,500 円
	大会議室2	6,400 円		
	中会議室	5,400 円		
施設利用料金収入 ¥34,400 / 円				
内訳	大会議室1	4,200 円	大会議室(大2+中)	円
	大会議室2	4,900 円	和 室	5,500 円
	中会議室	19,800 円		
その他、特記事項				
自動販売機手数料 4,008円				

計 92件
973人

恒富南コミセン25年度収支

2013/10/1

	収入						支出									
	計	市委託料	冷暖房費 収入	施設利用 料金収入	その他収入	収入-支出 (残額)	計	管理委託費 (人件費)	電気代	水道・下水道料	消耗品費	施設管理費	事業費	通信運搬費 (電話料)	その他支出 (NHK)	
4月	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円		12,520円					
5月	25,200円		2,400円	22,800円	0円	1,105,189円	202,647円	144,966円	35,706円	8,088円	9,521円			4,366円		
6月	24,000円		9,800円	14,200円	0円	909,782円	219,407円	165,536円	39,039円		2,066円	8,400円		4,366円		
7月	40,364円		22,500円	11,700円	6,164円	699,347円	250,799円	165,863円	39,309円	8,522円	1,132円			4,828円	31,145円	
8月	59,708円		24,900円	30,800円	4,008円	521,157円	237,898円	166,842円	47,313円	8,956円	5,980円			8,807円		
9月	60,708円		22,300円	34,400円	4,008円	353,731円	228,134円	171,740円	51,975円		4,419円					
10月	0円					353,731円	0円									
11月	0円					353,731円	0円									
12月	0円					353,731円	0円									
1月	0円					353,731円	0円									
2月	0円					353,731円	0円									
3月	0円					353,731円	0円									
計	1,704,080円	1,485,000円	82,300円	122,600円	14,180円	353,731円	1,350,349円	992,237円	234,996円		25,566円	35,638円	8,400円	0円	22,367円	31,145円
当初編定	3,670,000円	2,970,000円	100,000円	600,000円		円	3,670,000円	2,425,000円		800,000円	189,000円	80,000円	100,000円	60,000円	16,000円	
実行率	46.4%	50.0%	82.3%	20.4%	#DIV/0!		36.8%	40.9%		32.6%	18.9%	10.5%	0.0%	37.3%	194.7%	

延岡市恒富南コミュニティセンター月別支出状況(平成 25年 9月分)

支出費目	支出額	備考(内訳等)	
人件費	¥171,740	事務①: 57,791 円 事務③: 53,873 円	事務②: 60,076 円 事務④: 円
光熱水費(電気代)	¥51,975	電気料金、25年9月分 ・電力量= 37,673円 ・電灯料= 14,302円	
光熱水費(ガス代)			
水光熱費(水道代)		月度水道料金 円 月度水道料金 円	
消耗品費		事務用品 円 その他 円	
通信費(電話料)	¥4,419	9月度使用料金 4,419 円	
その他の支出		その他 円	
合 計	¥228,134	/	

延岡市恒富南コミュニティセンター冷暖房利用料金 収入簿

平成 25年 9月

単位:円

日	回収者	金額	内 訳			
			大会議室1	大会議室2	中会議室	和 室
9月1日		1000	600		400	
9月3日		1200	800	400		
9月4日		100				100
9月5日		400	200	200		
9月6日		400		400		
9月7日		1200	200		1000	
9月8日		1400	400		1000	
9月10日		2200	1000	200	1000	
9月11日		2000	200	1000	200	600
9月12日		1200	1000	200		
9月13日		1600	1000	400	200	
9月14日		400	200			200
9月15日		400		400		
9月17日		400		400		
9月18日		1400	600	400	200	200
9月19日		1600	600	600	400	
9月20日		600	200	400		
9月21日		900	400		400	100
9月22日		1000	600	200	200	
9月25日		1400	400	400	400	200
9月26日		500	200	200		100
9月27日		600	400	200		
9月29日		400		400		
合 計		¥22,300	¥9,000	¥6,400	¥5,400	¥1,500

* 月ごとに集計すること。



恒富南コミュニティセンター無料利用団体利用状況(平成 25年 9月分)

利用団体名	利用種別・内容	利用室名	月間利用回数	備考
太極拳(はまゆう)	「無料サークル」	大2+中	4	
太極拳(木蓮)	「無料サークル」	大1・大2+中	3	
正宗伝統揚式太極拳	「無料サークル」	大1会議	1	
社交ダンス(藤の会)練習	「無料サークル」	大1会議	2	
延岡レクダンス愛好会	「無料サークル」	大1会議	4	
ベリーダンス	「無料サークル」	大1会議	1	
カントリーダンス	「無料サークル」	大1・大2会議	4	
サウンドウエイ	「無料サークル」	大1会議	2	
睦会(踊りの練習)	「無料サークル」	大1・中会議	4	
日本尺八連盟	「無料サークル」	和室	4	
G音楽隊(吹奏楽練習)	「無料サークル」	中会議	1	
延岡杖道会	「無料サークル」	大1会議	14	
延岡研修会(居合道稽古)	「無料サークル」	大1会議	7	
延岡青嵐歌会	「無料サークル」	中会議	1	
ハーモニカ練習	「無料サークル」	大1会議	3	
海浜美化(シーレインボー)	「無料サークル」	和室	1	
愛唱会	その他	大2+中	2	
昭和史勉強会	「地域コミュニティ活動」	中会議	1	
恒富南地区町中懇談会	「地域コミュニティ活動」	大2+中	1	
恒富南地区民児協	「地域コミュニティ活動」	大1会議	1	
恒富中地区民児協	「地域コミュニティ活動」	大1会議	1	
緑ヶ丘睦会(誕生会)	「地域コミュニティ活動」	大2会議	1	
健康長寿推進室(延岡市)	「地域コミュニティ活動」	大2+中	1	
恒富東地域支援センター	「地域コミュニティ活動」	大2会議	1	
浜町東区(防災会議)	「地域コミュニティ活動」	中会議	1	
南緑ヶ丘AP組長会義	「地域コミュニティ活動」	和室	1	
緑ヶ丘自主防災会議	「地域コミュニティ活動」	大1会議	2	
〃 自主防災訓練	「地域コミュニティ活動」	大2+中	1	
大洋さんさん子育てサークル	「無料サークル」	大1会議	2	
RHK婦人サークル	「無料サークル」	和室	1	
合 計			73	

※利用種別記載例 : 「地域コミュニティ活動」、「無料サークル」、「公共用」、「その他」等々

担 当	市民協働係	市民協働係長	経営政策課長
			

平成 25 年度 8 月分の利用実績報告について

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会より、次のとおり報告がありましたので、
回覧いたします。

備考欄

--

延岡市恒富南コミュニティセンター 月別利用統計報告書

平成 25年 8月

(上段は無料、下段は有料)

		利 用 回 数		利 用 人 数	
大会議室1			29		151
			1		25
大会議室2			2		11
			5		39
大会議室 (大2+中)			10		166
			0		0
中会議室			7		72
			3		51
和 室			8		55
			8		67
計			56	✓	455
			17	✓	182
冷暖房利用料金収入		¥24,900 円 /			
内訳	大会議室1	9,800 円	和 室	2,300 円	
	大会議室2	5,800 円			
	中会議室	7,000 円			
施設利用料金収入		¥30,800 円 /			
内訳	大会議室1	2,100 円	大会議室(大2+中)		円
	大会議室2	9,100 円	和 室	13,000 円	
	中会議室	6,600 円			
その他、特記事項		8月度、自動販売機手数料 ¥4,008 /			

計 73件
637人

恒富南コミセン25年度収支

2013/9/13

	収 入						支 出									
	計	市委託料	冷暖房費 収入	施設利用 料金収入	その他収入	収入-支出 (残額)	計	管理委託費 (人件費)	電気代	水道・下水道料	消耗品費	施設管理費	事業費	通信運搬費 (電話料)	その他支出 (NHK)	
4月	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円		12,520円					
5月	25,200円		2,400円	22,800円	0円	1,105,189円	202,647円	144,966円	35,706円	8,088円	9,521円			4,366円		
6月	24,000円		9,800円	14,200円	0円	909,782円	219,407円	165,536円	39,039円		2,066円	8,400円		4,366円		
7月	40,364円		22,500円	11,700円	6,164円	699,347円	250,799円	165,863円	39,309円	8,522円	1,132円			4,828円	31,145円	
8月	59,708円		24,900円	30,800円	4,008円	521,157円	237,898円	166,842円	47,313円	8,956円	5,980円			8,807円		
9月	0円					521,157円	0円									
10月	0円					521,157円	0円									
11月	0円					521,157円	0円									
12月	0円					521,157円	0円									
1月	0円					521,157円	0円									
2月	0円					521,157円	0円									
3月	0円					521,157円	0円									
計	1,643,372円	1,485,000円	60,000円	88,200円	10,172円	521,157円	1,122,215円	820,497円	183,021円	25,566円	31,219円	8,400円	0円	22,367円	31,145円	
当初算定	3,670,000円	2,970,000円	100,000円	600,000円			3,670,000円	2,425,000円	800,000円		189,000円	80,000円	100,000円	60,000円	16,000円	
達成率	44.8%	50.0%	60.0%	14.7%	#DIV/0!		30.6%	33.8%		26.1%	16.5%	10.5%	0.0%	37.3%	194.7%	

延岡市恒富南コミュニティセンター月別支出状況(平成 25年 8月分)

支出費目	支出額	備考(内訳等)
人件費	¥166,842	事務①: 55,505 円 事務②: 55,179 円 事務③: 56,158 円 事務④: 55,158 円
光熱水費(電気代)	¥47,313	電気料金、25年8月分 ・電力量=34,476円 ・電灯料=12,837円
光熱水費(ガス代)		
水光熱費(水道代)	¥8,956	8月度水道料金 4,478 円 9月度水道料金 4,478 円
消耗品費	¥5,980	事務用品 プリンターインク 5,980 円 その他 円
通信費(電話料)	¥8,807	7月度使用料金 4,269円 8月度使用料金 4,538円
その他の支出		その他 円
合 計	¥237,898	

延岡市恒富南コミュニティセンター冷暖房利用料金 収入簿

平成 25年 8月

単位:円

日	回収者	金額	内 訳			
			大会議室1	大会議室2	中会議室	和 室
8月1日	██████	800	400	400		
8月3日	██████	700	600			100
8月4日	██████	400	400			
8月6日	██████	800	400	400		
8月7日	██████	2600	400	1200	800	200
8月8日	██████	2200	600	200	1400	
8月9日	██████	400	200		200	
8月10日	██████	400	400			
8月11日	██████	400	400			
8月16日	██████	1400	600	200	400	200
8月17日	██████	300				300
8月18日	██████	1500	400	400	600	100
8月20日	██████	1700	1000	600		100
8月21日	██████	1700	800	600		300
8月22日	██████	2200	600	800	800	
8月23日	██████	200			200	
8月24日	██████	900			800	100
8月25日	██████	1300	200		1000	100
8月28日	██████	1100	400			700
8月29日	██████	600	400	200		
8月30日	██████	2000	1200	400	400	
8月31日	██████	1300	400	400	400	100
合 計		¥24,900	/ ¥9,800	¥5,800	¥7,000	¥2,300

* 月ごとに集計すること。



恒富南コミュニティセンター無料利用団体利用状況(平成 25年 8月分)

利用団体名	利用種別・内容	利用室名	月間利用回数	備考
太極拳(はまゆう)	「無料サークル」	大2+中	2	
太極拳(木蓮)	「無料サークル」	大1・大2+中	4	
太極拳(さくら同好会)	「無料サークル」	大2+中	2	
正宗伝統揚式太極拳	「無料サークル」	大1会議	2	
社交ダンス(藤の会)練習	「無料サークル」	大1会議	2	
延岡レクダンス愛好会	「無料サークル」	大1会議	4	
サウンドウエイ	「無料サークル」	大1会議	1	
RKフラダンス	「無料サークル」	大1会議	1	
睦会(踊りの練習)	「無料サークル」	大2会議	4	
ひょっとこ踊りの会	「無料サークル」	大1会議	1	
日本尺八連盟	「無料サークル」	和室	3	
G音楽隊(吹奏楽練習)	「無料サークル」	大1・中会議	5	
延岡杖道会	「無料サークル」	大1会議・大2	8	
延岡研修会(居合道稽古)	「無料サークル」	大1会議	2	
延岡青嵐歌会	「無料サークル」	中会議	1	
愛唱会	「無料サークル」	大2+中会議	2	
昭和史勉強会	その他	中会議	1	
恒富区長南分会	「地域コミュニティー活動」	大2+中会議	1	
南緑ヶ丘3区役員会	「地域コミュニティー活動」	和室	2	
南緑ヶ丘5区役員会	「地域コミュニティー活動」	和室	1	
緑ヶ丘南アパート組長会	「地域コミュニティー活動」	大2会議	1	
緑小保健体育委員会	「地域コミュニティー活動」	和室	1	
緑小PTA会	「地域コミュニティー活動」	大2会議	1	
浜町東区会議	「地域コミュニティー活動」	大1会議	1	
RHKファミリーサークル	「無料サークル」	中会議	1	
RHK婦人サークル	「無料サークル」	和室	1	
かめりあの会(定例会)	「無料サークル」	中会議	1	
合 計			56	

※利用種別記載例 : 「地域コミュニティー活動」、「無料サークル」、「公共用」、「その他」等々

担 当	市民協働係	市民協働係長	経営政策課長
			

平成 25 年度 7 月分の利用実績報告について

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会より、次のとおり報告がありましたので、
回覧いたします。

備考欄

--

2013 08/01 09:14

延岡市恒富南コミュニティセンター 月別利用統計報告書

平成 25年 7月

(上段は無料、下段は有料)

	利 用 回 数	利 用 人 数
大会議室1	34	193
	0	0
大会議室2	1	36
	4	35
大会議室 (大2+中)	7	59
	0	0
中会議室	15	194
	3	80
和 室	10	46
	7	76
計	67	528
	14	191

計 81件
719人

冷暖房利用料金収入 ¥22,500 / 円				
内訳	大会議室1	10,000 円	和 室	2,100 円
	大会議室2	3,600 円		
	中会議室	6,800 円		

施設利用料金収入 ¥11,700 / 円				
内訳	大会議室1	円	大会議室(大2+中)	円
	大会議室2	2,800 円	和 室	3,500 円
	中会議室	5,400 円		

その他、特記事項	
*自動販売機手数料(5月分)	2,199円
*自動販売機手数料(6月分)	3,965円
) 計 6,164円	

恒富南コミセン25年度収支

2013/8/1

	収入						支出								
	計	市委託料	冷暖房費 収入	施設利用 料金収入	その他収入	収入-支出 (残額)	計	管理委託費 (人件費)	電気代	水道・下水道料	消耗品費	施設管理費	事業費	通信運搬費 (電話料)	その他支出 (NHK)
4月	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円		12,520円				
5月	25,200円		2,400円	22,800円	0円	1,105,189円	202,647円	144,966円	35,706円	8,088円	9,521円			4,366円	
6月	24,000円		9,800円	14,200円	0円	909,782円	219,407円	165,536円	39,039円		2,066円	8,400円		4,366円	
7月	40,364円		22,500円	11,700円	6,164円	699,347円	250,799円	165,863円	39,309円	8,522円	1,132円			4,828円	31,145円
8月	0円					699,347円	0円								
9月	0円					699,347円	0円								
10月	0円					699,347円	0円								
11月	0円					699,347円	0円								
12月	0円					699,347円	0円								
1月	0円					699,347円	0円								
2月	0円					699,347円	0円								
3月	0円					699,347円	0円								
計	1,583,664円	1,485,000円	35,100円	57,400円	6,164円	699,347円	884,317円	653,655円	135,708円	16,610円	25,239円	8,400円	0円	13,560円	31,145円
当初協定	3,670,000円	2,970,000円	100,000円	600,000円			3,670,000円	2,425,000円		800,000円	189,000円	80,000円	100,000円	60,000円	16,000円
当初予算比	43.2%	50.0%	35.1%	9.6%	#DIV/0!		24.1%	27.0%		19.0%	13.4%	10.5%	0.0%	22.6%	194.7%

2013 08/01 09:13

延岡市恒富南コミュニティセンター月別支出状況(平成 25年 7月分)

支出費目	支出額	備考(内訳等)	
人件費	¥165,863	事務①: 54,526 円 事務③: 57,138 円	事務②: 54,199 円 事務④: 円
光熱水費(電気代)	¥39,309	電気料金、25年7月分	・電力量=27,823円 ・電灯料=11,486円
光熱水費(ガス代)			
水光熱費(水道代)	8,522	6月度水道料金 7月度水道料金	4,261円 4,261円
消耗品費	¥1,132	事務用品 トイレ消臭剤 その他	円 1,132 円 円
通信費(電話料)	¥4,828	6月度、使用料金	4,828 円
その他の支出	¥31,145	その他 ステンレスチェーン 冷蔵庫	1,345円 29,800円
合 計	¥242,277 250,799		

2013 08/01 09:13

延岡市恒富南コミュニティセンター冷暖房利用料金 収入簿

平成 25年 7月

単位:円

日	回収者	金額	内 訳			
			大会議室1	大会議室2	中会議室	和室
7月2日		200		200		
7月3日		1000	400	400		200
7月4日		1000	400	200	400	
7月5日		800	400		200	200
7月7日		400			400	
7月9日		600	600			
7月10日		1400	600	200	400	200
7月11日		1200	600	200	400	
7月13日		400	400			
7月14日		2000	600		1400	
7月16日		800	400	400		
7月17日		1400	600	200	400	200
7月18日		2000	400	600	1000	
7月19日		800	600		200	
7月20日		1900	1200		400	300
7月21日		200	200			
7月23日		400			400	
7月24日		1400	600	400	200	200
7月25日		1500	600	200	600	100
7月26日		700	200		200	300
7月27日		100				100
7月28日		600	600			
7月30日		400	400			
7月31日		1300	200	600	200	300
合 計		¥22,500	¥10,000	¥3,600	¥6,800	¥2,100

* 月ごとに集計すること。



担 当	市民協働係	市民協働係長	経営政策課長
			

平成・25 年度 6 月分の利用実績報告について

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会より、次のとおり報告がありましたので、
回覧いたします。

備考欄

自動販売機を設置しましたが、販売手数料は7月分からの計上になります。

延岡市恒富南コミュニティセンター 月別利用統計報告書

平成 25年 6月

(上段は無料、下段は有料)

	利 用 回 数	利 用 人 数
大会議室1	36	189
	2	20
大会議室2	2	50
	4	30
大会議室 (大2+中)	10	227
	0	0
中会議室	12	133
	2	43
和 室	5	39
	9	97
計	65	638
	17	190

計 82件
828人

冷暖房利用料金収入		¥9,800	円 /
内訳	大会議室1	4,600	円
	大会議室2	2,000	円
	中会議室	3,200	円
和 室		0	円

施設利用料金収入		¥14,200	円 /
内訳	大会議室1	3,500	円
	大会議室2	2,100	円
	中会議室	3,600	円
大会議室(大2+中)			円
和 室		5,000	円

その他、特記事項

恒富南コミセン25年度収支

2013/7/2

	収 入						支 出								
	計	市委託料	冷暖房費 収入	施設利用 料金収入	その他収入	収入-支出 (残額)	計	管理委託費 (人件費)	電気代	水道・下水道料	消耗品費	施設管理費	事業費	通信運搬費 (電話料)	その他支出 (NHK)
4月	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円		12,520円				
5月	25,200円		2,400円	22,800円	0円	1,105,189円	202,647円	144,966円	35,706円	8,088円	9,521円			4,366円	
6月	24,000円		9,800円	14,200円	0円	909,782円	219,407円	165,536円	39,039円		2,066円	8,400円		4,366円	
7月	0円					909,782円	0円								
8月	0円					909,782円	0円								
9月	0円					909,782円	0円								
10月	0円					909,782円	0円								
11月	0円					909,782円	0円								
12月	0円					909,782円	0円								
1月	0円					909,782円	0円								
2月	0円					909,782円	0円								
3月	0円					909,782円	0円								
計	1,543,300円	1,485,000円	12,600円	45,700円	0円	909,782円	633,518円	487,792円	96,399円	8,088円	24,107円	8,400円	0円	8,732円	0円
当初協定	3,670,000円	2,970,000円	100,000円	600,000円	円		3,670,000円	2,425,000円	800,000円		189,000円	80,000円	100,000円	60,000円	16,000円
当初予算比	42.1%	50.0%	12.6%	7.6%	#DIV/0!		17.3%	20.1%		13.1%	12.8%	10.5%	0.0%	14.6%	0.0%

延岡市恒富南コミュニティセンター月別支出状況(平成 25年 6月分)

支出費目	支出額	備考(内訳等)
人件費	¥165,536	事務①: 51,587 円 事務②: 56,158 円 事務③: 57,791 円 事務④: 円
光熱水費(電気代)	¥39,039	電気料金、25年6月分 ・電力量=26,773円 ・電灯料=12,266円
光熱水費(ガス代)		
水光熱費(水道代)		6月度水道料金 円 7月度水道料金 円
消耗品費	¥2,066	事務用品 386円 その他 1,680円
通信費(電話料)	¥4,366	6月度使用料金 4,366円
その他の支出	¥8,400	その他 看板設置費 8,400円
合 計	¥219,407	✓

延岡市恒富南コミュニティセンター冷暖房利用料金 収入簿

平成 25年 6月

単位:円

日	回収者	金額	内 訳			
			大会議室1	大会議室2	中会議室	和 室
6月4日	████████	200		200		
6月5日	████████	200			200	
6月6日	████████	200	200			
6月7日	████████	200			200	
6月9日	████████	200			200	
6月12日	████████	1200	400	400	400	
6月13日	████████	1000	600	400		
6月14日	████████	200			200	
6月15日	████████	400			400	
6月16日	████████	200	200			
6月18日	████████	800		200	600	
6月19日	████████	600	600			
6月20日	████████	1200	1000	200		
6月21日	████████	200			200	
6月22日	████████	200	200			
6月23日	████████	600	400		200	
6月26日	████████	1200	400	400	400	
6月27日	████████	400	200	200		
6月28日	████████	200			200	
6月30日	████████	400	400			
合 計		¥9,800	¥4,600	¥2,000	¥3,200	¥0

* 月ごとに集計すること。



恒富南コミュニティセンター無料利用団体利用状況(平成 25年 6月分)

利用団体名	利用種別・内容	利用室名	月間利用回数	備考
太極拳(はまゆう)	「無料サークル」	大2+中	3	
太極拳(マリーゴールド)	「無料サークル」	大1、大2+中	6	
太極拳延岡	「無料サークル」	大1会議	4	
延岡武術太極拳(コスモス)	「無料サークル」	大1、大2+中	4	
社交ダンス(藤の会)練習	「無料サークル」	大1会議	2	
延岡レクダンス愛好会	「無料サークル」	大1・2会議	4	
サウンドウエイ	「無料サークル」	大1会議	2	
フラダンス(梅ちゃん)練習	「無料サークル」	大1会議	1	
フラダンス(ハイビスカス)練習	「無料サークル」	大2+中	2	
踊ろう会	「無料サークル」	中会議	7	
G音楽隊(吹奏楽練習)	「無料サークル」	大1会議	3	
延岡杖道会	「無料サークル」	大1会議	5	
居合道稽古	「無料サークル」	中会議	4	
延岡青嵐歌会	「無料サークル」	大1会議	1	
ハーモニカ練習	「無料サークル」	大1会議	2	
海浜美化(シーレインボー)	その他	和室	1	
愛唱会	「無料サークル」	大2+中	2	
昭和史勉強会	「無料サークル」	中会議	1	
恒富中地区民児協	「公共用」	大1会議	1	
恒富東地域支援センター	「公共用」	中会議	1	
南緑ヶ丘2区役員会	「地域コミュニティー活動」	和室	1	
南中区青少年育成協議会	「地域コミュニティー活動」	大2+中	1	
かめりあの会(定例会)	「地域コミュニティー活動」	中会議	1	
南アパート(説明会)	「地域コミュニティー活動」	大1会議	1	
緑ヶ丘少年野球クラブ	「地域コミュニティー活動」	中会議	1	
大洋子供会	「地域コミュニティー活動」	中会議	1	
RHK婦人サークル	「無料サークル」	和室	1	
緑ヶ丘区長会議	「地域コミュニティー活動」	和室	1	
緑ヶ丘自主防災会議	「地域コミュニティー活動」	和室	1	
合計			65	

※利用種別記載例：「地域コミュニティー活動」、「無料サークル」、「公共用」、「その他」等々

担 当	市民協働係	市民協働係長	経営政策課長
			

平成 25 年度 5 月分の利用実績報告について

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会より、次のとおり報告がありましたので、
回覧いたします。

備考欄

--

延岡市恒富南コミュニティセンター 月別利用統計報告書

平成 25年 5月

(上段は無料、下段は有料)

	利 用 回 数	利 用 人 数																					
大会議室1	26	171																					
	1	6																					
大会議室2	4	78																					
	1	40																					
大会議室 (大2+中)	5	34																					
	0	0																					
中会議室	11	230																					
	1	35																					
和 室	2	9																					
	8	73																					
計	48	522																					
	11	154																					
<p>冷暖房利用料金収入 ¥2,400 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">内訳</td> <td style="width: 20%;">大会議室1</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,200</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">和 室</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td style="text-align: right;">400</td> <td>円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td style="text-align: right;">800</td> <td>円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					内訳	大会議室1	1,200	円	和 室		円	大会議室2	400	円				中会議室	800	円			
内訳	大会議室1	1,200	円	和 室			円																
	大会議室2	400	円																				
	中会議室	800	円																				
<p>施設利用料金収入 ¥22,800 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">内訳</td> <td style="width: 20%;">大会議室1</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">6,300</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">大会議室(大2+中)</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>大会議室2</td> <td style="text-align: right;">2,800</td> <td>円</td> <td>和 室</td> <td style="text-align: right;">12,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> <td>円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					内訳	大会議室1	6,300	円	大会議室(大2+中)		円	大会議室2	2,800	円	和 室	12,500	円	中会議室	1,200	円			
内訳	大会議室1	6,300	円	大会議室(大2+中)			円																
	大会議室2	2,800	円	和 室		12,500	円																
	中会議室	1,200	円																				
<p>その他、特記事項</p>																							

恒富南コミセン25年度収支

2013/6/3

	収 入						支 出									
	計	市委託料	冷暖房費 収入	施設利用 料金収入	その他収入	収入-支出 (残額)	計	管理委託費 (人件費)	電気代		水道・下水道料	消耗品費	施設管理費	事業費	通信運搬費 (電話料)	その他支出 (NHK)
4月	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円			12,520円				
5月	25,200円		2,400円	22,800円		1,105,189円	202,647円	144,966円	35,706円		8,088円	9,521円			4,366円	
6月	0円					1,105,189円	0円									
7月	0円					1,105,189円	0円									
8月	0円					1,105,189円	0円									
9月	0円					1,105,189円	0円									
10月	0円					1,105,189円	0円									
11月	0円					1,105,189円	0円									
12月	0円					1,105,189円	0円									
1月	0円					1,105,189円	0円									
2月	0円					1,105,189円	0円									
3月	0円					1,105,189円	0円									
計	1,519,300円	1,485,000円	2,800円	31,500円	0円	1,105,189円	414,111円	322,256円	57,360円		8,088円	22,041円	0円	0円	4,366円	0円
当初協定	3,670,000円	2,970,000円	100,000円	600,000円	円		3,670,000円	2,425,000円		800,000円		189,000円	80,000円	100,000円	60,000円	16,000円
達成率	41.4%	50.0%	2.8%	5.3%	#DIV/0!		11.3%	13.3%			8.2%	11.7%	0.0%	0.0%	7.3%	0.0%

延岡市恒富南コミュニティセンター月別支出状況(平成 25年 5月分)

支出費目	支出額	備考(内訳等)
人件費	¥144,966	事務①: 51,587 円 事務②: 46,363 円 事務③: 47,016 円 事務④: 円
光熱水費(電気代)	¥35,706	電気料金、25年5月分(4/1日~4/30日)
光熱水費(ガス代)		
水光熱費(水道代)	¥8,088	4月度水道料金 4,044円 5月度水道料金 4,044円
消耗品費	¥9,521	事務用品 USBメモリー、 1,478円 子エーンブック 695円 その他 シートブック他 1,487円 プリンターインク 5,861円
通信費(電話料)	¥4,366	5月度使用料金 4,366円
その他の支出		
合 計	¥202,647	

延岡市恒富南コミュニティセンター冷暖房利用料金 収入簿

平成 25年 5月

単位:円

日	回収者	金額	内 訳			
			大会議室1	大会議室2	中会議室	和 室
5月17日	██████████	400		400		
5月18日	██████████	200			200	
5月22日	██████████	400	200		200	
5月26日	██████████	1000	600		400	
5月29日	██████████	200	200			
5月30日	██████████	200	200			
合 計		¥2,400	¥1,200	¥400	¥800	¥0

* 月ごとに集計すること。



恒富南コミュニティセンター無料利用団体利用状況(平成 25年 5月分)

利用団体名	利用種別・内容	利用室名	月間利用回数	備考
太極拳(はまゆう)	「無料サークル」	大2+中	3	
太極拳(マリーゴールド)	「無料サークル」	大2、大2+中	3	
太極拳(さくら)	「無料サークル」	大2+中	1	
社交ダンス(藤の会)練習	「無料サークル」	大1会議	5	
レクダンス愛好会	「無料サークル」	大1会議	5	
ハーモニカ練習	「無料サークル」	大1会議	3	
フラダンス(ハイビスカス)練習	「無料サークル」	大1会議	1	
延岡研修会	その他	大1会議	3	
延岡青嵐歌会	「無料サークル」	中会議	1	
サウンドウェイ	「無料サークル」	大1会議	1	
G音楽隊(吹奏楽練習)	「無料サークル」	中会議	2	
延岡杖道会	「無料サークル」	大1会議	4	
バードカービン展示	その他	中会議	7	
浜町東区町会	「地域コミュニティ活動」	大2会議	2	
ケアマネージャー会議	「公共用」	大2会議	1	
恒富南民生委員児童協議会	「地域コミュニティ活動」	大1会議	1	
昭和史勉強会	その他	中会議	1	
緑ヶ丘自主防災会議	「地域コミュニティ活動」	和室	2	
政営政策課	「公共用」	中会議	1	
海浜美化(シーレインボー)	その他	和室	1	
合 計			48	

※利用種別記載例 : 「地域コミュニティ活動」、「無料サークル」、「公共用」、「その他」等々

担 当	市民協働係	市民協働係長	経営政策課長
			

平成 25 年度 4 月分の利用実績報告について

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会より、次のとおり報告がありましたので、
 回覧いたします。

備考欄

水道代と電話代が未計上となっているのは、報告時点で、口座からの
 引き落としがないためとのこと。5月分で、まとめて報告してもらうこと
 になっています。

延岡市恒富南コミュニティセンター 月別利用統計報告書

平成 25年 4月

(上段は無料、下段は有料)

	利 用 回 数	利 用 人 数
大会議室1	14	179
	1	40
大会議室2	0	0
	1	25
大会議室 (大2+中)	9	112
	0	0
中会議室	5	60
	0	0
和 室	5	19
	8	69
計	33	370
	10	134

¥400 円

内訳	大会議室1	200 円	和 室	
	大会議室2	200 円		
	中会議室	円		

施設利用料金収入 ¥8,700 円 ✓

内訳	大会議室1	1,400 円	大会議室(大2+中)	
	大会議室2	2,800 円	和 室	4,500 円
	中会議室	円		

その他、特記事項

恒富南コミセン25年度収支

2013/5/2

	収 入						支 出								
	計	市委託料	冷暖房費 収入	施設利用 料金収入	その他収入	収入-支出 (残額)	計	管理委託費 (人件費)	電気代	水道・下水道料	消耗品費	施設管理費	事業費	通信運搬費 (電話料)	その他支出 (NHK)
4月	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円		12,520円				
5月	0円		0円	0円		1,282,636円	0円								
6月	0円					1,282,636円	0円								
7月	0円					1,282,636円	0円								
8月	0円					1,282,636円	0円								
9月	0円					1,282,636円	0円								
10月	0円					1,282,636円	0円								
11月	0円					1,282,636円	0円								
12月	0円					1,282,636円	0円								
1月	0円					1,282,636円	0円								
2月	0円					1,282,636円	0円								
3月	0円					1,282,636円	0円								
計	1,494,100円	1,485,000円	400円	8,700円	0円	1,282,636円	211,464円	177,290円	21,654円	0円	12,520円	0円	0円	0円	0円
当初協定	3,670,000円	2,970,000円	100,000円	600,000円	円		3,670,000円	2,425,000円	800,000円		189,000円	80,000円	100,000円	60,000円	16,000円
実行率	40.7%	50.0%	0.4%	1.5%	#DIV/0!		5.8%	7.3%		2.7%	6.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

延岡市恒富南コミュニティセンター一月別支出状況(平成 25年 4月分)

支出費目	支出額	備考(内訳等)
人件費	✓ ¥177,290	事務①: 51,914 円 事務②: 63,341 円 事務③: 62,035 円 事務④: 円
光熱水費(電気代)	¥21,654	電気料金、25年5月分(/日~/日)
光熱水費(ガス代)		
水光熱費(水道代)		
消耗品費	✓ ¥12,520	事務用品 1,890円 円 その他(玄関合鍵作成・その他) 10,630円
通信費(電話料)		
その他の支出		
合 計	✓ ¥211,464	

課室名	経営政策課
-----	-------

起案日		平成 24 年 7 月 12 日		決裁日		平成 24 年 7 月 24 日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者						企画部長
市民協働係	経営政策課長						
 203/	 TEL2170						
		意見					
		合議者					
					管財課長	契約管理課長	財政課長
							
		意見					
広報のべおかへの掲載	要	否		ホームページへの掲載	要	否	否

件名 質貸借契約(土地、建物)の締結について(伺い)

(仮称)恒富南コミュニティセンターを整備するにあたり、基本合意書に基づき別添のとおり契約を締結します。

記

- 1 契約の相手方 延岡市緑ヶ丘3丁目7番21号
 学校法人聖心ウルスラ学園
 理事長 佐田 栄子
- 2 契約期間 平成24年8月1日から平成45年3月31日
- 3 契約金額 月額350,000円(建物月額270,000円+土地月額80,000円)
- 4 予算 款:総務費 項:総務管理費 目:企画費 節:使用料及び賃借料
 予算額:2,800千円

※ 原本は伝票番号 191-000 に添付。

賃 貸 借 契 約 書

学校法人聖心ウルスラ学園（以下「賃貸人」という。）と延岡市（以下「賃借人」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 賃貸人及び賃借人は、信義に従い誠実に本契約の履行に努めなければならない。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸人はその所有する次に掲げる建物及び付随する土地（以下「物件」という。）を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借し、賃貸人に対し賃借料を支払うものとする。

名 称	歯科衛生士専門学校跡施設
所 在 地	延岡市緑ヶ丘5丁目667番1（街区：緑ヶ丘5丁目1番12号）
賃 貸 借 物 件	別紙図面の①、②に表示する部分 ①建 物 鉄筋コンクリート造 2階建 718.07㎡ ②付随する土地 921㎡

（使用目的及び管理）

第3条 賃借人は、物件をコミュニティ施設として使用する。

2 賃借人は、前項の使用に供するため、平成24年度に物件の改修工事を行い、平成25年4月までに供用開始を予定するものとする。

3 賃借人は、第1項の使用に関し適正な用法に従うとともに、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

（賃貸借期間及び更新）

第4条 物件の賃貸借期間は、平成24年8月1日から平成45年3月31日までとする。

2 賃貸借期間満了後、賃借人が、物件を引続き使用するときは、賃貸借期間の満了の3か月前までに賃貸人に申し出て、本契約を更新することができる。

（賃借料）

第5条 物件の賃借料は、建物にあっては月額金270,000円（うち消費税の額金12,857円）とし、付随する土地にあっては月額金80,000円（うち消費税の額金3,809円）とする。この場合において賃貸借期間内に1月に満たない日数が生じたときは、日割りにより賃借料を計算するものとする。

2 前項の賃借料にかかる消費税の額は、契約期間中税率に変更があったときは、変更後の額とする。

3 賃借料の改定は、経済情勢の変化及び公租公課等の変動を勘案し、賃貸人

及び賃借人協議の上決定するものとする。

(物件の引渡等)

第6条 賃貸人は、物件を賃借人の指定する場所において引渡すものとする。

この場合において、物件の引渡しに要する費用は、賃貸人が負担するものとする。

2 物件の引渡し前に生じた当該物件の亡失、き損、変質その他一切の損害はすべて賃貸人の負担とする。ただし、賃借人の責めに帰する場合はこの限りでない。

(維持管理経費)

第7条 物件の賃貸借期間中の維持管理に係る光熱水費等の経費は、賃借人が負担する。

(契約保証金)

第8条 本契約時における契約保証金は、免除するものとする。また、第4条第2項の規定により、引続き本契約を更新する場合においても、契約保証金は免除するものとする。

(賃借料の請求及び支払)

第9条 賃貸人は、第5条に定める賃借料を当該月の10日までに、賃借人に対し書面で請求するものとする。

2 賃借人は、前項により適法な請求書を受領した日から30日以内に、賃借料を賃貸人の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 賃借人は、第5条に規定する賃借料をその期限まで支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該支払いに係る賃借料の額に年14.6%の割合を乗じて計算したものを賃貸人に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第10条 賃貸人は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(使用制限)

第11条 賃借人は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を受けなければならない。

- (1) 物件の原状(第3条第2項に定める改修工事が完了した時点の状態をいう。次号及び第14条において同じ。)を変更するとき。
- (2) 物件上に所在する自己所有工作物等の原状を変更するとき。
- (3) 賃借権の譲渡若しくは転貸又はこれらに準ずる行為をするとき。

(4) 第3条に定める使用目的を変更するとき。

(賃貸人の契約解除権)

第12条 賃貸人は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 賃借人が、この契約に規定する義務を履行せず、この契約を著しく困難ならしめる不信行為があったとき。

(2) 賃借人が、前条の規定に違反したとき。

(3) その他本契約の各条項に違反したとき。

(建物の修繕)

第13条 物件の建物の主体構造部に係る修繕の必要性が生じた場合は、賃貸人において行なうものとする。ただし、当該修繕が賃借人の施工した改修工事に起因する場合は、賃借人において行なうものとする。

2 不慮の事故、自然災害等その他の賃貸人の責に帰さない修繕は、賃借人が行なうものとする。

(原状回復)

第14条 賃借人は、賃貸借期間が満了し、本契約が更新されないとき又は第12条の規定により本契約が解除されたときは、賃貸人に対し、物件を原状に回復して、賃貸人の指定する日までに返還しなければならない。ただし、賃貸人が、当該原状回復の必要がないと認めたときはこの限りではない。

(損害賠償)

第15条 賃貸借期間中、賃借人は、その責めに帰する事由により物件に損害を与えた場合には、賃貸人に対しその損害を賠償しなければならない。ただし、賃借人において当該損害部分を原状に回復したときは、この限りではない。

(物件の返還)

第16条 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、賃貸人に対し物件を返還する。この場合において、当該物件の返還及び返還以後の物件の処分に要する費用は、賃貸人が負担するものとする。

(費用の負担)

第17条 本契約の締結に要する費用は、賃貸人の負担とする。

(疑義の決定)

第18条 本契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた事項については、延岡市契約規則に定めるところによるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて賃貸人及び賃借人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、賃貸人及び借借人が
記名押印のうえ、各自1通を保持する。

平成24年7月 日

賃貸人 延岡市緑ヶ丘3丁目7番21号
学校法人聖心ウルスラ学園
理事長 佐田 栄子

借借人 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 首藤 正治

		課室名		市民協働・男女参画課			
起案日		平成23年12月16日		決裁日		平成24年1月4日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者			企画部長	副市長 (総括)	市長	
副主幹兼市民協働係長 	副参事兼市民協働・男女参画課長  Tel13030						
副主幹 	男女参画対策監 	意見					
	市民協働係	合議者					
	 					財政課長	企画課長
ファイリングマネージャー	公印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名：コミュニティ施設整備に関する基本合意書の締結について(伺い)

(仮称)恒富南コミュニティセンター整備事業に関し、学校法人ウルスラ学園の所有する歯科衛生士専門学校跡施設を活用することについて、ウルスラ学園側と調整を重ねてまいりましたが、このたび、その協議が整いましたので、別紙のとおり合意書の締結を行いたいと思います。

また、決裁の上は、地元関係団体代表(別紙案)に対して事業の説明を行うとともに、施設の管理運営に関しても協議を開始することといたします。

なお、地元管理運営委員会については、ウルスラ学園も参画することで調整を行っており、学園側の「知」を活かすことによりこれまでになく多様な地域活動等が期待されるものと考えられます。

コミュニティ施設整備に関する基本合意書

延岡市(以下、「甲」という。)が平成24年度に実施予定のコミュニティ施設整備(仮称:恒富南コミュニティセンター)について、甲と学校法人聖心ウルスラ学園(以下、「乙」という。)は、乙の所有する施設の整備等に関して、次のとおり合意する。

(施設の賃貸及び整備)

第1条 甲は、乙の所有する歯科衛生士専門学校跡施設(以下「当該施設」という。)の土地及び建物を賃借し、公の施設としてコミュニティ施設を整備する。

(施設の設置目的)

第2条 甲の整備するコミュニティ施設は、概ね南中学校校区(構口町、浜町、緑ヶ丘、平原町、若葉町、沖田町、片田町、鶴ヶ丘、塩浜町)の地域住民の自主的な活動や交流など地域コミュニティの活性化と市民活動団体等の活動等に供する。

(整備及び供用開始の時期)

第3条 甲は、平成24年度に当該施設の改修工事等を行い、平成25年4月までに供用開始を予定する。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、甲が当該施設の発注準備を予定している平成24年8月1日を契約開始日として起算し、概ね20年間とし、その際の契約満了日は、甲の会計年度末とする。その後、甲は乙と協議し、引き続き賃貸借期間を更新できるものとする。

(賃貸借料)

第5条 甲は、前条に係る賃貸借料を次のとおり予算化し、乙に支払うものとする。

	建物	土地	計
月額(円)	270,000	80,000	350,000 (年額 4,200,000)

2 支払い方法については、別途協議を行い、賃貸借契約書で定める。

(原状回復)

第6条 賃貸借契約を締結した場合の、契約条項で定める契約解除時点での原状回復の「原状」とは、甲において施工する当該施設の改修工事が完了した時点の状態とする。

(建物の修繕)

第7条 当該施設の使用について、当該施設の主体構造部に係る修繕の必要性が生じた場合は、乙において行う。この場合、甲が加入する保険等による対応も検討するものとする。

2 前項において、甲が施工した改修工事に起因する場合は、甲において行う。また、その他の修繕は、甲において行う。

3 不慮の事故、自然災害等、乙の責に帰せぬ修繕等は、甲が行う。

(維持管理経費)

第8条 当該施設で使用する光・熱・水費等の経費は、甲が負担する。

(セキュリティの確保)

第9条 コミュニティ施設の専用出入口及び柵の設置、街灯等の設置に関し、甲において関係機関等と検討を行うこととする。

(調査協力の義務)

第10条 甲は、当該施設の整備に関して、随時、実地に調査をすることができる。この場合において、乙は、これに協力をしなければならない。

(管理運営方法)

第11条 甲は、当該施設をコミュニティ施設の設置目的に沿って、円滑に管理運営するために、指定管理者制度により管理運営を行うものとする。なお、指定管理者となる管理運営委員会の設置にあたっては、有識者である乙及び地元団体等の代表者との協議・調整に際して、甲は協力するものとする。

(基本合意書の効力)

第12条 本合意書の各条項に定める事項については、平成24年度当初予算の議会の議決を以って、効力が生じるものである。また、本合意書にかかる細目等については、賃貸借契約書及び工事承諾書等で定めることとする。

(疑義の決定)

第13条 本合意書の解釈に疑義が生じた場合、また、定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成24年1月12日

延岡市東本小路2番地1
甲 延岡市
延岡市長 首藤正治



延岡市緑ヶ丘3丁目7番21号
乙 学校法人 聖心ウルスラ学園
理事長 佐田栄子



起案日		平成 25 年 3 月 26 日		決 裁 日		平成 25 年 3 月 29 日		
課 内		検 討 者				決 裁 者		
担 当 者	起案責任者					課長補佐	課 長	
	 TEL3032							
市民協働係		意見						
		合 議 者						
						契約管理課長	財 政 課 長	
								
		意見						
広報のべおかへの掲載		要	・	<input checked="" type="checkbox"/>	ホームページへの掲載	要	・	<input checked="" type="checkbox"/>

件 名 : 「平成25年度延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定・年度協定に係る準備行為について (伺い)」

標記の件について、下記のとおり協定を締結するための準備を行います。

記

1. 内容・目的 地域のコミュニティ活動の振興を図るため、その拠点となる延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営を行う。
2. 予算額 企画費 コミュニティ施設管理事業 恒富南コミュニティセンター管理事業
委託料 指定管理料 【予算額】 2,970,000円
3. 支出方法 前金2回払(4月と10月)
4. 基本協定書(案) 別紙のとおり
5. 年度協定書(案) 別紙のとおり

【裏面へ続く】

6. 指定管理者 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会(委員長 前田 時久)

7. 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日(5年間)

延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書（案）

延岡市（以下「委任者」という。）と延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「受任者」という。）とは、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営を行う事業（以下「事業」という。）について以下のとおり合意したので、協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、委任者と受任者が相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（管理運営の基準）

第2条 受任者は、基本協定のほか、延岡市恒富南コミュニティセンター条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）並びに延岡市恒富南コミュニティセンター条例施行規則、延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）及び委任者の指示に従い、事業を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 基本協定による協定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 受任者が行う施設管理の業務は、次のとおりとする。

（1）条例に定める業務

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（管理に要する経費）

第5条 受任者は、委任者が受任者に支払う指定管理料（以下「指定管理料」という。）と条例第9条に規定する利用料金収入をあわせて、センターの管理運営を行うものとする。

2 毎年度の指定管理料の額は委任者の定める予算の範囲内とし、その額及び支払い時期などの必要な事項は、基本協定とは別に、委任者と受任者間で年度ごとの協定を締結する。

（個人情報の保護）

第6条 受任者は、管理運営業務の処理により取得した個人情報（以下「個人情報」という。）については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

2 受任者は、個人情報について、協定終了後も守秘義務を負うものとする。

(事業報告書等の作成及び提出)

第7条 受任者は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後、30日以内に、当月分の管理運営については翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書等及び収支決算書を作成し、委任者に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用者の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 受任者は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、委任者が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 受任者は、事業の実施にあたり、事故が生じたときは、受任者の責に帰すべき理由によるか否かを問わず、遅滞なく委任者にその状況を報告しなければならない。

(業務実施状況の調査)

第8条 委任者は、必要があると認めるときは、受任者による事業実施状況を確認することを目的として、受任者の管理する施設に随時立ち入り、実施状況の調査を行い、又は受任者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受任者は、前項の業務実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

3 委任者は、第1項による調査の結果、受任者による業務実施が仕様書等の委任者が示した条件を満たしていない場合は、受任者に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 受任者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(財産の管理)

第9条 受任者は、事業に係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、使用するものとする。

2 受任者は、事業に係る財産を事業の目的以外で使用してはならない。ただし、委任者の承認を受けたときは、この限りではない。

3 受任者は、事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、予め委任者の承認を受けたときは、この限りではない。

4 受任者は、天災地変その他の事故により事業に係る財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその状況を委任者に報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 委任者は、受任者が次の各号の1に該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、これにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 基本協定に違反したとき。

(2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。

(3) 前2号の他、受任者が施設の指定管理者として業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 受任者がこの基本協定を協定期間内に解除しようとするときは、その3ヶ月前までに委任者の承認を得なければならない。

3 委任者は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、委任者は、廃止しようとする日の30日前までに受任者に通知しなければならない。

(指定管理料の返還)

第11条 受任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理料及び利用料金収入の全部又は一部を委任者へ返還しなければならない。

(1) 管理運営業務を履行しないとき

(2) 基本協定の規定に違反したとき

(3) 第10条の規定により指定管理者としての指定が取り消し、又は業務が停止されたとき。

(損害賠償)

第12条 委任者は、第10条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止をした場合に生じた受任者の損害については、その賠償の責を負わない。

(危険負担)

第13条 基本協定履行の際、委任者の責に帰することができない事由によって生じた損害は、受任者の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、委任者と受任者の協議の上決定する。

2 基本協定履行の際、受任者が第三者に与えた損害は、受任者の負担とする。

3 委任者は、受任者の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受任者に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(原状回復の義務)

第14条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第15条 受任者は、基本協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第16条 受任者は、基本協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理業務の引継ぎ)

第17条 受任者は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、センターの運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法、日時等については、別途委任者と受任者で協議する。

(信義則)

第18条 委任者及び受任者は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第19条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、委任者と受任者は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

委任者と受任者とは、この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月 日

委任者

延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 首藤 正 治

受任者

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会
委員長 前田 時久

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者仕様書

延岡市恒富南コミュニティセンターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 センターの管理に関する基本的な考え方

センターを管理するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) センターが、地域住民の自主的活動及び相互の交流を深めることのできる場であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

3 施設の概要

- (1) 名 称 延岡市恒富南コミュニティセンター
- (2) 所在地 延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号
- (3) 開設日 平成25年4月2日
- (4) 建物概要

- 構 造 鉄筋コンクリート造
- 階 数 地上2階建（対象は1階部分のみ）
- 敷地面積 1,673.00㎡
- 床面積 425.76㎡
- 施設内容 事務室、大会議室（2）、中会議室、和室、給湯室、倉庫、トイレ（多目的トイレ含む）、駐車場など

4 休館日

センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 8月13日から8月15日まで
- (4) 12月28日から翌年の1月3日まで
- (5) 市長が必要と認める時には休館日を変更することがある。

5 開館時間

センターの開館時間は次のとおりとする。

- (1) センターの開館時間は、原則として午前9時30分から午後10時までとする。ただし、使用の予定がない場合には、午後5時までとする。
- (2) 市長が必要と認める時には開館時間を変更することがある。

6 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

7 法令等の遵守

センターの管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 延岡市恒富南コミュニティセンター条例（平成24年条例第19号）
- (3) 延岡市恒富南コミュニティセンター条例施行規則（平成25年規則第1号）
指定期間中に法令の改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

8 業務内容

(1) センターの運営に関すること

- ① センターの管理運営にあたる職員は必要な人員を確保すること。
- ② 職員の勤務形態は、センターの運営に支障がないように定めること。
- ③ 職員に対して、センターの管理運営に必要な研修を実施すること。
- ④ 会議室等の使用の許可および利用料の徴収を行うこと。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

- ① センターの適正な運営のため、以下の設備に関する保守管理を行うこと。（保守点検業務に係る詳細は別表1のとおりとする。）
清掃、消防設備・空調機器・自家用工作物等の施設の設備巡視点検と保守、害虫駆除、植栽管理、小破修繕

② 駐車場の管理に関すること

(3) 地域コミュニティの活性化に関すること

- ① 学校法人聖心ウルスラ学園及び地域と連携しながら、地域コミュニティの活性化につながる事業を実施すること。

(4) その他

- ① 緊急時対策、防犯・防災対策について、職員に指導を行うこと。
- ② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底すること。
- ③ 毎月の施設利用状況を翌月10日までに市に報告すること。

9 会計等について

(1) 決算

会計年度終了後、1カ月以内に事業報告を行うこと。

(2) 経理事務

指定管理者は経理規程を作成し、経理事務を行うこと。

(3) 立入検査

市は、必要に応じて、施設、備品、各種帳簿等の現地検査を行うこととし、指定管理者はこれに必要な協力を行うこととする。

10 物品の帰属等

(1) 市が、指定管理者に対して指定管理料により物品を購入させるときは、購入後の物品は市に帰属するものとする。

(2) 指定管理者は、市の所有する物品については、「延岡市物品管理規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

11 備品物品等

備え付けの備品物品等は別途提示する。

12 施設や備品の修繕

(1) 指定管理者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、指定管理者が原状回復あるいは実費弁償する。

(2) 使用者の故意又は過失により施設や備品等を破損した場合には、使用者が原状回復あるいは実費弁償する。

(3) 天災や老朽化、設計上又は工事施工上に起因する損傷（小破修繕は除く）等に関しては、市が負担する。

13 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(2) 市及び市内にある他の類似施設との連携を図った運営を行うこと。

(3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。

(4) 各種規定等がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

(5) 別に定める予算については、財政の状況により金額が変更となる場合がある。

(6) その他、仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

14 協議

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

15 指定管理者の指定及び協定等

(1) 管理者の指定手順

指定管理者の指定には、延岡市議会の議決が必要となる。

選定会議が選定した法人、団体等を指定管理者の候補者として、延岡市議会へ管理者指定の議案を上程し、議決を経た後に指定する。

(2) 協定の締結

市と指定管理者は、センターの管理に関する協定を締結する。

16 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な施設運営が困難になった場合、または指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められるときには、市は、指定管理者の指定を取り消す事ができるものとする。
- (2) 不可抗力その他市または指定管理者の責めに帰する事ができない事由により施設運営の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、施設運営の継続の可否について協議を行うものとする。協議の結果、市が事業の継続が困難であると判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

別表1 延岡市恒富南コミュニティセンター管理保守点検業務

項 目	必要管理項目	頻 度
清 掃	日常的に整理・整頓	毎日
	定期的な清掃	床清掃 月1回以上 窓清掃 年6回以上
消防設備	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
空調機器	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
自家用工作物	日常保守点検	毎日
	定期点検	年1回以上
害虫駆除	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
植栽管理	日常保守管理	毎日
	定期点検	年2回以上
小破修繕	照明装置の維持・交換	必要に応じて随時
	その他施設の修繕	必要に応じて随時

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が書面による承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

分類	物品	数量
オフィス家具	折たたみ椅子	200 脚
	折たたみ机	66 脚
	座卓（長机）	10 脚
	テーブル台車	1 台
	事務机	2 台
	事務用椅子	2 脚
	折たたみ椅子台車	2 台
	ホワイトボード大	3 台
	書類キャビネット	1 個
	演台	1 個
	パンフレットスタンド	1 個
	壁掛ホワイトボード	1 個
	行事案内板	2 個
	傘立	1 個
通信用機器	ワイヤレスアンプ	1 個
	ワイヤレスマイク	2 本
	コード付マイク	1 本
	チューナーユニット（アンプに内蔵）	1 個
	床上マイクスタンド	1 個
	卓上マイクスタンド	2 個
OA機器	ノートパソコン	1 台
	プリンタ	1 台
オフィス家電	掃除機	1 台
	デジタルコードレス電話機	1 個
	レーザーファクシミリ	1 台
	電気ポット	1 個
	電子レジスター	1 台
医療機器	AED	1 個
計		309

延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する年度協定書（案）

延岡市（以下「委任者」という。）と延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「受任者」という。）とは、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の管理運営を行う事業について締結した延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、センターの管理運営業務の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定めることを目的とする。

（平成25年度の管理運営業務）

第2条 受任者は、委任者と受任者との間で平成25年4月1日に締結した基本協定に基づき、センターの管理運営を行うものとする。

（年度協定の期間）

第3条 本年度協定の期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

（指定管理料の支払い）

第4条 委任者は受任者に対し、指定管理料として金2,970,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料は、平成25年4月及び平成25年10月の2回に分けて、受任者の請求に基づき支払うものとする。

3 受任者は委任者に対し、請求書を平成25年4月及び平成25年10月のそれぞれ10日までに提出し、委任者は、受任者に対し、請求書を受理した日の属する月の末日までに指定管理料を支払うものとする。

（協定の解除）

第5条 基本協定第10条の規定に基づき、受任者が指定管理者としての指定を取り消されたときは、委任者は、本協定を解除する。

2 前項の規定により、本協定が解除された場合において、受任者は、指定管理料の10分の1に相当する額を、違約金として委任者の指定する期間内に支払わなければならない。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、委任者と受任者は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

委任者と受任者は、この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

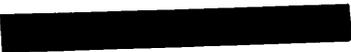
委任者

延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 首藤正治

受任者


延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 前田時久

担 当	係 員	市民協働係長	市民協働・男女参画課	企画部長
				

会 議 報 告 書

会 議 名	(仮) 恒富南コミセン地元説明会
出 席 者	恒富中、恒富南地区社協の区長 22 名 (44 名中) 出席 ※別紙受付簿参照
日 時	平成 24 年 1 月 31 日 (火) 19 時 00 分～20 時 00 分
場 所	旧聖心ウルスラ短大 談話室

会 議 内 容

□延岡市企画部長あいさつ

- ・黒木企画部長が開会にあたり、あいさつを行った。

□地元選出市議会議員代表あいさつ

- ・熊本貞司議員があいさつを行った。

□恒富地区区長会長あいさつ

- ・山口美三雄会長があいさつを行った。

□職員紹介

- ・担当職員の紹介を行った。(企画部長、市民協働・男女参画課職員、甲斐副参事兼建築住宅課長、中城工務係長)

□整備計画及び管理運営計画等の説明

- ・太田企画部副参事が資料に沿って説明を行った。

□質疑

- ・新たに新築するのか。料理教室ができる場所があるのか。(南緑ヶ丘 2 区 野田)
⇒料理教室ができる場所の要望があるが、短大跡に既存の調理室があり、これを提供していただくことを学園と協議していきたい。現在の計画では調理室を設けていないが、一ヶ岡コミセンの調理室の利用状況は年間 6 件 (1%程度) となっていることから、利用頻度の高い会議スペースの方が良いという考えからこのようになっている。(太田)
- ・今の説明では施設の具体的な内容がわからない。今後、細かい事項をつめていくとき、地元の要望を聞く機会はあるのか。
(浜東区 XXXXXXXXXX)
⇒既存の建物の利活用なので設計上の制約があるが、和室を設置することや広く使える会議室など最大 4 つの会議室が使えるなど、限られたスペースの中で様々な要望に対応できるようにしたところである。(太田)
⇒資料にある人数は、机と椅子を並べたときのものであり、椅子だけになるとその倍の人数が収容できる。間仕切りを使うことにより様々な会議等に対応できる。(甲斐)
- ・放送設備やパソコン教室などの設備はどうか。(浜東区 大須賀)
⇒放送設備は各部屋考えている。(太田)
⇒事務室への LAN 設備は考えている。その他の部屋については今後詰めていきたい。
(甲斐)

会 議 内 容

- ・調理室以外に使える施設はあるのか。(笹目区 ■■■)
⇒図書室も可能と聞いているが、皆さん方の要望をお聞きして、学園にも要望しながら、協議していきたい。(太田)
- ・現在の公民館では2階に上がらないといけないなど高齢者には利用しにくい。また、舞台は設けられるのか。(南緑ヶ丘2区 ■■■)
⇒高齢者や障がい者に配慮して1階をメインに段差のない構造ということで予算計上している。また、舞台については常設がいいのか、移動式がいいのかなど地元のご意見を伺いながら協議していきたい。(甲斐)
- ・会議室1・2の壁を取ることができない理由を説明して欲しい。(議員 本部)
⇒壁を取ってしまうと建物全体の強度が不足するためである。(甲斐)
- ・駐車場は西側から入ることになるのか。(北緑ヶ丘区 ■■■)
⇒東側に新たな出入り口を設ける予定であるが、交差点協議などを行い、安全なところから入るようにしたい。(甲斐)
- ・備え付けの舞台を設置して欲しい。(若葉町中央区 ■■■) ⇒回答なし。
- ・床はコンクリートか。(議員 熊本)
⇒現在はコンクリート床に塩ビシートを張っている。コンクリート床はどうしようもないが、その上の仕上げは今後考えたい。(甲斐)
- ・テニスコートやグラウンドなども利用できるようにしていただくと地域としても活用できるのだが。(恒富区長会長 山口)
⇒学園の理事長とも話をさせていただいているが、学園としては地域に根ざしたコミュニティ施設のより良い運営を希望しており、地元のご意見を伺いながら進めていきたい。(黒木)

□閉会あいさつ

- ・太田企画部副参事が閉会にあたりあいさつを行った。

地区No	No	郵便番号	住所	出席	氏名	フリガナ	人数
市議	45	882-0863	延岡市緑ヶ丘2丁目29-27	○	熊本 貞司	クマト テイシ	
市議	46	882-0864	延岡市塩浜町4丁目1717-45	○	本部 仁俊	ホンブ 仁俊	
区長会	47	882-0881		○	山口 美三雄	ヤマグチ ミサオ	
	345	1 882-0783					64
	346	2 882-0874		○			361
	347	3 882-0867					90
	348	4 882-0867					144
	349	5 882-0862		○			250
	350	6 882-0862					136
	351	7 882-0862		○			130
	352	8 882-0862					33
	353	9 882-0866		○			314
	354	10 882-0866		○			287
	355	11 882-0866		○			195
	356	12 882-0866		○			69
	357	13 882-0866		○			143
	361	14 882-0866		○			60
	362	15 882-0875		○			135
	363	16 882-0875		○			148
	364	17 882-0875		○			153
	365	18 882-0876		○			94
	366	19 882-0876		○			221
	367	20 882-0876					54
	368	21 882-0877		○			168
	369	22 882-0877		○			141
	370	23 882-0863		○			330
	371	24 882-0863		○			208
	373	25 882-0863					61
	374	26 882-0863		○			43
	375	27 882-0863					27
	376	28 882-0863					260
	377	29 882-0863		○			139
	378	30 882-0863		○			34
	379	31 882-0865		○			365
	380	32 882-0865					77
	381	33 882-0864		○			24
	382	34 882-0864					50
	383	35 882-0864		○			310
	384	36 882-0864					111
	385	37 882-0864					29
	386	38 882-0864		○			29
	387	39 882-0864		○			53
	388	40 882-0864		○			36
	389	41 882-0864		○			209
	390	42 882-0863		○			26
	391	43 882-0863		○			16
	393	44 882-0876					50

欠席者が資料を届けてもいない分

代理

(仮称)恒富南コミュニティセンター説明会

日時：平成24年1月31日（火）19：00～

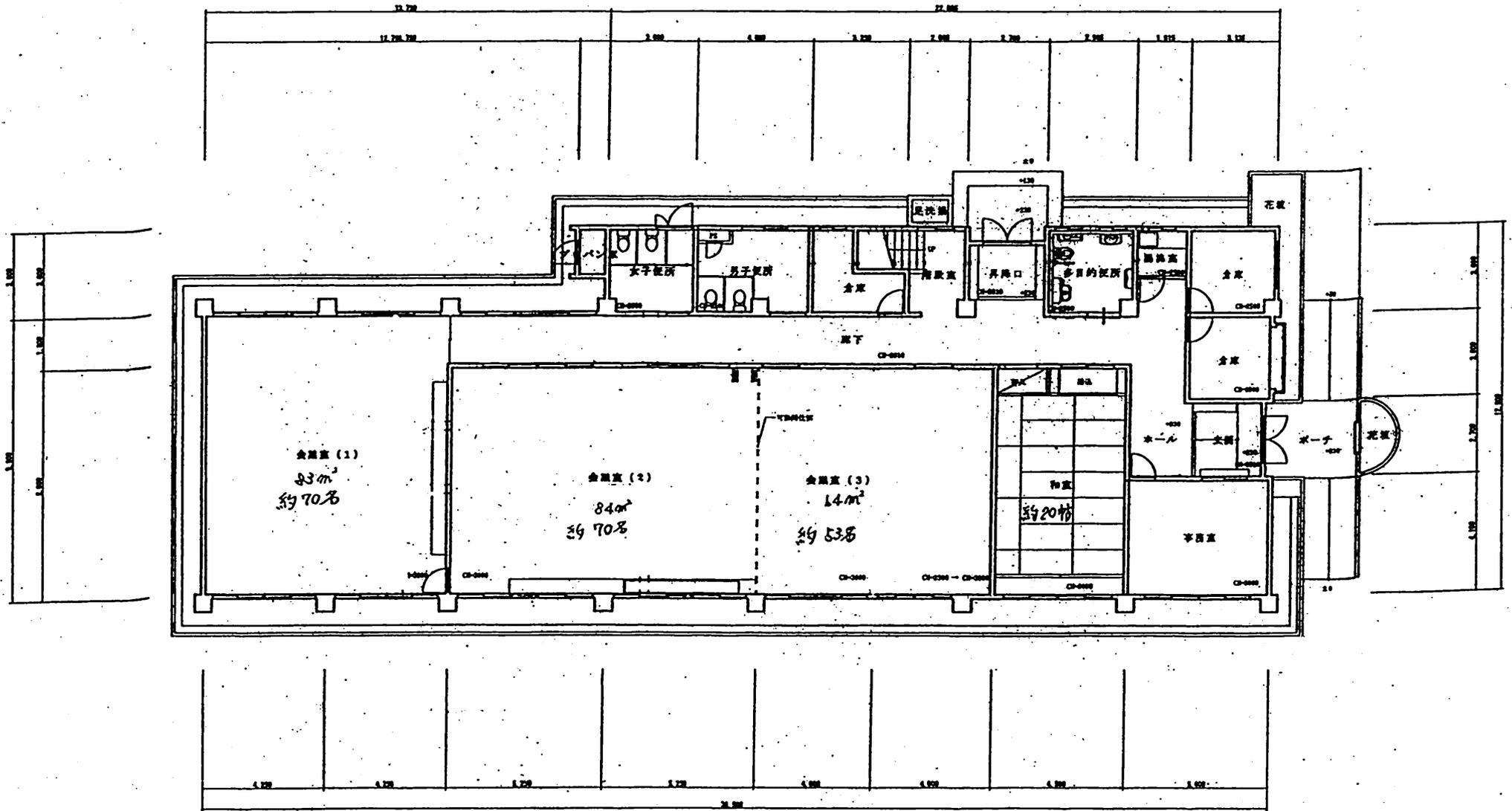
場所：旧聖心ウルスラ短大 談話室

- 1 開 会
- 2 市企画部長あいさつ
- 3 地元選出市議会議員代表あいさつ
- 4 恒富地区区長会長あいさつ
- 5 整備計画及び管理運営計画等の説明
 - ① 経緯
 - ② 整備計画概要（別紙 整備計画(案)、計画平面図）
 - ③ 管理運営方式
 - ④ スケジュール（別紙 スケジュール表）
 - ⑤ その他
- 6 質 疑
- 7 閉 会

(仮称)恒富南コミュニティセンター整備計画概要

1. 設置目的 本市恒富南地区(恒富中、恒富南地区社協)の地域住民の自主的な活動や交流の拠点活動として聖心ウルスラ学園の施設の一部を活用・整備し、当該地域のコミュニティの活性化を図る。
2. 設置場所 延岡市緑ヶ丘5丁目1番12号(街区表示)
【聖心ウルスラ学園旧歯科衛生士専門学校<昭和62年建設 鉄筋コンクリート造2建718.07㎡>の1階部分(425.76㎡)を活用】
3. 施設名称 (仮称)恒富南コミュニティセンター
4. 施設内容 会議室(1)～約70名収容 会議室(2)～約70人収容 会議室(3)～約53人収容⇒会議室(2)(3)は、大会議室(約120人収容)として利用可
和室(1)～18畳 事務室 トイレ 玄関 廊下 その他
・空調整備、バリアフリー、多目的便所(オストメイト対応)
・駐車場 ライン駐車30台、(詰込駐車約50台)
・別紙平面図参照
・土地面積 約1,700㎡
5. 整備年度 平成24年度末までに整備を終え、平成25年4月に供用開始とする。
6. 概算事業費 約44,000千円(備品整備を含む)
7. 管理運営 指定管理者による管理運営とする。
8. 事業の流れ 別紙資料参照

2



改修後 1階平面図 S=1/100 1階床面積: 425.76㎡

(仮称) 恒富南コミュニティセンター 計画平面図

(仮称) 恒富南コミュニティセンター整備事業 スケジュール

平成24年1月17日作成

	平成23年度					平成24年度												25年度	
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
実施設計委託			基本設計 (建築住宅課)		免注準備	実施設計委託			計画通知										
改修工事										設計フィク	免注準備	建設工事							
指定管理者			地元団体等協議			管理運営委員会設置準備			管理運営委員会設立		設置条例案の提出準備	上程・議決	指定管理者選定会議	指定管理者の提出準備	上程・議決		3月議会 (指定管理料)	指定管理料支払	
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	



担当	係員	市民協働係長	市民協働・男女参画課長	企画部長
				

(会議)・(調査) 報告書 兼 処理方針書

(会議・調査)名	ウルスラ学園へ1/31の地元説明会状況報告及び地元関係団体等協議について
出席者	佐田理事長、古川中学校長、 XXXXXXXXXX 市民協働・男女参画課 吉岡、松田
日時	平成24年 2月16日(木) 11時00分～11時40分
場所	ウルスラ学園応接室

会議・調査 内容

市：平成24年1月31日に開催した恒富南コミュニティセンター説明会の状況について、別紙会議報告書のコピーを基に報告した。特に、コミセン以外のウルスラ学園施設の利用の可否に関する意見については全て報告し、学園側の現時点の考え方を聞いた。

学園：

- ・調理室の利用の可否度 ⇒ 利用の申し出があれば利用はかまわない。
- ・テニスコートやグラウンドの利用の可否
⇒ テニスコートの使用は、今後の調整を要するので現段階で返事はできない。
⇒ グラウンドを使用するには、雑草除去や凹凸地面整地を要するので、その点を市側が手当てすれば利用可能である。
- ・図書室の利用の可否 ⇒ 専門書しか置いてない。利用したいということであれば利用はかまわないが人員配置が必要となる。大部分は貸出しができないが、実際に利用があるのか。
- ・その他 ⇒ 以前には、施設等の地元利用が可能である旨の話をしていたので、コミセン以外の施設利用の話が出たものと思う。その点について市にお話をしておくべきであった。申し訳ない。現在は、学園の今後の計画等もあって前述の考えである。

市：この件については、地元関係団体等に伝えて、コミセンとしては利用できないものを整理し、理解してもらう必要があると考える。

市：管理運営委員会の基となる地元関係団体等協議を今月中に開催し、新年度の管理運営委員会設立準備へ移行する道すじをつけておきたい。そのため、ウルスラ学園の代表者氏名及び開催希望日時を聞かせて欲しい。併せて会場を借りたい。

学園：代表者は前田時久を考えている。開催希望日は2月23日か24日をお願いしたい。会場は、旧短大2階会議室を提供する。

市：それを基にして関係者と日程を調整し、その結果を関係者全員に文書でお知らせして開催したい。

調整事項	処理案	決定処理方針
①地元関係団体等協議の開催日時、場所 ②参集者	①平成24年2月23日(木)19:00～に旧ウルスラ短大2階会議室で開催することで文書通知する。 ②まずは別紙案で参集いただく。未定者等については、協議を進める中で必要に応じて加えていく。	① } 左記のとおり ② }
		決定日 H24.2.20

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会役員(B案)

平成24年2月20日時点

No.	役職	氏名	住所	電話番号	構成団体等
1	委員	前田 時久	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11	委員	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12	委員		〇〇町〇丁目〇〇-〇	[REDACTED]	[REDACTED]
13	委員		〇〇町〇丁目〇〇-〇	[REDACTED]	[REDACTED]
14	監事				区長
15	監事				女性代表

PTA連協
21-5787
10~16時

直近整備のコミセン(南方東コミセン)と異なる構成団体等

- ・施設提供者であるウルスラ学園を構成団体等に加える。
- ・南方東コミセンは、女性代表を、南方地区JA女性部長としている。
- ・南方東コミセンは、地域コーディネーターとして、2名を置いている。

担当	係員	市民協働係長	市民協働・男女参画課長	企画部長
				

会 議 報 告 書

会議名	(仮) 恒富南コミセン地元説明会
出席者	恒富中、恒富南地区社協の区長 22 名 (44 名中) 出席 ※別紙受付簿参照
日時	平成 24 年 1 月 31 日 (火) 19 時 00 分～20 時 00 分
場所	旧聖心ウルスラ短大 談話室

会 議 内 容

□延岡市企画部長あいさつ

- ・黒木企画部長が開会にあたり、あいさつを行った。

□地元選出市議会議員代表あいさつ

- ・熊本貞司議員があいさつを行った。

□恒富地区区長会長あいさつ

- ・山口美三雄会長があいさつを行った。

□職員紹介

- ・担当職員の紹介を行った。(企画部長、市民協働・男女参画課職員、甲斐副参事兼建築住宅課長、中城工務係長)

□整備計画及び管理運営計画等の説明

- ・太田企画部副参事が資料に沿って説明を行った。

□質疑

- 平均50件程度の研修で97%程度の可能性を考慮(検討中)
- ・新たに新築するのか。料理教室ができる場所があるのか。(南緑ヶ丘2区 XXXXXXXXXX)
⇒料理教室ができる場所の要望があるが、短大跡に既存の調理室があり、これを提供していただくことを学園と協議していきたい。現在の計画では調理室を設けていないが、一ヶ岡コミセンの調理室の利用状況は年間 6 件 (1%程度) となっていることから、利用頻度の高い会議スペースの方が良いという考えからこのようになっている。(太田)
 - ・今の説明では施設の具体的な内容がわからない。今後、細かい事項をつめていくとき、地元の要望を聞く機会はあるのか。
(浜東区 XXXXXXXXXX)
⇒既存の建物の利活用なので設計上の制約があるが、和室を設置することや広く使える会議室など最大 4 つの会議室が使えるなど、限られたスペースの中で様々な要望に対応できるようにしたところである。(太田)
⇒資料にある人数は、机と椅子を並べたときのものであり、椅子だけになるとその倍の人数が収容できる。間仕切りを使うことにより様々な会議等に対応できる。(甲斐)
 - ・放送設備やパソコン教室などの設備はどうか。(浜東区 XXXXXXXXXX)
⇒放送設備は各部屋考えている。(太田)
⇒事務室への LAN 設備は考えている。その他の部屋については今後詰めていきたい。
(甲斐) ② 配線は現在の状況ではある。

会 議 内 容

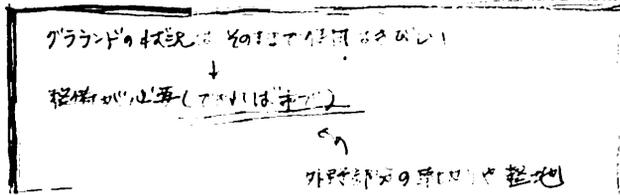
- ・調理室以外に使える施設はあるのか。(笹目区 ■■■)
 - ⇒図書室も可能と聞いているが、皆さん方の要望をお聞きして、学園にも要望しながら、協議していきたい。(太田)
- ・現在の公民館では2階に上がらないといけないなど高齢者には利用しにくい。また、舞台は設けられるのか。(南緑ヶ丘2区 ■■■)
 - ⇒高齢者や障がい者に配慮して1階をメインに段差のない構造ということで予算計上している。また、舞台については常設がいいのか、移動式がいいのかなど地元のご意見を伺いながら協議していきたい。(甲斐)
- ・会議室1・2の壁を取ることができない理由を説明して欲しい。(議員 本部)
 - ⇒壁を取ってしまうと建物全体の強度が不足するためである。(甲斐)
- ・駐車場は西側から入ることになるのか。(北緑ヶ丘区 ■■■)
 - ⇒東側に新たな出入り口を設ける予定であるが、交差点協議などを行い、安全なところから入るようにしたい。(甲斐)
- ・備え付けの舞台を設置して欲しい。(若葉町中央区 ■■■) ⇒回答なし。
- ・床はコンクリートか。(議員 熊本)
 - ⇒現在はコンクリート床に塩ビシートを張っている。コンクリート床はどうしようもないが、その上の仕上げは今後考えたい。(甲斐)
- ・テニスコートやグラウンドなども利用できるようにしていただくと地域としても活用できるのだが。(恒富区長会長 山口)
 - ⇒学園の理事長とも話をさせていただいているが、学園としては地域に根ざしたコミュニティ施設のより良い運営を希望しており、地元のご意見を伺いながら進めていきたい。(黒木)

グラウンドは当初の計画はなから、仮設可能なように
お金のことも検討している(一般の利用のこと)
現状は今のまま(の利用あり)

テニスコートはグラウンドの兼ね合いがあるため現時点での利用は難しいと考える

閉会あいさつ

- ・太田企画部副参事が閉会にあたりあいさつを行った。



協議の進捗は現状一般へ貸し出しはしている
④ 協議を進め入札によって活用できるような整備がよいと思われる

グラウンドの状況の説明は
グラウンドの利用については説明しているが、説明会で各団体の意向は聞いていない

(仮称)恒富南コミュニティセンター説明会

日時：平成24年1月31日（火）19：00～

場所：旧聖心ウルスラ短大 談話室

1 開 会

2 市企画部長あいさつ

3 地元選出市議会議員代表あいさつ

4 恒富地区区長会長あいさつ

5 整備計画及び管理運営計画等の説明

① 経緯

② 整備計画概要（別紙 整備計画(案)、計画平面図）

③ 管理運営方式

④ スケジュール（別紙 スケジュール表）

⑤ その他

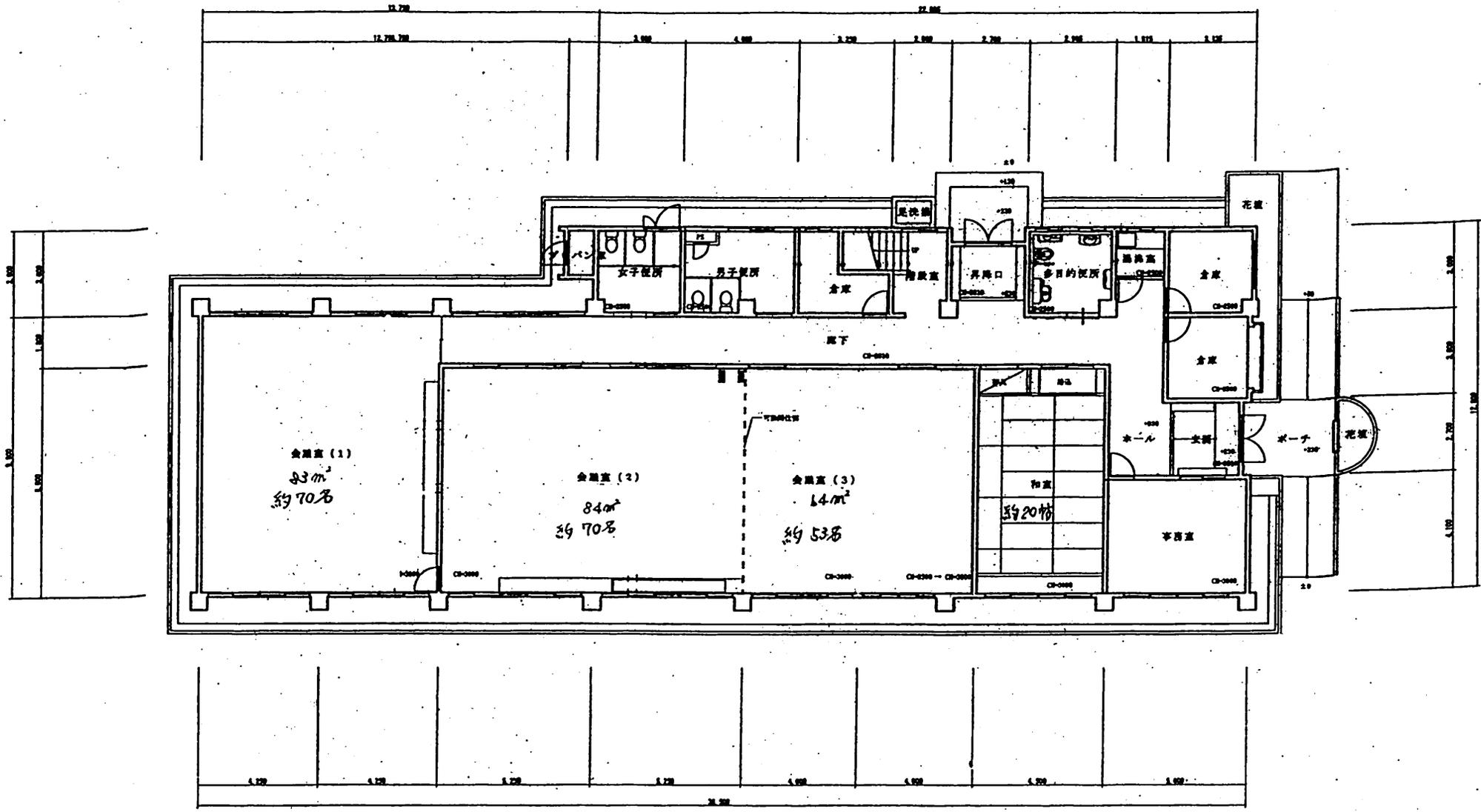
6 質 疑

7 閉 会

(仮称)恒富南コミュニティセンター整備計画(案)

1. 設置目的 本市恒富南地区(恒富中、恒富南地区社協)の地域住民の自主的な活動や交流の拠点活動として聖心ウルスラ学園の施設の一部を活用・整備し、当該地域のコミュニティの活性化を図る。
2. 設置場所 延岡市緑ヶ丘5丁目1-12
(聖心ウルスラ学園旧歯科衛生士専門学校<昭和62年建設 鉄筋コンクリート造2建718.07㎡>の1階部分を活用)
3. 施設名称 (仮称)恒富南コミュニティセンター
4. 施設内容 会議室(1)~約70名収容 会議室(2)~約70人収容 会議室(3)~約53人収容⇒会議室(2)(3)は、大会議室(約120人収容)として利用可
和室(1)~18畳 事務室 トイレ 玄関 廊下 その他
・空調整備、バリアフリー、多目的便所(オストメイト対応)
・駐車場可能台数 約50台(臨時的駐車場も確保することが可能)
・別紙平面図参照
5. 整備年度 平成24年度末までに整備を終え、平成25年4月に供用開始とする。
6. 概算事業費 約44,000千円
7. 管理運営 指定管理者による管理運営とする。
8. 事業の流れ 別紙資料参照

2



改修後 1階平面図 S=1/100 1階床面積: 425.76㎡

(仮称) 恒富南コミュニティセンター 計画平面図

(仮称) 恒富南コミュニティセンター整備事業 スケジュール

平成24年1月17日作成

	平成23年度					平成24年度												25年度	
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
実施設計委託			基本設計 (建築住宅課)		発注準備	実施設計委託			計画通知										
改修工事										設計チェック	発注準備	建設工事							
指定管理者			指定管理者選定			指定管理者募集告知立候補			提出準備	設置条件	上程・議決	指定管理者選定会議	指定管理者	提出準備	上程・議決		審議	議決	供用開始

2月中

管理運営委員会のためについて、関係者を集めて説明会を

- 27日 理事会(後回)
- 21日 高換弁装式



- 23日夜 ①
- 24日夜 ②

学園 約田先生

校内の会議室 2F 加計甲の部屋 19:00~

27~29 夜はOK

		課室名		市民協働・男女参画課			
起案日		平成24年1月20日		決裁日		平成 年 月 日	
課内		検討者				決裁者	
担当者	起案責任者					部長	
副主幹兼市民協働係長 	副参事兼市民協働・男女参画課長  Tel13030						
副主幹 	男女参画対策監 	意見					
	市民協働係  	合議者					
ファイリングマネージャー	公印						
		意見					
広報のべおかへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>		ホームページへの掲載		要 ・ <input checked="" type="checkbox"/>	

件名：コミュニティ施設整備事業に関する地元説明会の開催について(伺い)

(仮称)恒富南コミュニティセンター整備事業に関し、平成24年1月12日に聖心ウルスラ学園と基本合意したことに伴い、今後の円滑な事業の推進を図るため、関係区の区長を対象に下記のとおり当事業に関する説明会を開催します。

記

- 1 日時 平成24年1月31日(火) 19:00から
- 2 場所 旧聖心ウルスラ学園短期大学 談話室
- 3 内容 経緯、整備計画概要、管理運営方式、スケジュール等
- 4 対象者 恒富中・恒富南(南中学校校区)の区長

なお、地元市議、区長連協会長にも同席を依頼しております。

延市参 — 109
平成24年1月23日

関係区長 各位

延岡市企画部
市民協働・男女参画課長

コミュニティ施設整備事業に関する地元説明会の開催について（ご案内）

仲冬の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、市政に対しましてご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
さて、以前よりご要望がございました貴地域のコミュニティ施設整備事業に関しまして、下記のとおり説明会を開催することとなりましたので、ご多用のこととは存じますがご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

1 日 時 平成24年1月31日（火） 19：00から

2 場 所 旧聖心ウルスラ学園短期大学 談話室

※ 駐車場は、裏面地図の**玄関周囲**又は**北側空地**をご利用ください。

3 内 容 コミュニティ施設整備事業の説明

- ① 経緯
- ② 整備計画概要
- ③ 管理運営方式
- ④ 開設までのスケジュール
- ⑤ その他

お問合せ先

市民協働・男女参画課
市民協働係 吉岡、松田
電話 22-7079

延市参 — 109
平成24年1月23日

延岡市議会議員
熊本 貞司 様

延岡市企画部
市民協働・男女参画課長

コミュニティ施設整備事業に関する地元説明会の開催について（ご案内）

仲冬の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、市政に対しましてご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
さて、以前よりご要望がございました当該地域のコミュニティ施設整備事業に関しまして、下記のとおり説明会を開催することとなりました。
つきましては、ご多用のこととは存じますがご同席いただき、ご助言ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 平成24年1月31日（火） 19:00から
2 場所 旧聖心ウルスラ学園短期大学 談話室

※ 駐車場は、裏面地図の**玄関周囲**又は**北側空地**をご利用ください。

- 3 内容 コミュニティ施設整備事業の説明
① 経緯
② 整備計画概要
③ 管理運営方式
④ 開設までのスケジュール
⑤ その他

お問合せ先

市民協働・男女参画課
市民協働係 吉岡、松田
電話 22—7079

延市参 — 109
平成24年1月23日

延岡市議会議員
本部 仁俊 様

延岡市企画部
市民協働・男女参画課長

コミュニティ施設整備事業に関する地元説明会の開催について（ご案内）

仲冬の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、市政に対しましてご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
さて、以前よりご要望がございました当該地域のコミュニティ施設整備事業に関し
まして、下記のとおり説明会を開催することとなりました。

つきましては、ご多用のこととは存じますがご同席いただき、ご助言ご指導を賜り
ますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 日 時 平成24年1月31日（火） 19:00から

2 場 所 旧聖心ウルスラ学園短期大学 談話室

※ 駐車場は、裏面地図の**玄関周囲**又は**北側空地**をご利用ください。

3 内 容 コミュニティ施設整備事業の説明

- ① 経緯
- ② 整備計画概要
- ③ 管理運営方式
- ④ 開設までのスケジュール
- ⑤ その他

お問合せ先

市民協働・男女参画課
市民協働係 吉岡、松田
電話 22-7079

延市参 — 109
平成24年1月23日

延岡市区長連絡協議会
会長 山口 美三雄 様

延岡市企画部
市民協働・男女参画課長

コミュニティ施設整備事業に関する地元説明会の開催について（ご案内）

仲冬の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、市政に対しましてご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。
さて、以前よりご要望がございました当該地域のコミュニティ施設整備事業に関しまして、下記のとおり説明会を開催することとなりました。

つきましては、ご多用のこととは存じますがご同席いただき、ご助言ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 平成24年1月31日（火） 19:00から

2 場 所 旧聖心ウルスラ学園短期大学 談話室

※ 駐車場は、裏面地図の**玄関周囲**又は**北側空地**をご利用ください。

3 内 容 コミュニティ施設整備事業の説明

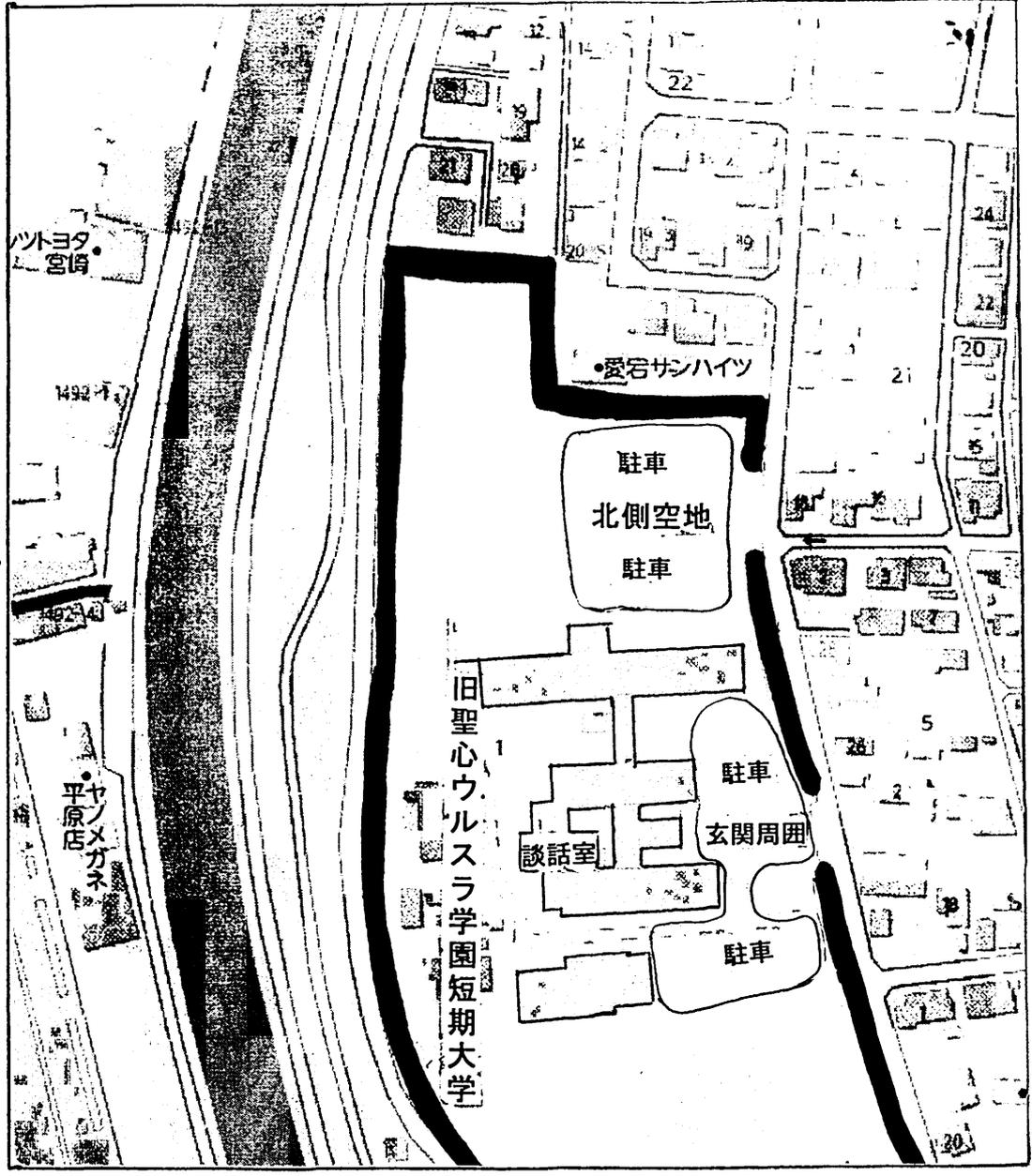
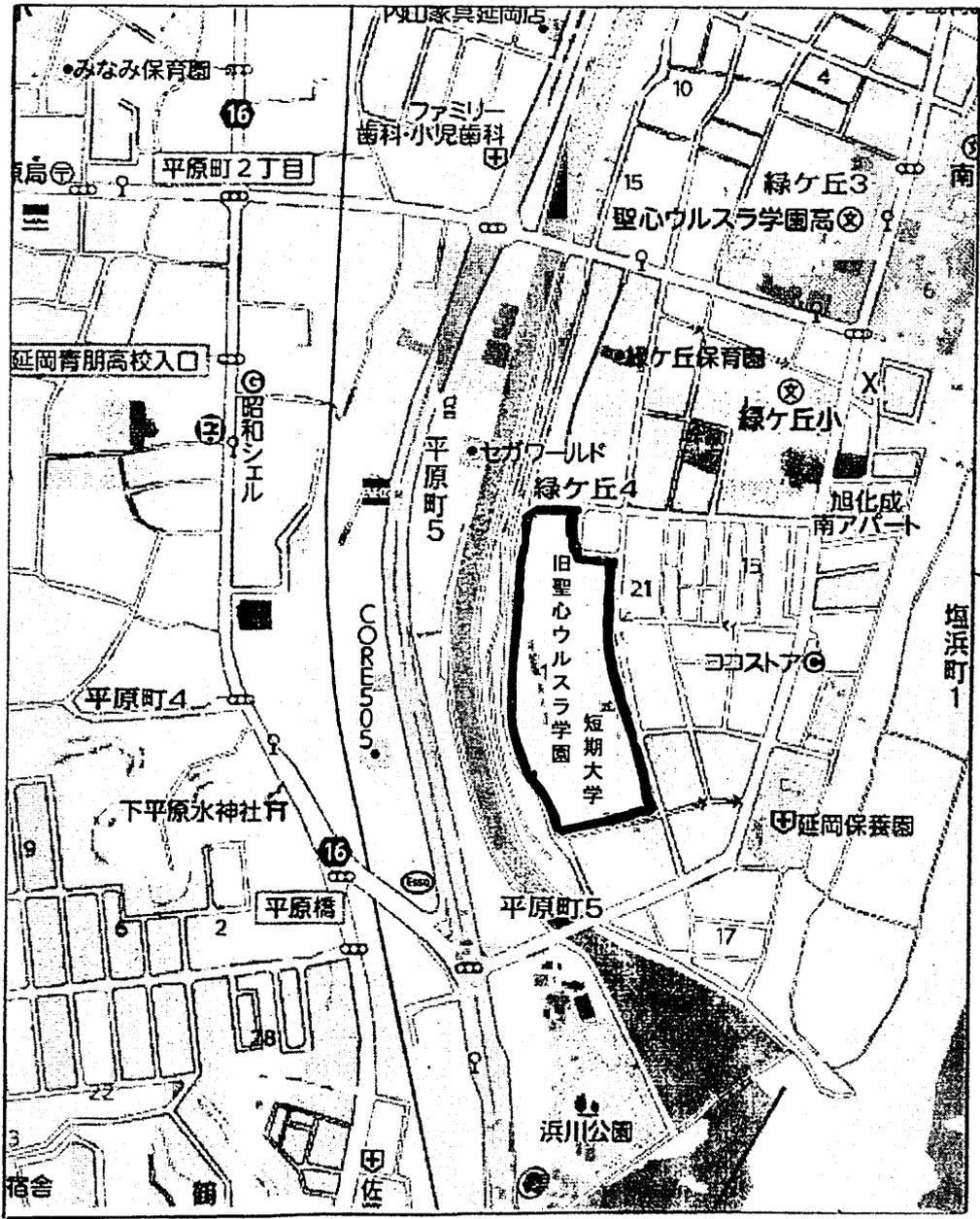
- ① 経緯
- ② 整備計画概要
- ③ 管理運営方式
- ④ 開設までのスケジュール
- ⑤ その他

お問合先

市民協働・男女参画課

市民協働係 吉岡、松田

電話 22—7079



【恒富地区】

H23南中学校校区区長名簿 (コミセン地元説明会用)

地区No.	No.	郵便番号	住所	氏名フリガナ	地区	H23加入組数	電話番号	就任年	電話番号2
345	1	882-0783			共栄町区	64	4	2	
346	2	882-0874			伊達町区	361	34	22	
347	3	882-0867			構口町1区	90	9	5	
348	4	882-0867			構口町2区	144	12	22	
349	5	882-0862			浜町区	250	19	19	
350	6	882-0862			浜町県住区	136	14	19	
351	7	882-0862			浜町浜東区	130	7	17	
352	8	882-0862			浜町竹下区	33	3	17	
353	9	882-0866			平原町西区	314	27	12	
354	10	882-0866			上平原区	287	28	22	
355	11	882-0866			下平原区	195	15	20	
356	12	882-0866			平原町椿サハイク区	69	4	23	
357	13	882-0866			平原町椿ヶ丘区	143	11	20	
361	14	882-0866			平原東区	60	4	18	
362	15	882-0875			若葉町中央区	135	9	19	
363	16	882-0875			若葉町北区	148	11	23	
364	17	882-0875			若葉町南区	153	9	23	
365	18	882-0876			沖田町1区	94	8	23	
366	19	882-0876			沖田町2区	221	16	23	
367	20	882-0876			塩浜西区	54	4	23	
368	21	882-0877			片田町自由が丘区	168	9	19	
369	22	882-0877			片田町区	141	10	23	
370	23	882-0863			北緑ヶ丘区	330	21	19	
371	24	882-0863			緑ヶ丘浜山アパート区	208	26	23	
373	25	882-0863			緑ヶ丘南アパート区	61	7	23	
374	26	882-0863			南緑ヶ丘2区	43	4	18	
375	27	882-0863			南緑ヶ丘6区)	27	3	23	
376	28	882-0863			中緑ヶ丘区	260	23	21	
377	29	882-0863			南緑ヶ丘3区	139	13	12	
378	30	882-0863			南緑ヶ丘4区	34	3	15	
379	31	882-0865			鶴ヶ丘1区	365	15	23	
380	32	882-0865			鶴ヶ丘2区	77	6	22	
381	33	882-0864			塩浜町潮美団地区	24	2	23	
382	34	882-0864			塩浜町向洋団地区	50	5	21	
383	35	882-0864			塩浜2区	310	24	23	
384	36	882-0864			塩浜町県住区	111	18	23	
385	37	882-0864			県共済	29	4	23	
386	38	882-0864			塩浜町朝陽区	29	2	23	
387	39	882-0864			塩浜町ひかり区	53	4	10	
388	40	882-0864			塩浜町なぎさの丘区	36	3	20	
389	41	882-0864			塩浜町笹目区	209	16	15	
390	42	882-0863			南緑ヶ丘5区	26	4	23	
391	43	882-0863			南緑ヶ丘1区	16	1	23	
393	44	882-0876			ガーデンヒルズ沖田区	50	2	20	

5,877 473

=出席者22名

=日程了解済

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

担 当	係 員	市民協働係長	市民協働・男女参画課長	企画部長
戸高	松田	吉岡	太田	栗木

恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する地元団体等協議会（第1回報告）

日 時：平成24年2月23日（木）19時00分～20時30分

場 所：旧聖心ウルスラ短大 2階会議室

出席者：〔地域〕

〔学園〕 前田

〔延岡市〕 太田、吉岡、戸高

【協議内容】

1. 改修予定施設見学

2. 市民協働・男女参画課長あいさつ

3. 自己紹介

4. 協議（資料の内容を説明）

(1) 整備計画概要とスケジュールについて

(2) 既設コミセンの管理運営の状況について

(3) 管理運営委員会の構成について

管理運営委員会は、独立採算制になるのか？

⇒予め市が管理運営に係る経費を粗計算し、指定管理料として支払う契約を行い、それで運営していただくことになる。想定外の改修や事故等が発生した場合、市が負担することになる。また、指定管理者の制度では、使用料収入は指定管理者の収入となる。使用許可も指定管理者が行うこととなる。従って、指定管理者の権限が大きいし、責任も大きいということになる。(太田副参事)

この施設は、通常のコミセンとは違い、市の施設ではなく、ウルスラの施設を間借りするということで、他のコミセンと取扱いが違ってくるのではないかと？

⇒家賃は市が、ウルスラと契約を行い支払う。従って、管理運営委員会が支払う必要はない。(太田副参事)

(4) 地元の意見等について

恒富高齢者コミセンは、小部屋が多く利用されているように感じる。このコミセンも会議室2か3をさらに小さく間仕切りできるようにできないか？フラダンスやコーラスをやっている隣で会議する訳にもいかないと思うが。

⇒防音をしっかりしている訳ではないので、そういった行事が隣あわせにならないような運営上の工夫が必要ではないか。(太田副参事)

施設を造ったからには、稼働率を上げる必要があるのではないかと。そのた

めにはこの地域外からも利用してもらう工夫が必要ではないか。
⇒稼働率を上げたいという意見は大変ありがたい。ただし、地域外の方が利用しすぎると地域住民の方たちが使いたい時に使えないという事態がおきかねないので、受付等で工夫する必要があるのではないか。(太田副参事)
⇒現状の施設をどう活用していくかを考えていった方がいいのではないか。[REDACTED]
⇒ウルストラとしても教育施設を地元にも有効に使って欲しいとの願いがある。このようなことから、前田先生にも入っていただいている。皆さんと話し合いながら、この地域の特徴のある施設になるようにしていきたい。(太田副参事)
⇒区長会としても陳情して、やっとここまでできたという気がする。これからは後戻りできない。いろいろ工夫してやっていく必要があるのではないか。[REDACTED]
⇒会議室を仕切る件は、可能かどうか持ち帰って検討したい。(太田副参事)
⇒図書室は以前市民開放していた。ただし、専門書が多く利用者が少なかった。ご要望があれば応えられる。一昨年に理事長が代わり、市民に目を向けるということでコミセンにということになった。ただし、貸館的なコミセンでは困る。イベントなどを行う市民の皆さんに利用されるコミセンにしたいという意向がある。そのためのお手伝いがしたい。何か要望等あれば協議していきたい。(前田)

(5) 役員案について

[REDACTED] 緑ヶ丘小の関係者が入っていないのはなぜか？
⇒緑ヶ丘にある南中の関係者が入っているため、小学校は、平原にある南小の関係者にした。これに緑ヶ丘小の関係者を加えても一向に構わない。こちらとしてはPTAに入りたいという思いがある。また、女性を3校から最低1名入れて欲しい。(太田副幹事)
[REDACTED] 副会長が女性なので、副会長を入れてもらえばいいのではないか。
⇒それでは緑ヶ丘小からも入ってもらうこととする。また学校関係はPTAからどなたか女性をお願いしたいとこちらから話をしたい。新年度になると思うが、委員は、14名ということになる。監事は、委員以外から選びたい。(太田副参事)
⇒了承した。(全員)

[REDACTED] 南中校区となるが、これまで恒富中地区社協と恒富南地区社協の交流は全く無かった。このようなことから交流できるメンバーを考える必要がある。元々この地域全体でやる行事がなかった。そのようなことができるようにしたい。
⇒その拠点としてコミセンを活用して欲しい。これからの話し合いの中でそのようなことを詰めて行って欲しい。(太田副参事)
⇒他にないようなコミセンにする必要があるのではないか。[REDACTED]

【太田副参事】 [REDACTED] は恒富高齢者コミセンの運営委員もされているということなので、こちらで調整して外してもらうようにしたい。

[REDACTED] 休館日が日曜日、祝祭日となっている施設もあるようだが、日曜日、祝祭日は利用が多いのではないか？
⇒最近はお盆と年末年始以外は開館している施設が多い。どちらかといえば私たちは開館するほうで考えているが、今後、話し合いで決めていきたい。

(仮称)恒富南コミュニティセンターの
管理運営に関する地元団体等協議会

日時：平成 24 年 2 月 23 日（木）19：00～
場所：旧聖心ウルスラ短大 2 階会議室

1 開 会

2 市民協働・男女参画課長あいさつ

3 協議事項

① 整備計画概要とスケジュールについて…………… 1～3 ページ

② 既設コミセンの管理運営の状況について…………… 4～9 ページ

③ 管理運営委員会の構成について…………… 10 ページ

④ 地元の意見等について…………… 11 ページ

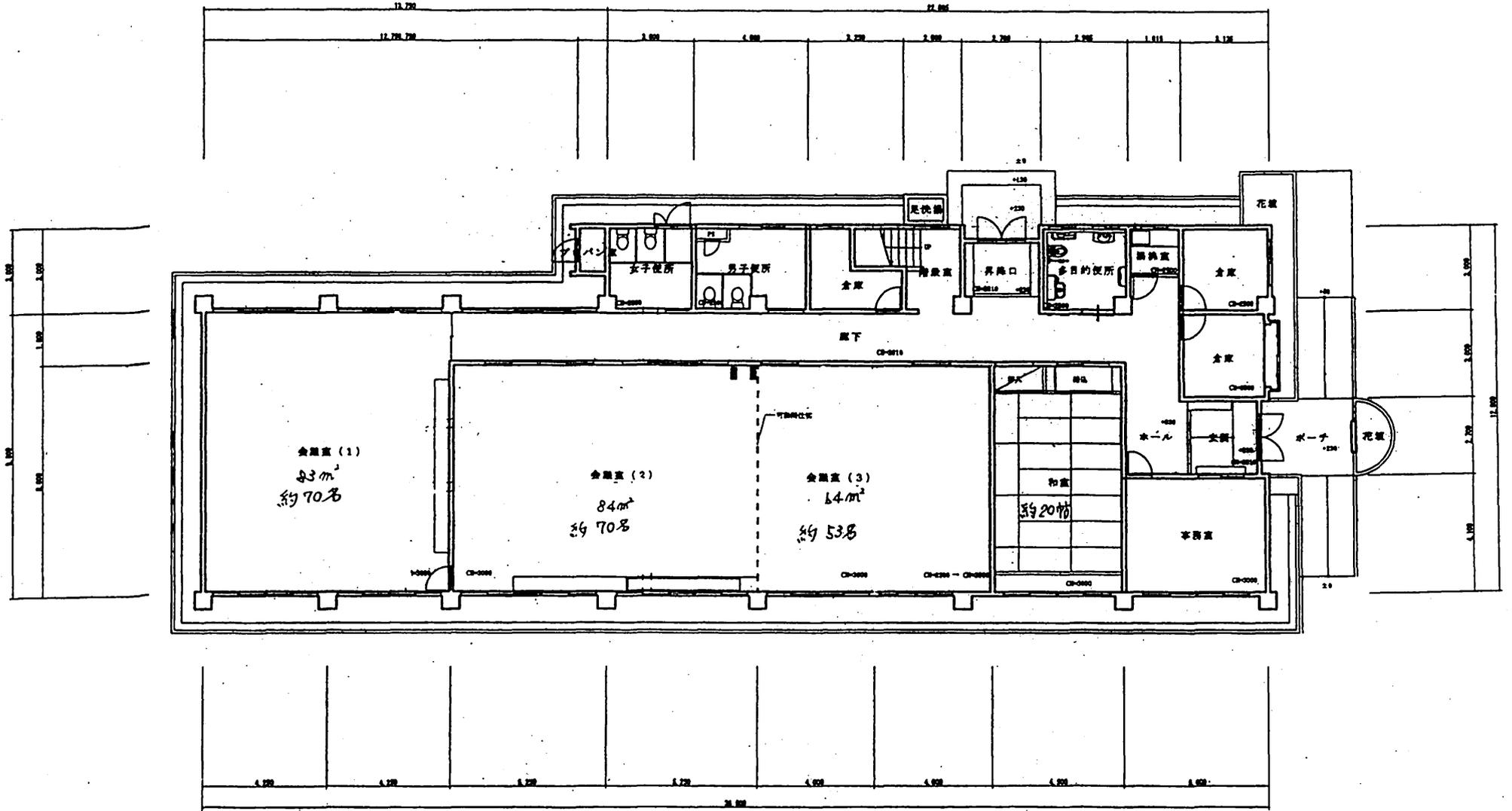
⑤ その他

4 閉 会

(仮称)恒富南コミュニティセンター整備計画概要

1. 設置目的 本市恒富南地区(恒富中、恒富南地区社協)の地域住民の自主的な活動や交流の拠点活動として聖心ウルスラ学園の施設の一部を活用・整備し、当該地域のコミュニティの活性化を図る。
2. 設置場所 延岡市緑ヶ丘5丁目1-12
【聖心ウルスラ学園旧歯科衛生士専門学校<昭和62年建設 鉄筋コンクリート造2建718.07㎡>の1階部分(425.76㎡)を活用】
3. 施設名称 (仮称)恒富南コミュニティセンター
4. 施設内容 会議室(1)～約70名収容 会議室(2)～約70人収容 会議室(3)～約53人収容⇒会議室(2)(3)は、大会議室(約120人収容)として利用可
和室(1)～18畳 事務室 トイレ 玄関 廊下 その他
・空調整備、バリアフリー、多目的便所(オストメイト対応)
・駐車場可能台数 約50台(臨時的駐車場も確保することが可能)
・別紙平面図参照
・土地面積 1,168㎡
5. 整備年度 平成24年度末までに整備を終え、平成25年4月に供用開始とする。
6. 概算事業費 約44,000千円(備品整備を含む)
7. 管理運営 指定管理者による管理運営とする。
8. 事業の流れ 別紙資料参照

2



改修後 1階平面図 S=1/100 1階床面積: 426.76㎡

(仮称) 恒富南コミュニティセンター 計画平面図

(仮称) 恒富南コミュニティセンター整備事業 スケジュール

平成24年1月17日作成

	平成23年度					平成24年度												25年度	
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
実施設計委託			基本設計 (建築住宅課)		発注準備	実施設計委託			計画通知										
改修工事										設計フィク	発注準備		建設工事						
指定管理者									設置条件 提出準備	上程・議決		指定管理者選定会議	指定管理者 提出準備	上程・議決				3月議会 (指定管理料) 審議 議決	指定管理料支払
			指定管理料協議			管理運営委員会設立準備	管理運営委員会設立	管理運営委員会設立										運用経路	供用開始

3

延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市南方東コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市南方東コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、南方地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。

- | | |
|---|-----|
| (1) 南方地区区長会代表 | (2) |
| (2) 南方地区公民館連絡協議会代表 | (1) |
| (3) 南方地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (4) 南方東地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (5) 南方東地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (6) 南方西地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (7) 西階地区青少年育成連絡協議会代表 | (1) |
| (8) 南方地区女性部代表 | (2) |
| (9) 南方東地区社会福祉協議会福祉推進チーム代表 | (1) |
| (10) 地域コーディネーター（(1) から (9) の構成員の了承を得た者） | (2) |

2 委員会の事務所は委員長の自宅に置く。

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 南方地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。

3 監事は、会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

3 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会運営の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。

3 事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

2 委員長は、事務局員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。

3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。

(2) 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。

2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。

(1) 規約の制定及び変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の認定

3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

(会議の運営)

第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金
- (2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成20年12月15日から施行する。

延岡市のコミュニティセンターの位置づけ

生涯学習の推進

- ・地区の青少年教育関連事業の開催
 - ・地区の家庭教育関連事業の開催
 - ・地区の成人教育関連事業の開催
 - ・地区の社会同和教育関連事業の開催
 - ・各自治公民館関係者の研修会の開催
- など、地域の自治公民館では対応できない、もしくは、地区単位で対応した方がより効果的、効率的な各種学級、講座の開催と情報の提供

- ・延岡市子ども会育成連絡協議会
- ・延岡市PTA連絡協議会
- ・延岡市地域婦人連絡協議会
- ・延岡市生活学校連絡協議会
- ・各地区生涯学習推進協議会など

講座
会議

コミュニティづくりの推進

- ・地区の各種団体の事務所的な機能
- ・各地区単位（100人以上）での会議等に対応できる機能
- ・世代や地域を超えた地区住民の交流を促進する機能
- ・研修会、講演会の開催によるコミュニティリーダーの育成施設としての機能
- ・コミュニティ活動促進のための情報提供など、住民の創意工夫による自主的なコミュニティ活動促進の場

- ・各地区の区長会
- ・各地区の親子会
- ・各地区の高齢者クラブ
- ・各地区の各種団体など

各種団体の会議や
催し物の開催の
場・事務所的な機能

地域福祉の推進

- ・各地区社協の活動拠点
- ・民生児童委員や地域福祉推進チームをはじめとした各地区の福祉関連機関の活動拠点
- ・高齢者の生きがいをづくりや介護予防事業の実施拠点
- ・ボランティアグループの活動拠点
- ・情報障害者の地域生活推進の拠点
- ・福祉サービス情報の提供など、地域に密着した福祉活動推進の拠点

- ・延岡市社会福祉協議会
- ・地区社会福祉協議会
- ・地域福祉推進チーム
- ・民生委員児童委員
- ・地域ボランティア団体など

会議
研修

コミュニティ施設に求められる設備と機能

地域社会における連帯意識や役割意識の醸成の拠点として、世代を超えた地区住民全体の公民館的な役割を担うために、

- ・大会議室（地区住民全体の会議室、集会室）・中会議室、小会議室、和室（各種学級・講座の開催）
- ・交流スペース（来訪者間のふれあいの場）

など、地域における多様なニーズに対応できる多様な機能が求められる。

管理運営主体（地域住民団体）

ハード・ソフト両面に対する行政のサポート

新たなコミュニティ活動の展開

【参考資料】

恒富南コミュニティセンター管理運営委員会役員(案)

平成24年2月20日時点

No.	役職	氏名	郵便	住所	電話番号	構成団体等
1	委員	前田 時久	882-0863	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
2	委員	■■■■■■■■■■	882-0875	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
3	委員	■■■■■■■■■■	882-0862	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
4	委員	■■■■■■■■■■	882-0863	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
5	委員	■■■■■■■■■■	882-0863	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
6	委員	■■■■■■■■■■	882-0863	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
7	委員	■■■■■■■■■■	882-0864	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
8	委員	■■■■■■■■■■	882-0863	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
9	委員	■■■■■■■■■■	882-0867	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
10	委員	■■■■■■■■■■	882-0866	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
11	委員	■■■■■■■■■■	882-0865	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
12	委員			〇〇町〇丁目〇〇-〇	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
13	委員			〇〇町〇丁目〇〇-〇	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
14	監事					区長
15	監事					女性代表

直近整備のコミセン(南方東コミセン)と異なる構成団体等

- ・施設提供者であるウルスラ学園を構成団体等に加える。
- ・南方東コミセンは、女性代表を、南方地区JA女性部長としている。
- ・南方東コミセンは、地域コーディネーターとして、2名を置いている。

地元の意見等について

(H24.2.20 現在)

恒富南コミュニティセンター地元説明会（平成 24 年 1 月 31 日開催）において出された意見及びその後の対応と状況は次のとおりです。

- ① コミセン以外のウルスラ学園施設の利用の可否についての学園側の考え方
 - ・調理室の利用の可否度
 - ⇒ 利用の申し出があれば利用はかまわない。
 - ・テニスコートやグラウンドの利用の可否
 - ⇒ テニスコートの使用は、今後の調整を要するので現段階で返事はできない。
 - ⇒ グラウンドを使用するには、雑草除去や凹凸地面整地を要するので、その点を市側が手当てすれば利用可能である。
 - ・図書室の利用の可否
 - ⇒ 専門書しか置いてない。利用したいということであれば利用はかまわないが人員配置が必要となる。大部分は貸出しができないが、実際に利用があるのか。
- ② 放送設備やパソコン教室などの設備はどうか。
 - ⇒ 放送施設は、移動式アンプで対応することとしている。
 - ⇒ すでに事務室に LAN はきている。パソコン教室をコミセンですることは難しい。
- ③ 現在の緑ヶ丘の公民館の 2 階を高齢者が利用する際は、大変、利用しづらい。今回はどうか。
 - ⇒ 高齢者や障害者に配慮して 1 階を使うこととし、段差解消の改修をする。
- ④ 舞台は設けるのか。
 - ⇒ 常設や移動式がいいのか、要否も含め協議していきたい。
- ⑤ 会議室 1・2 の壁はとることができない理由は何か。
 - ⇒ この壁を取ると、建物全体の強度が不足するためである。
- ⑥ 駐車場は、西側から入ることになるのか。
 - ⇒ 東側に新たな出入口を設ける予定であるが、交差点協議などを行い、安全な所から入るようにしたい。
- ⑦ 床は、コンクリートか。
 - ⇒ 現在はコンクリート床に塩化ビニルシートを貼っている。コンクリート床はそのままだが、その上の仕上げは今後考えたい。

担 当	市民協働係	係 長	課 長	企画部長
				

会 議 録

会議名	第2回（仮称）恒富南コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会
-----	-----------------------------------

日 時	平成24年7月24日（火） 19時～20時45分
場 所	聖心ウルスラ学園高等学校 会議室
出席者	（委員）前田、 （経営政策課）高浜課長、吉岡補佐、兼森、松田

内 容	<p>■協議事項</p> <p>①コミュニティセンターの名称（案）等について ○内部で検討した結果、恒富南コミュニティセンターを正式名称として提案したいがいかがか。</p> <p>【委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすくいいのでは。 ・他にどのような名称案が出ていたのか。 ⇒恒富中、恒富東といった案である。 <p><u>協議の結果、名称は恒富南コミュニティセンターで了承を得た。</u></p> <p>○休館日についてご意見を伺いたい。（他のコミセンの休館日について説明）</p> <p>【委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日開館する際の学校側の対応は可能なのか。 ⇒今の体制であれば、土日に学校施設を利用する場合でも学校側の対応は可能である。（前田） ⇒施設整備の際、コミセン部分についてはフェンスで囲むことになっており、入口も独立しているので、同じ敷地内ではあっても利用者が学校のほうへ入るといったことはないと思われる。ただし、学校施設を土日に利用したいということであれば、コミセンの利用とは別問題で考えてもらいたい。（課長） ・南方東コミセンと同様がいいのでは。ただ、祝祭日については、敬老会での利用はさせてもらいたいが。 ⇒条例の中で休館日を定めるが、「市長が認めるときは、休館日を変更するこ
-----	--

とができる」という条文が入るので、祝祭日に利用することも可能である。

協議の結果、休館日は8月13日から15日、12月28日から翌年1月3日、月曜日、祝祭日とすることで了承を得た。

○開館時間については、午前9時半から午後10時までとなる予定だが、午後5時以降に使用者がいない場合は午後5時に閉館するという取り扱いについてご意見を伺いたい。

【委員からの意見】

- ・それでよいと思う。
- ・利用の申込みは使用時間の直前でもできるのか。
⇒希望の時間帯が空いていれば、直前でも可能。ただ、他のコミセンの状況としては、直前の申込みはほとんどなく、午後5時に閉館した場合でのトラブル等も特にないとのこと。
- ・2ヶ月前からの申請ではなく、年間計画での利用の受付はしていないのか。
⇒年間計画を立てる団体もあれば、そうでない団体もあり、公平性を保つためそのような受付は行っていない。
- ・申請時間が重複することも想定される。

使用の申請に関する部分は施行規則で定めることになっており、今回いただいた意見をもとに、次回協議会までに案を作成し提示したい。

協議の結果、午後5時以降の取り扱いについては、使用者がなければ午後5時に閉館することで了承を得た。

②当協議会の構成団体について

資料1ページのとおり、恒富中地区社会福祉協議会の代表としては、副会長である■■■■さんに参加していただく。会長の■■■■さんは、恒富地区高齢者コミュニティセンターの運営委員をしており、コミセンの利用も恒富地区高齢者コミュニティセンターになるとのことから、こちらの協議会へは参画しないとのこと。構成団体については、このとおり決定し、そこから参画していただく委員については、代表者が交代したら随時入れ替わる方法でお願いしたい。

③管理運営委員会の設立について

設立の時期としては、9月議会閉会后（下旬）になり、この施設の管理運営について協議していくことになる。設立の際には資料2ページ以降のとおり委員会規約を定める必要があるので、案を参考に皆さんでご検討いただきたい。設立までには、構成員の中から委員長、副委員長等を決めていただく必要がある。監事については、15名の皆さん以外の方を選ぶようになるので、その件も含めてご検討いただき、決めていただく。

【委員からの意見】

- ・管理運営委員会の委員とは別に、管理に携わる職員がいるのか。
⇒そのとおりである。他の現況としては、3名でローテーションを組んでいる。

- ・指定管理者は公募することになるのか。
⇒地域密着型の施設であるため、非公募となる。

- ・管理運営委員会の規約とは別に、管理に関する規則のようなものができるのか。
⇒業務内容については、条例や仕様書にて提示することになる。

- ・委員長等の役割はどのようなものなのかが分からないと、なかなか決められないと思うが。
⇒規約案にも記載しているが、より具体的に言えば、受付等においてトラブルが起こったときの調整であったり、そのような点で気を配っていただくことも必要になる。

- ・われわれ委員会の位置づけはどのようなものか。経営に関する委員会が別にある、それに対して諮問するという形になるのか。
⇒この運営委員会が経営も兼ねると考えてもらいたい。この委員会で施設の管理運営を行いながら、市への報告や、総会等を行っていただくことになる。

- ・この運営委員会において、どのようなことを行っていくのか。
⇒具体的な業務については、指定管理者との協定書や仕様書において提示することになるが、事前にどのような業務内容となるか把握できれば、運営委員会がどのような役割となるのか分かりやすいと思うので、仕様書例や、他のコミセンの業務内容等を含めて文書を作成し、委員の皆さんへ事前に郵送する。次回の協議会までに各自で頭に入れておいてもらいたい。

- ・業務内容が具体的に分かるように作成してもらいたい。

⇒他のコミセンの業務内容等も含め、わかりやすいよう作成する。次回の協議会については、また案内する。お盆を過ぎてからの日程を予定。

④管理運営事項について（青少年団体の利用）

前回の会議終了後、子ども会等の利用時における飲食の可否について意見をいただき、そのような利用についても協議したいとのことだったので、今回協議事項としてあげている。

⇒前回の会議後、PTAの方から子どもの利用に関する議論がしなかったとの意見だったと思うが、個人的な意見では、子供向け、高齢者向けといった事業計画を立てることで、様々な世代の利用が図れるのではと考えている。管理運営委員会の中で、ジュニア担当、シニア担当といった事業担当を分けて年間計画を立てるような配慮をするといいいのではないか。（前田）

⇒子ども会活動があるかどうかは別として、このコミュニティセンターの開設や利用に関して、お知らせをすることで、子どもの利用につながるのでは。

⇒子ども会にこだわらず、地域の子ども達に参加できるようなイベントを考えるほうがよい。

- ・これまでに出了意見の中で、コミセンの利用はダメだというものはないのか。
⇒規約案にも記載されているが、地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関するものであれば、いろいろな活用方法あると思われる。

- ・グラウンドがあるが、これは使用できるのか。

⇒あくまでも、この場合はコミュニティセンターに関する協議であるので、範囲外の施設については、個別に学校側と協議することになる。（課長）

⇒参考までに、昨年までは、少年野球やグランドゴルフ等の使用に無償で貸していた。短大がなくなり、施設の利用料金を設定しようとの動きもあったが、頓挫している。（前田）

その他管理運営等に関して意見等があれば伺いたい。

【委員からの意見】

- ・再度のお願いになるが次回の協議会までに具体的な業務内容が分かるものを作成してもらい、運営委員会の中でも決めなければならないことがあると思うので、配慮をお願いします。

⇒次回の日程については、盆明け頃を予定。また案内する。具体的な業務内容についてもこちらで文書を作成し、事前に郵送するので、次回の協議会まで

に規約も含めて頭に入れていただき、検討してもらいたい。

- ・防火管理者の設置も必要になる。

以 上

(仮称)恒富南コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会

日時：平成 24 年 7 月 24 日（火）19：00～

場所：聖心ウルスラ学園高等学校会議室

1 開 会

2 経営政策課長あいさつ

3 協議事項

① コミュニティセンターの名称（案）等について

② 当協議会の構成団体について

・別添資料

③ 管理運営委員会の設立について

・設立時期：平成 24 年 9 月議会で設置条例案議決後（9 月下旬）

・規約案：別添資料

④ 管理運営事項について

・青少年団体の利用

⑤ その他

4 閉 会

恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する協議会

平成24年7月24日時点

No.	出欠	氏名	郵便	住所	電話番号	構成団体
1		前田 時久	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2		[REDACTED]	882-0875	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3		[REDACTED]	882-0862	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7		[REDACTED]	882-0862	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8		[REDACTED]	882-0864	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11		[REDACTED]	882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12		[REDACTED]	882-0865	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13		[REDACTED]	882-0874	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14		[REDACTED]	882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
15		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区福祉推進チーム代表（女性） | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表（女性） | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表（女性） | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表（女性） | (1) |

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。

3 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会運営の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。

3 事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

2 委員長は、事務局員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。

3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

(1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。

(2) 臨時総会は、委員長が必要と認めるとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。

2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。

(1) 規約の制定及び変更

(2) 事業計画及び収支予算の承認

(3) 事業報告及び収支決算の認定

3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

【参考資料】

(会議の運営)

- 第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。
- 2 会議の議長は、委員長がこれを務める。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

- 第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。
- (1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金
 - (2) その他の収入

(会計年度)

- 第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年 月 日から施行する。

担当	係員	市民協働係長	経営政策課長	企画部長
				

恒富南コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会（第1回）
要約会議録

日時：平成24年5月31日（木）19時30分～20時30分

場所：旧聖心ウルスラ短大 1階談話室

出席者：〔地域〕

〔学園〕 前田

〔延岡市〕 高浜、吉岡、松田

【協議内容】

1. 経営政策課長あいさつ

2. 自己紹介

3. 協議（資料の内容を係長が説明）

①コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会について

この協議会は各団体の代表者で構成し、管理運営等について協議を進めていくことで全員の了解を求める。

【 恒富中地区社会福祉協議会会長を私が今年3月までした。4月からは伊達町の区長土田聡さんが就任したのだが。

⇒伊達町は近くの恒富高齢者コミセンの利用が主であり、今回整備の恒富南コミセンは利用しないということであるので、さんが恒富南コミセンの協議に出てくることはない。後藤さんが事務局長になっているのでこのままでいけないか。

⇒このメンバーは、地域、地元、福祉、学校関係者等の構成メンバーとなっており、この構成を基本としてその役員が代われれば、この協議会のメンバーも代わることとしたい。（高浜）《その方がよいという大勢の意見であった。》

⇒特殊な事情のようなので実情を確認して再度ご相談したい。（吉岡）全員了解。

②コミュニティセンター整備計画概要とスケジュールについて

1～4ページの資料にそって説明をする。

③コミュニティセンター整備に対するご意見等について

5ページの項目ごとにこれまでの意見を紹介と説明をする。

①～③までについての質疑に入る。

【外】コミセンでの飲酒は原則禁止ということであるが、敬老会等の飲酒は緩和して欲しい。

⇒他のコミセンの事例では地元で行なう行事等では柔軟な対応をしている。（松田）

⇒将来、管理運営をしていく段階で協議しながらルールづくりをすればよいし、地元の者が責任を持ってやっていけばよいと思う。[]

⇒飲食は原則禁止であるが、目的と内容が明確であり、地域コミュニティの推進の趣旨に適合していると理解できるものであれば認められると思う。しかし、拡大するものではない。(高浜)

【[]】折りたたみ式の舞台は必要と考えるが。

⇒地元の公民館で折りたたみ式の舞台を使用しているが、使用頻度は少ないし、保管場所に困っている。導入するならサイズ等も考えるべき。[]

《[]の間で意見の相違あり。》

⇒意見として持ち帰りたい。(高浜)

【[]】利用の仕方によって床仕上げをソフトなものにできないか。

⇒そこまで考える必要は無いと思う。([] 外)

《統一した床材でよいという結論に達した。》

【[]】地震、津波には対応しているのか。

⇒津波については、この地域においてもすでに避難施設が指定されていると思う。仮に津波が予想される場合は、2階へも緊急避難をしてもらってかまわない。(吉岡)

⇒今回の施設は昭和62年建築の建物であり、昭和56年以降の新耐震基準(震度6強)を満たしているので、耐震的には大丈夫であると考えてもらってよい。(高浜)

《安心しましたとの声あり》

⇒そばにある旧短大の3階は10.8mあり、より高いので避難に利用してもらってよい。(前田氏)

【前田氏】ここは広い会議室があるということで、すでに他の地区からも使用したいとの意見もある。施設の名称は、「延岡南コミュニティセンター」の方が皆さんのイメージに合うと思う。

《他の委員からこの意見に賛同する発言なし。》

⇒これまで設置してきたコミセンの名称を示す。統一性も今回の名称についても考慮したところである。(高浜)

【[]】同じコミセンなのになぜ担当課が異なるのか。

⇒コミセンの管理運営については、連絡会議等を開催し意見交換をしており、取扱いの共通化を図っているので大きな違いは無いと思う。(松田)

⇒設置に際して、施設ごとで使った補助制度等の違いもあり、目的や予算科目も違うので所管課が異なっている。利用方法についてはほぼ同様である。(高浜)

【前田氏】学園も来年4月に向けて、旧短大施設の改装を予定している。市と平行して工事が進むので、地元にはご協力とご理解をお願いしたい。

④その他

特になし。

4. 閉会

《閉会后》

【 】今日の協議は高齢者利用に関することばかりが目立った。PTA代表として参画している。子供会などが飲食を伴うこともあるので、そうした点も協議して欲しかった。

⇒飲食は原則禁止であるが、目的と内容が明確であり、地域コミュニティの推進の趣旨に適合していると理解できるものであれば認められると思うというお話をさせていただいた。是非、次回以降でご意見を出していただき協議をしてもらいたい。(吉岡)

恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する協議会

平成24年5月31日時点

No.	出欠	氏名	郵便	住所	電話番号	構成団体
1		前田 時久	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2		[REDACTED]	882-0875	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3		[REDACTED]	882-0862	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7		[REDACTED]	882-0864	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9	新	[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10		[REDACTED]	882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11	欠	[REDACTED]	882-0865	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12	新	[REDACTED]	882-0874 882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13	新	[REDACTED]	882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14	新	[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(仮称)恒富南コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会

日時：平成24年5月31日（木）19：30～

場所：旧聖心ウルスラ短大 2階会議室

1 開 会

2 経営政策課長あいさつ

3 協議事項

① コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会について

② コミュニティセンター整備計画概要とスケジュールについて

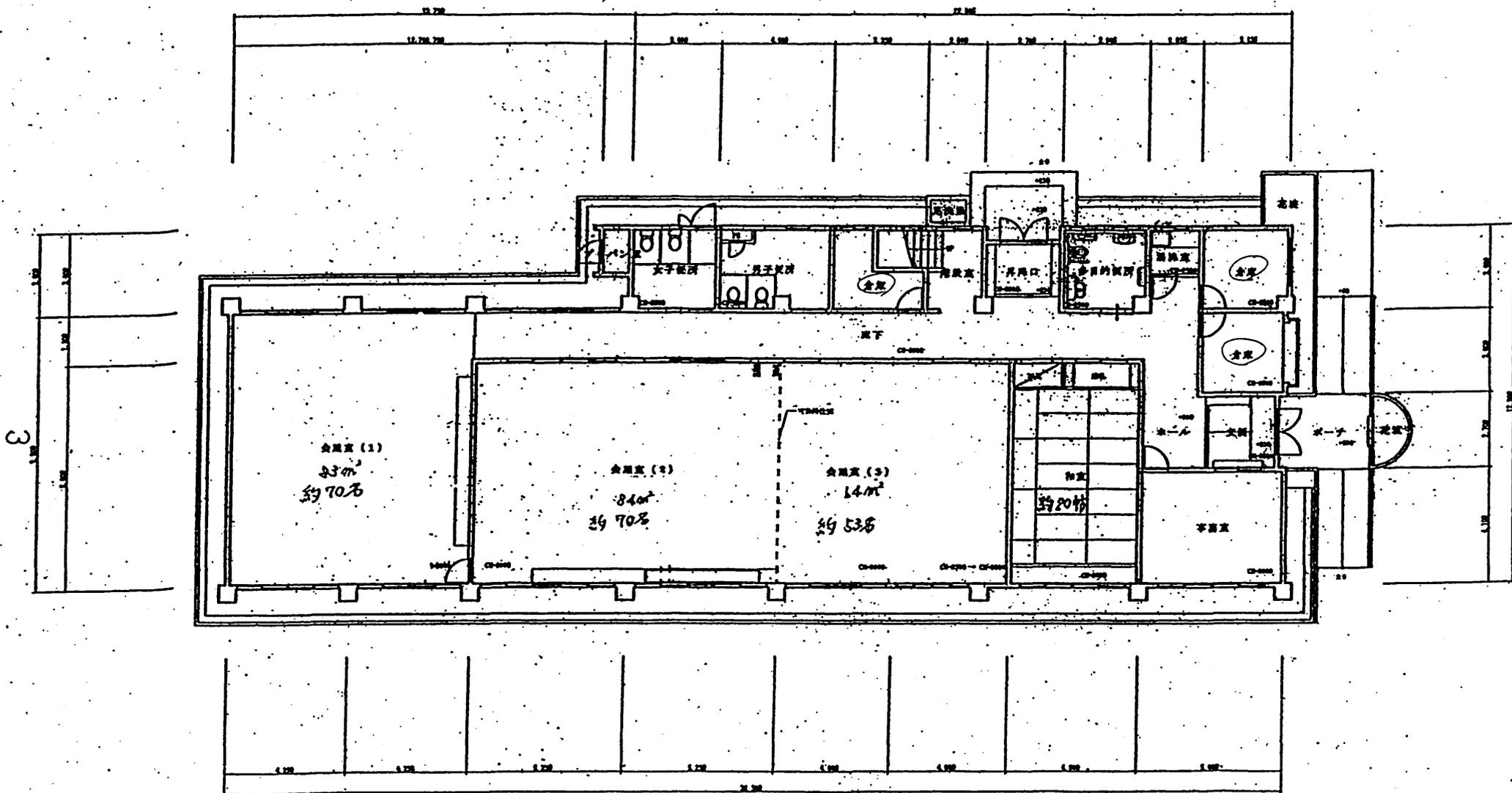
③ コミュニティセンター整備に対するご意見等について

④ その他

4 閉 会

(仮称)恒富南コミュニティセンター整備計画概要

1. 設置目的 本市恒富南地区(恒富中、恒富南地区社協)の地域住民の自主的な活動や交流の拠点活動として聖心ウルスラ学園の施設の一部を活用・整備し、当該地域のコミュニティの活性化を図る。
2. 設置場所 延岡市緑ヶ丘5丁目1-12
【聖心ウルスラ学園旧歯科衛生士専門学校<昭和62年建設 鉄筋コンクリート造2建718.07㎡>の1階部分(425.76㎡)を活用】
3. 施設名称 (仮称)恒富南コミュニティセンター
4. 施設内容 会議室(1)～約70名収容 会議室(2)～約70人収容 会議室(3)～約53人収容⇒会議室(2)(3)は、大会議室(約120人収容)として利用可
和室(1)～18畳 事務室 トイレ 玄関 廊下 その他
・空調整備、バリアフリー、多目的便所(オストメイト対応)
・駐車場可能台数 約50台(約1100㎡)
(臨時的駐車場も確保することが可能)
・別紙平面図参照
5. 整備年度 平成24年度末までに整備を終え、平成25年4月に供用開始とする。
6. 概算事業費 約44,000千円(備品整備を含む)
7. 管理運営 指定管理者による管理運営とする。
8. 事業の流れ 別紙資料参照



改修後 1階平面図 S=1/100 1階床面積: 425.79㎡

(仮称) 恒富南コミュニティセンター 計画平面図

(仮称) 恒富南コミュニティセンター整備事業 スケジュール

旧歯科衛生士専門学校校舎活用

平成24年5月31日作成

	平成23年度					平成24年度												25年度	
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
実施設計委託			基本設計					[黒塗り]											
改修工事												建設工事							
指定管理者			[斜線]					管理運営等に関する協議会		設立 ▽ 管理運営委員会	上程・議決			上程・議決				[斜線]	供用開始 →
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	

これまでのコミュニティセンター整備に対するご意見等について

- ①放送設備やパソコン教室
- ②バリアフリー
- ③舞台
- ④会議室の壁撤去、間仕切り壁の設置
- ⑤出入り口
- ⑥床仕上げ
- ⑦大きな音を出す利用
- ⑧管理運営費
- ⑨休館日

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区福祉推進チーム代表（女性） | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表（女性） | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表（女性） | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表（女性） | (1) |

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。
- 3 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会運営の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。
- 3 事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

- 2 委員長は、事務局員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。
- 3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。
- (2) 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。
- 2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。
 - (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の認定
- 3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

担 当	市民協働係	係 長	課 長	企画部長
				

会 議 録

会議名	第3回（仮称）恒富南コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会
-----	-----------------------------------

日 時	平成 24 年 8 月 21 日（火） 19 時～20 時 50 分
場 所	聖心ウルスラ学園高等学校 視聴覚室
出席者	（委員）前田、 (経営政策課) 高浜課長、吉岡補佐、兼森、松田

内 容	<p>■協議事項</p> <p>①指定管理者の業務内容について</p> <p>○条例、規則について（資料に沿って説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金を徴収する場合の判断について。「会費を徴収する場合」の判断基準はどう考えているか。 <p>⇒月々〇円というような集金方法をとっている場合は、会費とみなして利用料金を徴収することになる。ただ、会合等の開催時にその都度実費程度を集めるような場合については、会費とみなさず、無料での対応となる。</p> <p>他のコミセンでの取り扱いの事例をまとめて、次回資料として提示する。</p> <p>○指定管理者が行う業務について（資料に沿って説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿等の整理とあるが、どういった書類があるのか。 <p>⇒出納帳、備品台帳、申請書等の綴り、利用状況等の統計書、消防計画や防火管理者選任に関する書類等を揃え、事務所にて保管することになる。いつでも閲覧できるようにしておくこと。</p> <p>②その他（規約案について説明）</p> <p>○規約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条の目的の中に、「恒富地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上・・・」という記載があるが、利用者は恒富地区住民に限られたものではないので、「恒富地区」の記載はおかしいのではないか。 <p>⇒利用者は恒富地区住民に限られてはいないが、ここでは、委員会の目的として、</p> <p>①恒富南コミュニティセンターの維持管理、②恒富地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画・・・としており、コミセンの利用者に関することは、①で考えても</p>
-----	---

らい、もう一つの委員会の目的として②恒富地区住民のコミュニティ活動の促進に関する事項を協議するということで整理してもらいたい。

・上記のように考えると、「恒富地区」というよりも、「恒富南・恒富中地区」としたほうがよいのではないか。

⇒委員間で検討したが、「恒富地区」のままでよいという結論となる。

⇒経営政策課内で、再検討した結果、9月議会での議案説明文でも「恒富南・恒富中地域のコミュニティ活動の振興を図るため・・・」としていることから、規約の記載もそれに合わせてもらったほうがよいのではないかと意見があり、「恒富南・恒富中地区住民の生涯学習の推進・・・」に規約を変更してもらうよう次回の協議会で提案することとした。

・第3条の構成団体について、各団体の「代表」となっているが、代表という言葉があると、その団体の会長や理事長を出さなければならないと受け取る人もいる。また、南小学校、南中学校、緑ヶ丘小学校のPTA代表（女性）となっているが、「女性」という文言は抜いてもよいのではないか。

⇒「代表」という文言を抜くかどうかについては、各団体からの「代表者」ではなく、「団体を代表して出ている人」という考え方で整理すれば、このままの表記でよいとの意見があり、他の委員も賛同。結果、表記はそのままとすることです承を得た。

「女性」という文言については、女性に限定してしまうと今後の人選の際にも障壁となる恐れがあるので、あえて女性に限定する必要はないのではとの意見があり、他の委員も賛同。結果、「女性」という表記は削除。

・総会の開催について、自分達は管理運営委員ということで、「執行部」という位置づけとなると思っている。この規約を見ると、執行部で判断した事項を、総会でまた執行部が承認するという形になり、おかしいのではないか。総会ということであれば、関係する地区の区長等に出席してもらい、収支や事業等について聞いてもらう必要があるのではないか。

⇒この規約の中で、「執行部」という位置づけになるのは、役員である委員長、副委員長になると考えている。総会は年1回の開催であり、あくまでも、管理運営委員会の事業と収支（メインとなるのはコミセンの管理運営）の報告及び計画を立てる場ということで理解してもらいたい。

・委員長、副委員長等については、いつ決定するのか。

⇒次回の協議会の場で決定する。前もって日時等は連絡するので、日程の調整を

お願いしたい。

・今回欠席している委員には、今回の協議内容を周知してもらうようお願いしたい。

⇒欠席委員へは文書等でお知らせする。また、次回協議時に、利用料金の徴収の判断基準等についてまとめた文書を作成し、提示する。

⇒規約の最後に、「附則」とあり、施行日が空欄になっているが、この日付については、次回の協議会で役員を決定し、正式に管理運営委員会の設立となった日付をもって規約を施行したいと考えているので、本日の時点では、空欄とさせてもらっている。

以 上

(仮称)恒富南コミュニティセンターの
管理運営等に関する第3回協議会

日時：平成24年8月21日（火）19：00～
場所：聖心ウルスラ学園高等学校視聴覚室

1 開 会

2 経営政策課長あいさつ

3 協議事項

① 指定管理者の業務内容について

- ・ 条例、規則について
- ・ 指定管理者（管理運営委員会）が行う業務について

② その他

4 閉 会

恒富南コミュニティセンターの管理運営に関する協議会

平成24年8月21日時点

No.	出欠	氏名	郵便	住所	電話番号	構成団体
1		前田 時久	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2	欠席	[REDACTED]	882-0875	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
3		[REDACTED]	882-0862	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
4		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
5		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
6		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
7		[REDACTED]	882-0862	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
8	欠席	[REDACTED]	882-0864	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
9	欠席	[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
10		[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
11		[REDACTED]	882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
12		[REDACTED]	882-0865	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
13	欠席	[REDACTED]	882-0874	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
14		[REDACTED]	882-0866	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
15	欠席	[REDACTED]	882-0863	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

延岡市恒富南コミュニティセンター条例で規定する主な内容

- ①目的 地域におけるコミュニティの振興を図るためコミセンを設置する。
- ②管理運営 指定管理者が行なう。
- ③その業務 使用許可・不許可・取消し、利用料金の徴収・還付、施設等の維持管理等
- ④利用料金 原則無料。しかし、商品の宣伝、販売等営利を目的とするとき、また入場料、会費その他これらに類する費用を徴収するときは利用料金を徴収する。利用料金は、会議室の面積等で定める。
- ⑤休館日 月曜日、祝日、8月13日～15日、12月28日～翌1月3日
※ 市長が特に認めるときは変更可。
- ⑥開館時間 午前9時30分～午後10時
※ 午後5時以降使用者が無い場合は午後5時まで
※ 市長が特に認めるときは変更可。
- ⑦その他 個人情報 は厳密に取扱う。使用者の責任による場合は損害賠償をさせる。

延岡市恒富南コミュニティセンター条例施行規則で規定する主な内容

- ①使用申請 ・ 使用者は使用許可申請を指定管理者に提出し、許可を受ける。
・ 2ヶ月前～使用日前日に受付ける。
- ②還付金額 ・ 使用者の責めに帰さない不使用 全額返還
・ 使用日の7日前までの不使用申し出 全額返還
・ 使用日の6日から3日前までの不使用申し出 半額返還
- ③遵守事項 ・ 備品や器具は使用許可を受ける。
・ 使用終了後は片付ける。
・ 火気使用や飲食や喫煙は指定場所で行なう。

指定管理者（管理運営委員会）が行う業務について

以下については、延岡市が設置しているコミュニティセンターの管理運営に関する一般的な業務内容について、具体的に記載しています。

（ア）センターの利用の承認に関する業務

（１）センター（会議室等）の使用の許可に関すること

⇒使用希望団体（個人）に、センター使用許可申請書（２枚複写のもの）を記入してもらい、許可書兼領収書を発行することで、受付完了となる。原則として、電話による申請及び許可はできない。ただし、遠方の団体等の使用申請の場合は、電話による仮押さえを認めることもある。）

（２）施設利用料金について

⇒条例により、利用料金が発生する場合を定めるので、それに該当する団体の利用であれば、部屋ごとに定めている利用料金を利用時間分徴収する。徴収は、使用許可申請書の提出時に行う（前金制）。徴収した現金は、金庫等で事務所に一時保管し、後ほど管理運営委員会名義の口座へ預け入れを行う。他のコミセンでは、委員長から出納員に任命された職員が現金の出し入れを行っている。

（３）利用案内について

⇒コミセンの施設案内用のパンフレットを作成する（開設前の準備として、市で作成します。）ので、事務所窓口等に配置し、利用に関する周知を行う。

（４）利用者への説明及び利用者からの意見の聴取に関すること

⇒開設当初は特に起こりやすい複数の団体間でのトラブルや、利用者全体に関わる案件がある場合は、利用者に対する全体説明会を開催することで、団体間で、利用に関する調整がスムーズに図ることができるようになったり、利用者からの声を取り入れながら（例えば、利用者アンケートを実施する）管理運営を行うことで、より効果的な施設運営ができるようになる。

（イ）センターの維持管理に関する業務

（１）職員の配置に関すること

⇒常時１名以上勤務することとなっているが、他のコミセンでは、３名体制で１日２交代制で運営している。勤務時間帯は９時３０分から１５時３０分まで、１５時３０分から閉館時間まで、といったように各管理運営委員会で定めている。

また、実際に管理に携わる職員に対しては、接遇等の研修を行う。南方東コミセン

の開設時には、管理職員と管理運営委員会の委員の方が、川中コミセンの事務を見学しに行き、実務レベルでの話しを実際に聞いてきたようである。

(2) 定期点検及び保守管理について

⇒施設の清掃については、会議室等の利用者に協力してもらい、利用後に簡単な清掃をしてもらったりすることで対応できる。消防設備については、定期的に業者に点検してもらうことが望ましい。その他、植栽管理や害虫駆除等については、管理職員や管理運営委員会にて適時行いながら、施設の維持管理に努める。

(3) 修繕について

⇒施設の簡単な修繕については、管理運営費の中で経費を対応し、利用者の安全確保に努める。他のコミセンで多いのは、窓ガラスの破損、可動式間仕切りの故障がある。雨漏りや壁の破損等、重大なもので速やかに対応が必要なものについては、延岡市へ連絡し、市の予算にて対応する。

(4) 物品の帰属等

⇒施設整備時に、最低限必要と思われる備品については、延岡市で整備する。この時、どの備品を整備したかが、後で分かるように、備品台帳を備えることになる。また、その備品を廃棄・返却する場合は、その都度延岡市と協議する。

(5) 管理運営に関する報告について

⇒月毎に管理運営業務に関する報告を延岡市へ行う。報告内容は、①センターの利用状況（件数、人数）、②利用料金等の収入状況、③管理経費の支出状況、④その他管理業務の実施状況等である。

利用状況や、収支状況は、データでの管理となるので、実務にあたる職員については、ある程度パソコンに関する知識を持った方が適任である。他のコミセン職員の中には、自主的にパソコン教室に通って、扱い方を学んでいる方もいるようである。

(ウ) 地域の特色を活かした地域コミュニティの推進を図る業務

(1) 事業の実施に関すること

⇒恒富南コミセンの特色として、聖心ウルスラ学園との連携を図りながら事業の展開が望めることであり、コミセンの管理を行いながら、地域の方々が参加できるような自主事業を計画していくことが必要である。南方東コミセンでは、管理運営委員自らが講師となって、しめ縄作り教室を開き、地域の親子を呼んでお互いの交流の場を設けるなど、自主事業を展開している施設もある。

(工) その他留意事項

(1) 防災計画と災害時の対応

⇒施設の規模上、防火管理者の設置が必須となり、消防署への届出が必要である。防災計画や緊急時の対応マニュアルについては、管理運営委員会で作成し、緊急時の対応や連絡先等については関係者全員が把握しておけるように、指導を行う。

コミセンの開館時間帯において、地震、台風等の自然災害発生に伴い、利用者の危険が予想される場合は、まずは利用者の安全確保を第一とし、適時、市へ報告することになる。

(2) 事故防止と発生時の対応

⇒盗難等が発生した場合は、至急警察へ連絡。後日、市へ被害状況や処理経過、対応等について文書連絡（事故報告書の作成）。

けが等の事故があった場合は、まずは応急処置、消防への通報、病院への同行などの対応をとる。市への連絡は事故報告書にて行う。

(3) 帳簿等の整備

⇒いつでも閲覧可能な状態にしておく必要があるので、事務所内でみんなが分かるように管理しておく。

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区福祉推進チーム代表（女性） | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表（女性） | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表（女性） | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表（女性） | (1) |

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。
- 3 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会運営の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。
- 3 事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

- 2 委員長は、事務局員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。
- 3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。
- (2) 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。
- 2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。
 - (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の認定
- 3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

【参考資料】

(会議の運営)

- 第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。
- 2 会議の議長は、委員長がこれを務める。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金
- (2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年 月 日から施行する。

担当	市民協働係	係長	課長	企画部長
				

会 議 録

会議名	第4回 恒富南コミュニティセンターの管理運営等に関する協議会
-----	--------------------------------

日時	平成24年9月25日(火) 19時10分～20時10分
場所	聖心ウルスラ学園高等学校 会議室
出席者	(委員)前田   (経営政策課)高浜課長、吉岡補佐、松田、兼森

内 容	<p>■協議事項</p> <p>①コミュニティセンター利用の際の有料・無料の判断について (資料に沿って説明)</p> <p>・同じように会員からお金を集めている場合でも、収入として月謝を得ているものは有料、会費を集めてそれを会の運営に充てているものは無料という考え方の整理で良いのか。</p> <p>⇒月謝の考え方についてであるが、たとえばダンス教室で会費を集めている場合、それが先生への謝金も含む場合は月謝として判断され、有料の取り扱いになると思う。判断がつきにくいものは経営政策課に随時相談してほしい。純粋に会を運営していくための会費を集めている場合は別(無料)と考えてほしい。</p> <p>⇒判断がつきにくい場合もあると思うので、不明な場合があればその都度市にご相談してほしい。</p> <p>・月謝として集めているのか、会の運営費として集めているのか、団体の中で会費の定義があいまいな場合は外部からは判断がつきにくいのではないかと。</p> <p>⇒他のコミセンでは、団体が初めてコミセンを利用する時に聞き取りを行い、「月謝をとられていますか？」という質問をして判断している。月謝の中身がどういうものかというところまでは、明確に聞き取りをしていないが、団体が「月謝を集めている」と回答すれば、そこは有料としている。</p> <p>・利用者の申告制ということか。</p> <p>⇒そうである。ただし、何度も利用する中で、「大人数で利用し、明らかに講師を呼んで習い事をしている」といった実際の利用状況が分かれば、そのときに随時判断することになると思う。</p>
-----	--

・自分の地区の例だが、公民館を利用する場合、(個人が)書道教室を開いて子供を集めて月謝を取る場合は有料で、区が無償の講師を呼んで習字教室を開催する場合は、地区の行事として捉え、無料という形態を取っている。

⇒基本的には、住民が趣味の範囲で集まりコミセン利用をする場合は無料で、お稽古事の教室などは有料となる。実際の運営の中で判断に迷った場合は随時連絡してもらえれば一緒に考えていきたい。

・ハイハイ商法・マルチ商法のようなイベントが延岡市内で多く開催されている。このコミセンでも、申請があればそのようなものを受け入れるのか。

⇒有料の事例が多い岡富コミセンでも似たようなケースがあり、判断に迷い相談を受けたことがある。利用の内容を先方に確認したところ、そのケースでは水を販売するマルチ商法的なものであったため、コミュニティセンターの利用としてふさわしくないとしてお断りした。

⇒条例の中に使用の不許可というものがある。それに該当すると判断すれば使用を許可しないことが可能である。疑問があるような申し込みについては相談していただければと思う。

・(1)の「商品の宣伝、販売等営利を目的とするとき」という項目を入れる理由は何なのか。運営資金が足りないから、こういう項目を入れるのか。

⇒コミセンは、基本的に誰にでも使ってもらえるように整備するものであるが、コミセンの目的はコミュニティの振興であり、その目的以外での使用は目的外使用となり、有料である。

・他のコミセンで、商品の販売などの事例はあるのか。

⇒他のコミセンではガス会社の展示会、企業の面接会場、セミナーの開催場所といった申請例があり、それぞれ有料の取り扱いとなっている。

⇒迷う場面が多々出てくると思うので、その都度相談してほしい。

②「延岡市恒富南コミュニティセンターの管理運営委員会規約」について

○規約の内容については前回協議会で同意を得られたが、規約第2条の「恒富地区」という表現を「恒富中・恒富南地区」ということにしたいと提案を行う。

→委員より特に反対意見無く、規約の一部訂正を行った。

○第3条の委員会のメンバーについては、協議会のメンバーがそれぞれ代表として就任することを確認。

○附則の日付が空欄となっているが、規約や委員会の人員について確認を行った

ので、規約の附則にある日付(施行日)は本日付でよろしいか。

→委員より異議なしとの声が多数あり、本日平成 24 年9月 25 日付で施行となる。

③役員選出

管理運営委員会の役員選出について、委員間の協議の結果下記のとおりとなった。

委員長 前田 時久氏(学校法人 ウルストラ学園)

副委員長

④その他

○今後の管理運営委員会の流れの確認

・5回目の会議はいつごろになるのか

⇒次回以降は管理運営委員会規約第 11 条に定める会議となり、臨時総会という形になる。日程については指定管理者に係る申請等必要な手続きもあるため、前田委員長と協議し、調整を行い後日お知らせする。

・事務局の職員は誰がするのか。

⇒委員のつてなどで、地元から事務員をできるような方を選出してもらうほうが、地元の施設ということで都合が良いと考える。

・他のコミセンに女性職員はいるのか。

⇒川中コミセンは3人中1人、岡富コミセンは3人中2人いる。

■閉会 (20:10)

担当	市民協働係	係長	課長	企画部長
				

会 議 録

会議名	恒富南コミュニティセンター管理運営委員会臨時総会
-----	--------------------------

日時	平成24年10月10日(水) 19時00分～20時30分
場所	聖心ウルスラ学園 緑苑キャンパス内食堂
出席者	(委員)前田   (経営政策課)高浜課長、吉岡補佐、松田、兼森

内 容	<p>■協議事項</p> <p>①指定管理者申請書について (資料に沿って、指定管理者申請書の内容について説明)</p> <p>・勤務時間についてであるが、申し送りの時間をとらなくてもいいのか。 ⇒他のコミセンでは後の時間に勤務する人が早めに来て、事務の申し送りをしている。</p> <p>・多分大丈夫だとは思いますが、きちんと申し送りの時間をとることについて決めておいたほうがいいのではないかな。</p> <p>・必要ないと考える。10～15分ほど早めに来れば問題無い事であるし、社会人として早めに到着するのは当然であると考え。引継ぎの時間については、資料 P4、(3)の「管理経費の削減に関する事」にあるとおり、管理職員についてはボランティア精神のある人をということもうたっているから、それでよいのではないかな。</p> <p>・資料 P5、(6)のその他であるが、「福祉推進チーム」という表現を使うなら生き生きサロンも入れたほうがいいのではないかな。地域福祉の推進という言葉であれば全てをカバーできると思うのだが。 ⇒表現を変えると規約を変更しなければならない。(6)のその他については、あくまで管理運営委員会の中の話である。 ⇒管理運営委員会規約第3条(12)に、構成団体として恒富地区福祉推進チーム代表と規定している。このため、これを地域福祉の推進といった別の表現とするならばこの第3条(12)を変更する必要がある。 ⇒共通認識を持ちやすいよう、今ここで名称を変えるということではいかかだろうか。</p>
-----	---

(協議の結果、管理運営委員会規約第3条(12)の「恒富地区福祉推進チーム代表」を「恒富地区地域福祉活動グループ」に変更した)

・職員のローテーションについては、この形で決定なのか。他のコミセンではどういう勤務体制をとっているのか。

⇒他のコミセンでも、基本的には3人体制であり、一日を前半・後半2つに分けて一人ずつ勤務している。職員に急用があったり都合が悪いときはその都度職員同士で調整したり、管理運営委員会の委員に出てもらっている。なお、東海コミセンでは一日中同じ人が勤務していると聞いているが、そうになると休憩時間や労働基準法の問題も出てくる。この表のローテーションで確定というわけではなく、あくまで基本形を示しているだけで、後で変えることも可能である。

・勤務の形態について確認したいが、職員はどここの所属となるのか。また、万一仕事中に事故が起こり、弁償や慰謝料を支払わなければならなくなったとき、それはどこが対応するのか。予期せぬことが起こったときのための用意をしておく必要があるのでは。

⇒職員の雇用であるが、管理運営委員会が雇用し、市が直接雇用するわけではない。また、他のコミセンでは給料から保険をかけ、不測の事態が起きてもいいように備えているところである。

・就業規則などは作っていないのか。

⇒規則を定めているコミセンはない。

・就業規則等についてはハローワークで話を聞いて参考にするのもよいのではないか。

②当委員会の行う自主事業について

(委員長)コミュニティセンターを利用する人たちが何をしたいかということ拾い上げて実施したい。このコミセンはウルスラ学園の隣に位置しており、他のコミセンには無い特色や利点がある。そういうところを生かしていきたい。

・他のコミセンでは男の料理教室などが大変盛況であるようだ。

(委員長)ウルスラの施設を利用する場合、およそ半日で2,000円程度である。食堂を利用する場合は無料の方針で考えている。

⇒話し合いの内容を整理すると、自主事業の内容については「落成式」と「ウルスラ学園の施設を活用した事業等」という表現にしてはいかがだろうか。個別のイベントを羅列するより、大まかな表現として記載し、後は中身についてゆっくり検討していけばよい。とりあえずはこの2つだけ表記しておけば大丈夫ではないか。

・ウルスラの施設を活用してもよいというお話であったが、ウルスラ学園に過度に依存

して、学園の負担にならないようにするべきではないか。

(委員長) 自主事業に関しては、ウルスラ学園としては特に負担であるとは考えていない

(協議の結果、自主事業の内容については①「落成式」②「ウルスラ学園の施設を活用した事業」となった)

③規約の条項追加について

○規約の内容について、下記のとおり変更を加えることを提案・確認する

・第3条(12)については、本日の協議の結果

「恒富地区福祉推進チーム」→「恒富地区地域福祉活動グループ」とする

・第3条2を追加(委員会の事務所について)

・第9条について、表現を平易なものに変更

・第10条2について、「事務局員」→「事務局職員」へ変更した。

委員より特に意見等無く規約の変更を行うことで一致した。

④その他

・ 管理運営委員会の開催については水曜日・金曜日をはずしてほしい。

⇒今後はよく日程の調整を行いたい。

・ 月の上旬と月末は区の行事等が立て込んでいるので、中旬くらいに開催してほしい。

⇒これも考慮に入れたい。

■閉会 (20:30)

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会臨時総会

日時：平成 24 年 10 月 10 日（水）19：00～
場所：緑苑キャンパス内食堂

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 経営政策課長あいさつ

4 協議事項

- ① 指定管理者申請書について
- ② 当委員会の行なう自主事業について
- ③ 規約の条項追加にについて
- ④ その他

5 閉 会

(様式第2号)

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者事業計画書

申請団体名：延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会

1 管理運営にあたっての基本的方針

(1) 市民の平等な利用に関すること

○関係する法律、条例等に基づく公の施設の管理運営のあり方について

施設の管理運営にあたっては、当施設が地域住民のコミュニティ活性化を図る拠点施設であることや、公の施設の指定管理者として管理運営を行っていくことを常に念頭に置き、公平な運営はもちろんのこと、地域住民による自主的な運営精神のもと、経費等の削減と地域の実情に沿ったきめ細やかかつ柔軟な運営に努める。

○市民の平等利用の確保について

延岡市恒富南コミュニティセンター条例等の規定に基づき、使用許可や料金徴収を行う。申請団体から、使用許可申請書の提出時に利用目的や活動内容等、丁寧に聞き取りを行い、有料利用、無料利用の取扱いの判断をしっかりと行うことや、申請された利用時間帯が重複しそうな場合には、団体間の調整を図るなど、それぞれが平等に、公平に利用できるよう運営に努める。

○情報公開、個人情報保護について

申請書類の中には、個人情報が含まれるものもあり、書類を他人の目に入る場所に置かず、キャビネット内に管理するなど、管理方法を徹底する。また、業務上知り得た個人情報については、事務所以外へは持ち出すことがないようにするとともに、事務局職員に対しては研修を行い、適正な管理運営ができるよう努める。

○当該施設に係る苦情等への対応について

苦情を受けた事務局職員は速やかに管理運営委員長へ報告し対応を協議する。その場で解決できるものであれば迅速に対応し、委員長へ報告する。様々なケースを想定し、事務局職員全員が同じ対応ができるよう事前研修を行い、適正に対応できる体制づくりを行う。

(2) 施設効用の発揮に関すること

○当該施設の管理運営方針等について

当施設の設置目的でもある地域住民のコミュニティの活性化を図るためにも、地域の方々が利用しやすい、そして次も利用したいと思われるような管理運営を目指していく。そのためにも、地域からの様々なニーズや、利用者からの要望等に可能な限り柔軟に対応しながら、地域のコミュニティ活動の拠点施設となるよう管理運営に努める。

そのためにも、まずは当施設の利用に関する周知を行い、利用してもらうことで、利用者アンケートの実施や利用者からの直接の声を聞くことで、より地域に根ざしたコミュニティセンターとなるよう努める。

当施設は学校施設の敷地内に設置されており、学校を運営する学校法人聖心ウルスラ学園や、地域との連携を図りながら、コミュニティの活性化を図るための自主事業展開を検討している。

○自主事業等について

自主事業予算として100千円を計上している。地域との連携を図った事業と、ウルスラ学園の施設を活用した事業の実施を計画している。

事業名	事業内容	実施時期	予算額
恒富南コミュニティセンター開所記念イベント	センター開所の記念イベントとして、開所式を開催。 地元住民や関係団体等を招待し、センターの周知を図るとともに、地域コミュニティの形成を図る。	4月	50,000円
ウルスラ学園施設を活用した事業	調理室を借りての料理教室の実施、音楽会の開催など、地域の子供から高齢者を対象にした事業を実施。	-	50,000円

(3) 管理経費の削減に関すること

○経費の節減等の具体的な方策について

施設の管理経費の中で、人件費が占める割合が大きくなると思われる。事務局職員の採用については、地域活動に熱心でボランティア精神のある人を考えている。

事務用品等の購入についても、無駄を省きながらできる限りで節約していく。

施設内の節電や、節水に心がける。

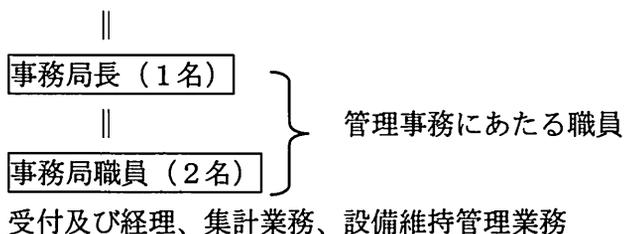
設備の定期的な点検を行い、大きな故障やトラブルを未然に防ぐよう努める。また、会議室等の清掃については、利用者にも協力を依頼し、いつでもきれいに利用できるよう心がけるとともに、施設敷地内の清掃についても自主的に定期的に行うことで、経費の削減に努める。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

○施設管理業務にかかる人員体制、連絡体制、勤務体制について

事務局職員は3名（事務局長1名含む）を予定。1日2交代制とし、ローテーション勤務。

管理運営委員会（委員15名） ※必要に応じ委員会を開催



ローテーションの組み方は次のとおり。

	1		2		3	
	A	B	A	B	A	B
①	○			○		
②		○			○	
③			○			○

(A) 9時30分から15時30分 (B) 15時30分から22時

(A) から (B) への引継ぎは直接行うとともに、重要事項については引継書を作成する。繁忙期には、必要に応じて柔軟に2名体制で対応できるようにする。また、事務局職員の事情により、ローテーションに支障が出る場合については、当管理運営委員の中から、代替りの者を配置することで対応する。

防火管理者を配置し、消防計画を作成する。また、緊急時や災害時においては、利用者の安全確保を第一に、聖心ウルスラ学園とも連携を図り対応できるよう、管理運営委員や事務局職員への研修を計画している。

業務に関する研修及び、施設、設備操作に関する研修を行い、適正な管理運営ができる体制づくりに努めるとともに、接遇面での対応が重要な施設であると考えており、事務局職員に対して接遇研修を行い、丁寧な接客、応対を心がける。また、既に設置されている延岡市内の他のコミュニティセンターの運営状況を実際に見て学ぶことを検討している。

(5) その他公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

延岡市恒富南コミュニティセンター指定管理者仕様書に基づき、適正な管理運営に努める。

(6) その他（組織体制について特記すべき事項があれば記入してください。）

当管理運営委員会は、学校法人聖心ウルスラ学園、地区区長会や地元区長、地区社会福祉協議会、高齢者クラブ連合会、民生児童委員協議会、地域福祉活動グループ、学校 PTA といった、この地域事情を熟知したメンバーで構成されており、地域のニーズや隣接する学校との連携等にスムーズに対応できる体制が整っている。

2 類似施設の運営実績【別紙添付可】

施設名	なし
所在地	
主な業務内容	
管理運営期間	

延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、延岡市恒富南コミュニティセンター（以下「センター」という。）の維持管理を行うとともに、恒富中・恒富南地区住民の生涯学習の推進・地域福祉の向上を含むコミュニティ活動の促進に関する自主的な施設の利用計画及び運営に関する事項について協議し、適切かつ円滑に遂行することを目的とする。

(組織及び事務所)

第3条 委員会は、下記の構成団体等をもって組織し、それぞれ（ ）内に掲げる人員を管理運営委員に選出する。ただし、必要に応じて増減できる。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 学校法人聖心ウルスラ学園代表 | (1) |
| (2) 恒富中地区区長会代表 | (1) |
| (3) 恒富南地区区長会代表 | (1) |
| (4) 北緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (5) 中緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (6) 南緑ヶ丘区代表 | (1) |
| (7) 恒富中地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (8) 恒富南地区社会福祉協議会代表 | (1) |
| (9) 恒富地区高齢者クラブ連合会代表 | (1) |
| (10) 恒富中地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (11) 恒富南地区民生児童委員協議会代表 | (1) |
| (12) 恒富地区地域福祉活動グループ代表 | (1) |
| (13) 南中学校PTA代表 | (1) |
| (14) 南小学校PTA代表 | (1) |
| (15) 緑ヶ丘小学校PTA代表 | (1) |

2 委員会の事務所は委員長の自宅に置く。

(事業)

第4条 委員会は第2条の目的を達成するため、延岡市と緊密に連絡を取り次の事業を行う。

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの利用受付及び広報
- (3) センターの指定管理料の管理及び施設利用料の徴収
- (4) 恒富地区住民のコミュニティ意識醸成のための自主事業
- (5) その他必要と認められる事業

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 委員長、副委員長は管理運営委員の中から選任する。

2 監事は委員会で委員以外の者より推薦し、委員長の了承を得る。

(役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行するとともに、各種事業の企画・立案の調整にあたる。
- 3 監事は、会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了後は、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会が行なう事業を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局職員を置き、うち一人を事務局長とする。
- 3 事務局長及び事務局職員は、委員長が任免する。

(財務)

第10条 委員会の出納は委員長が行う。

- 2 委員長は、事務局職員のうちから、委員会出納員を命ずることができる。
- 3 出納員は、委員長の命を受けて委員会の出納その他の事務を掌る。

(会議)

第11条 委員会の会議は、総会及び役員会とする。

- (1) 定期総会は、毎年1回委員長が招集する。
 - (2) 臨時総会は、委員長が必要と認めたとき又は委員の半数以上の請求があったとき委員長が招集する。
- 2 総会は、次の事項を決議する。ただし、規約の制定又は変更については延岡市と協議するものとする。
- (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の認定
- 3 役員会は総会において議決された事業計画及び予算に関し、必要な事項を協議する。

(会議の運営)

第12条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

2 会議の議長は、委員長がこれを務める。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(経費)

第13条 委員会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

(1) 延岡市の指定管理料及びセンター利用料金

(2) その他の収入

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は、延岡市と協議し別に定める。

附則

この会則は、平成24年9月25日から施行する。

検査調書（物品等）

契 約 金 額	2,296,980 円							
契 約 締 結 日	平成 25 年 2 月 20 日							
納 入 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 延岡市春日町2丁目8番地3 商号又は名称 株式会社 出先 代表者氏名 代表取締役 出先 秀樹							
内 訳								
品 名	規 格	数 量	金 額	納 入 期 限	納 入 月 日	検 査 月 日	検 査 場 所	備 考
折りたたみ椅子	コクヨ CF-5BN	200	1,008,000	3. 22	3. 14	3. 14	恒富南 コミュニティセンター	
折りたたみ机	コクヨ KT-30TNN	66	1,288,980	3. 22	3. 14	3. 14	恒富南 コミュニティセンター	
検 査 意 見	仕様書のとおり相違ありません。							
上記のとおり検査しました。 平成 25 年 3 月 14 日 / 検査員 所属課 経営政策課 補職名 副参事兼課長 氏 名 高浜 公善								



見 積 依 頼 書

延経第 100 号
平成25年 2月 8日

_____(業者名) 様



延岡市長 首藤 正治

随意契約に付するための見積書の徴取について

延岡市契約規則第21条の規定に基づき、次の物品購入について随意契約に付するための見積書を徴取しますので、下記の事項をふまえて、見積書の提出をお願いします。

物品の名称	放送・通信用機器一式
規格及び数量	別添仕様書のとおり
納入期限及び場所	別添仕様書のとおり

記

1. 見積書提出期限 日時：平成25年 2月 15日 17時00分まで
及び提出場所 場所：延岡市役所本庁 2階 企画部経営政策課
2. 見積書の記載方法等
 - (1) 見積金額は、仕様書等をふまえて当該物品の総額を記載してください。
なお、見積書には、参考として当該物品のメーカー名、品番及び定価を記入してください。
 - (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税は、見積金額に含めないでください。
 - (3) 見積金額には、当該物品の搬入、組立、梱包材の引取り及び取扱説明に係る費用を含みます。
 - (4) 見積書を提出されない場合は、棄権とみなします。また、提出期限後に見積書を提出された場合は、無効とします。
3. 契約の相手方の決定方法等

- (1) 見積書を提出した者のうち、最も低い見積金額を提示した者と契約を締結します。
- (2) 最も低い見積金額を提示した者が2者以上あるときは、くじで決定します。なお、くじについては、この契約に関係のない本市職員にくじを引かせて実施します。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とします。

4. 契約担当部課

延岡市東小路2番地1

企画部 経営政策課 担当者：松田 TEL 0982-22-7079

物品購入仕様書

■物品名称 通信用機器一式

■仕様・規格・数量等	物 品 名	仕様・規格等	数量
	ワイヤレスアンプ	TOA WA-1820CD	1
	ワイヤレスマイク	TOA WM-1220	2
	チューナーユニット	TOA WTU-1820	1
	床上マイクスタンド	TOA ST-322B	1
	卓上マイクスタンド	TOA ST-66A	2

- ・すべて、仕様・規格等に示すものもしくは同等以上のもの
- ・上記参考品以外で、規格等が同等以上の品により、見積に参加する場合には、当該製品カタログを下記担当課に提出し、同等品以上であることの承認を得ること。

※承認申請期限 平成25年2月14日（木）12時まで

- その他
- ・購入物品は新品とする。
 - ・導入システムが正常に動作可能な状態に調整して納入すること。
 - ・物品の納入に必要な搬送費用、設置費用等の全ての費用は、受注者負担とする。
 - ・納入の際に発生する梱包材等は、受注者において処分すること。

- 納入期限等
- ・納入期限：平成25年3月22日（金）
 - ・納入場所：延岡市恒富南コミュニティセンター
(延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号)

■担当者連絡先 延岡市企画部経営政策課（担当：松田）
TEL 0982-22-7079 FAX 0982-22-7090

業者選定依頼書

契約管理課長 様

企画部 経営政策課長

高浜 公善



(担当者) 市民協働 係

松田 健太郎

内線No.3032

次の件について、業者の選定を依頼します。

件名等	通信用機器一式 (放送)
予算額又は予定価格	節 備品購入費 細節 庁用器具費 347,000 円
内容	別紙仕様書のとおり
選定目的 (該当するものに○)	1 予算要求のための見積 (当初予算・補正予算) 2 設計のための見積 ③ 随意契約に付するための見積 4 その他(具体的に)

※依頼の際は、仕様書等の資料を添付すること。

業者選定結果表

選定業者名	1. (株)イーネットコム 2. 旭陽電業(株) 3. (株)パシック 4. でんかプラザやまうち
<p>選定依頼のあった業者について、上記のとおり選定します。 随意契約の相手方、契約金額等が決定した場合は、契約管理課へ連絡すること。</p> <p>25年 2 月 5 日</p> <p>契約管理課長 福永秀樹</p> 	
選定理由	市内の入札参加資格者のうち、今年度の受注状況を考慮して、4者を選定した。 (放送・通信機器)

(物品等、清掃等の役務用)

通信用機器購入に
あたり、業者選定依頼します。

課
員

政策推進係長

広報広聴係長

市民協働係長

経営政策課長

平成25年2月 日

業者選定依頼書



契約管理課長 様

企画部 経営政策課長 高浜 公善 印

(担当者) 市民協働 係 松田 健太郎 内線No.3032

次の件について、業者の選定を依頼します。

件名等	通信用機器一式
予算額又は予定価格	節 備品購入費 細節 庁用器具費 347,000 円
内容	別紙仕様書のとおり
選定目的 (該当するものに○)	1 予算要求のための見積 (当初予算・補正予算) 2 設計のための見積 ③ 随意契約に付するための見積 4 その他(具体的に)

※依頼の際は、仕様書等の資料を添付すること。

業者選定結果表

選定業者名				
<p>選定依頼のあった業者について、上記のとおり選定します。 随意契約の相手方、契約金額等が決定した場合は、契約管理課へ連絡すること。</p> <p>年 月 日 契約管理課長 福永 秀樹 印</p>				
<p>選定理由</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>				

物品購入仕様書

■物品名称 通信機器一式

物品名	仕様・規格等	数量	単価	金額
ワイヤレスアンプ	TOA WA-1820CD	1	173,250	173,250
ワイヤレスマイク	TOA WM-1220	2	45,150	90,300
チューナーユニット	TOA WTU-1820	1	57,750	57,750
床上マイクスタンド	TOA ST-322B	1	15,000	15,000
卓上マイクスタンド	TOA ST-66A	2	5,000	10,000
				346,300

- ・すべて、仕様・規格等に示すものもしくは同等以上のもの
- ・上記参考品以外で、規格等が同等以上の品により、見積に参加する場合には、当該製品カタログを下記担当課に提出し、同等品以上であることの承認を得ること。

※承認申請期限 平成25年 月 日 () 17時まで

■その他

- ・購入物品は新品とする。
- ・導入システムが正常に動作可能な状態に調整して納入すること。
- ・物品の納入に必要な搬送費用、設置費用等の全ての費用は、受注者負担とする。
- ・納入の際に発生する梱包材等は、受注者において処分すること。

■納入期限等

- ・納入期限：平成25年3月22日（金）
- ・納入場所：延岡市恒富南コミュニティセンター
(延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号)

■担当者連絡先

延岡市企画部経営政策課（担当：松田）
TEL 0982-22-7079 FAX 0982-22-7090